

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
20	右上図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
21	左上図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
21	右上図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
21	右上図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
22	上地図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
31	6-16	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
37	9-10	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
45	左上グラフ	(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 3 参照)
45	右上グラフ	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
45	左下	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
45	右下写真	(添付別紙 4 参照)	(添付別紙 4 参照)
46	右上地図	(添付別紙 5 参照)	(添付別紙 5 参照)
50	左下図	(添付別紙 5 参照)	(添付別紙 5 参照)
52	上図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
55	上図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)
55	上図	(添付別紙 6 参照)	(添付別紙 6 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
56	左上グラフ	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
63	注①	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
66	右上グラフ	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 9 参照)
66	下	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 9 参照)
67	右上図	(添付別紙 8 参照)	(添付別紙 9 参照)
68	左下図	(添付別紙 7 参照)	(添付別紙 7 参照)
73	右	(添付別紙 10 参照)	(添付別紙 10 参照)
74	左上グラフ	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
74	右上グラフ	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
74	注①	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
85	上年表	(添付別紙 11 参照)	(添付別紙 11 参照)
86	上図	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
88	左下グラフ	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
96	上表	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
97	上地図	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
97	上地図	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
97	2-3	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
98	上地図	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
98	14-16	(添付別紙 13 参照)	(添付別紙 13 参照)
99	左上グラフ	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
101	左地図	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
101	右上	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
101	右下	(添付別紙 14 参照)	(添付別紙 14 参照)
105	左上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
105	右上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
106	右上地図	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)
109	注①	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
110	左上図	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
110	注①	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
120	左下グラフ	(添付別紙 16 参照)	(添付別紙 16 参照)
120	右下グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
125	右上グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)
126	左下グラフ	(添付別紙 17 参照)	(添付別紙 17 参照)

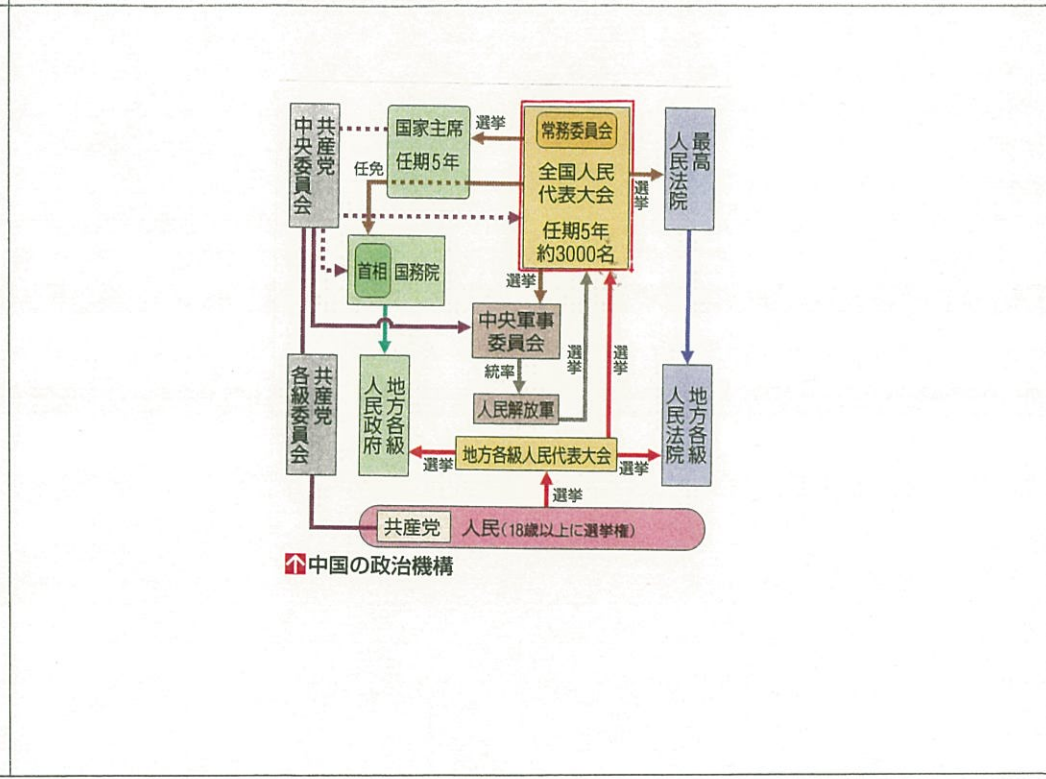
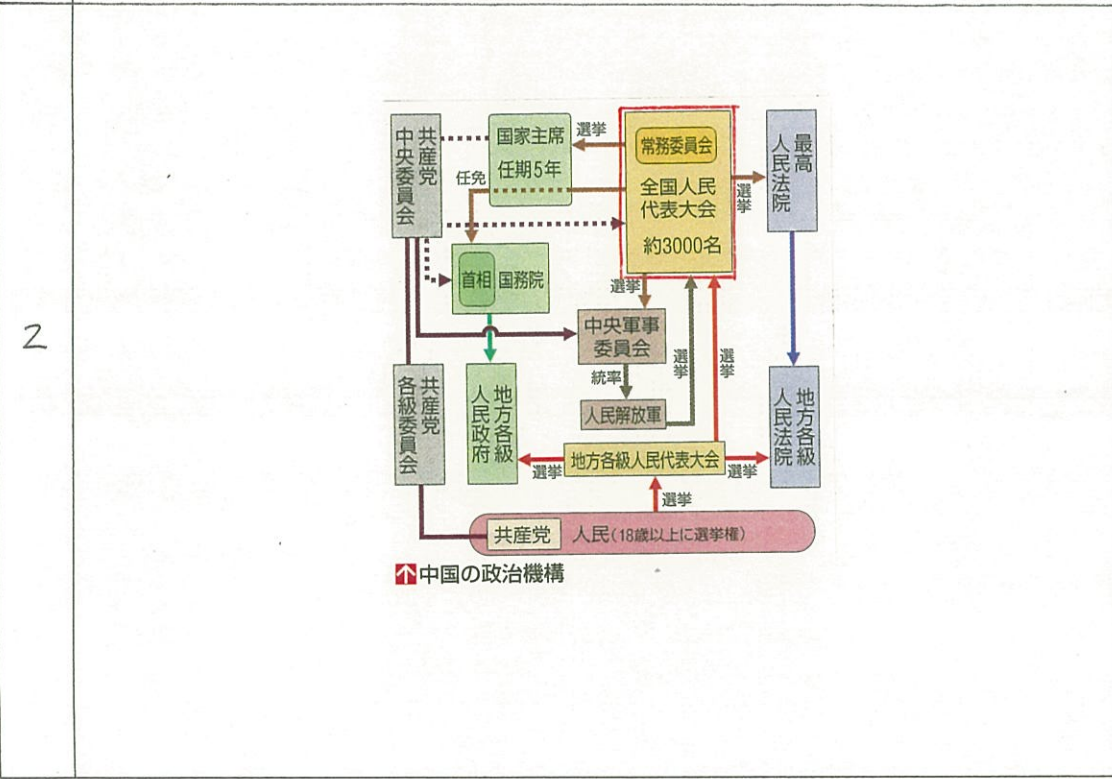
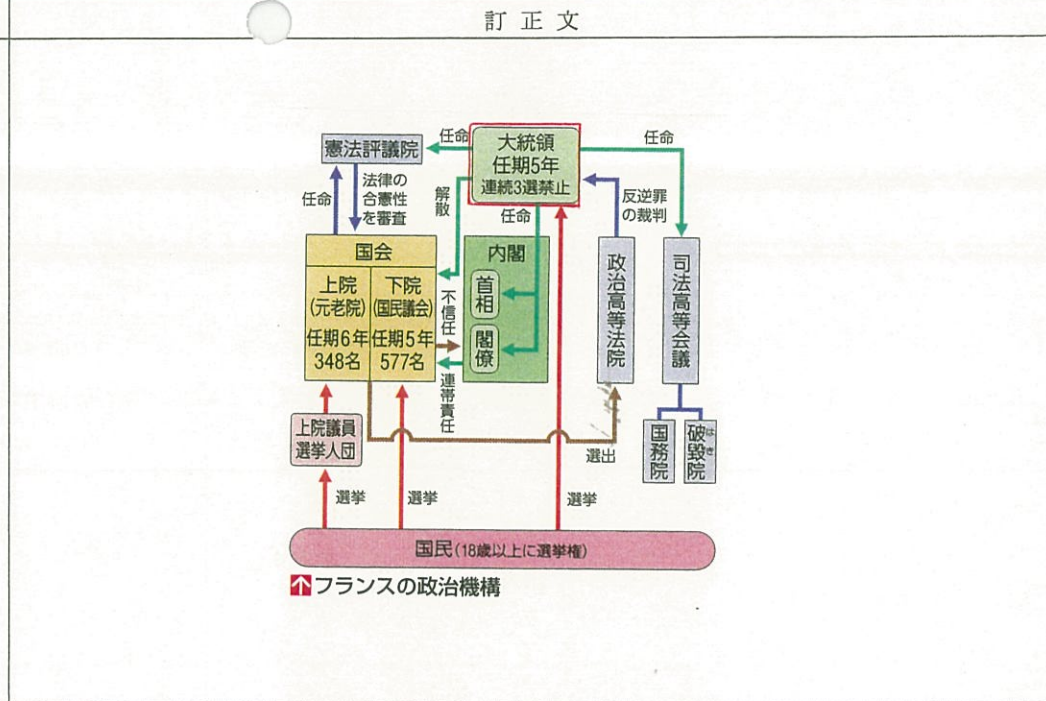
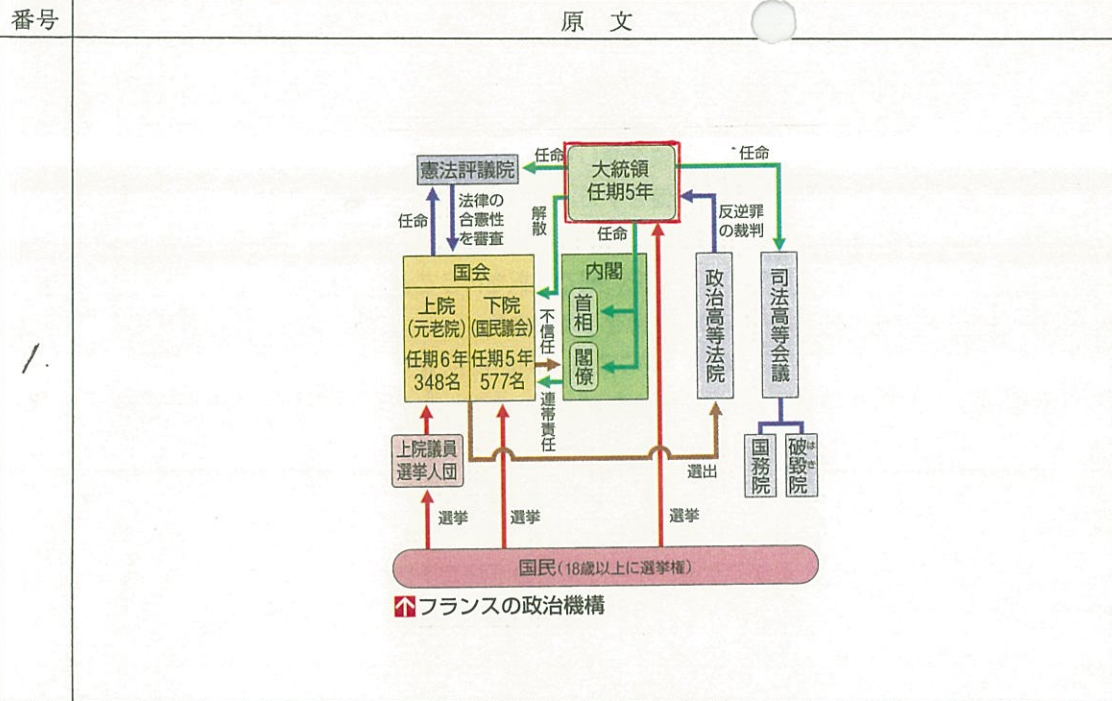
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
128	上グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
130	左上グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
131	右下グラフ	(添付別紙 18 参照)	(添付別紙 18 参照)
132	右上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
134	右上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
139	右上グラフ	(添付別紙 19 参照)	(添付別紙 19 参照)
140	左上グラフ	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
140	注①	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
141	22-25	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
142	下グラフ	(添付別紙 20 参照)	(添付別紙 20 参照)
144	右上グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 21 参照)
144	注①	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 21 参照)
145	左上グラフ	(添付別紙 21 参照)	(添付別紙 21 参照)
145	右上グラフ	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
146	左上グラフ	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)
146	10-12	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)
146	21	(添付別紙 22 参照)	(添付別紙 22 参照)
148-149	上グラフ	(添付別紙 23 参照)	(添付別紙 24 参照)
150	右上グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
155	左下グラフ	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
157	3-5	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
157	コラム 右段 6-8	(添付別紙 25 参照)	(添付別紙 25 参照)
157	右下グラフ	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
162	下表	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
164	下	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
165	5-6	(添付別紙 26 参照)	(添付別紙 26 参照)
167	左上グラフ	(添付別紙 27 参照)	(添付別紙 27 参照)
167	6-8	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
169	右上グラフ	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
175	左上グラフ	(添付別紙 28 参照)	(添付別紙 28 参照)
176	左上グラフ	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
176	右上グラフ	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
176	4-6	(添付別紙 29 参照)	(添付別紙 29 参照)
179	右上表	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
181	左上グラフ	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
181	注②	(添付別紙 30 参照)	(添付別紙 30 参照)
182	左上グラフ	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
182	右上グラフ	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
187	右上表	(添付別紙 31 参照)	(添付別紙 31 参照)
190	上グラフ	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
193	右下グラフ	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
194	コラム 左段 2-5	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
194	注②	(添付別紙 32 参照)	(添付別紙 32 参照)
195	上地図	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
196	左上グラフ	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
198	下	(添付別紙 33 参照)	(添付別紙 33 参照)
199	左上グラフ	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
199	11	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
199	11	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
199	13	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
201	右上グラフ	(添付別紙 34 参照)	(添付別紙 34 参照)
202		(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
204	左段 3-5	(添付別紙 35 参照)	(添付別紙 35 参照)
204	左下グラフ	(添付別紙 36 参照)	(添付別紙 36 参照)
205	左上図	(添付別紙 36 参照)	(添付別紙 36 参照)
206	左下グラフ	(添付別紙 36 参照)	(添付別紙 36 参照)
207	左上地図	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
207	右上地図	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)
208	左下グラフ	(添付別紙 37 参照)	(添付別紙 37 参照)

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
209	右上グラフ	(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 38 参照)
212	左段 3-7	(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 38 参照)
212	左下グラフ	(添付別紙 38 参照)	(添付別紙 38 参照)
213	左上グラフ	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
214	左下グラフ	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
214	右段 7-8	(添付別紙 39 参照)	(添付別紙 39 参照)
216	左下グラフ	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
216	右段 3-6	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
217	上地図	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
217	上地図	(添付別紙 40 参照)	(添付別紙 40 参照)
221	左上グラフ	(添付別紙 41 参照)	(添付別紙 41 参照)
234	上	(添付別紙 42 参照)	(添付別紙 42 参照)
242	左段 4	(添付別紙 41 参照)	(添付別紙 41 参照)
後見返		(添付別紙 43 参照)	(添付別紙 43 参照)
96	上表	(添付別紙 12 参照)	(添付別紙 12 参照)
110	右上グラフ	(添付別紙 41 参照)	(添付別紙 41 参照)
105	左上グラフ	(添付別紙 15 参照)	(添付別紙 15 参照)

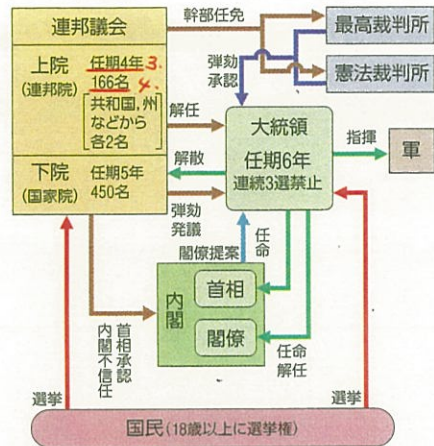


番号

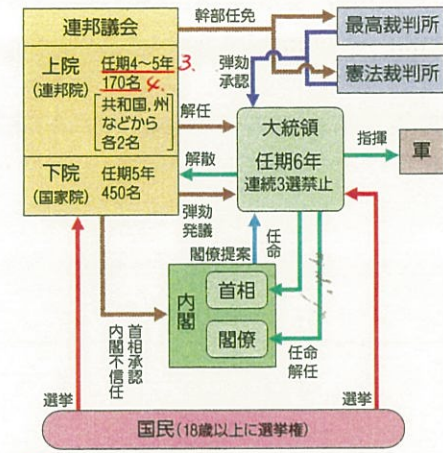
原文

訂正文

3
4

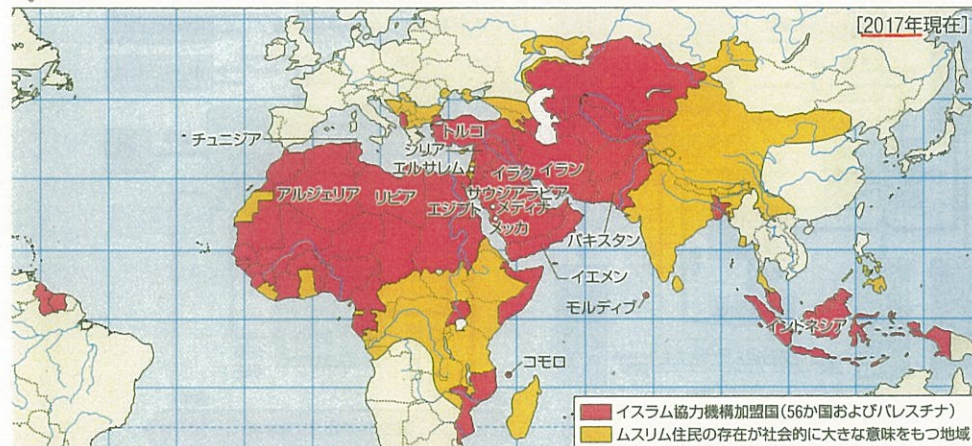


ロシアの政治機構

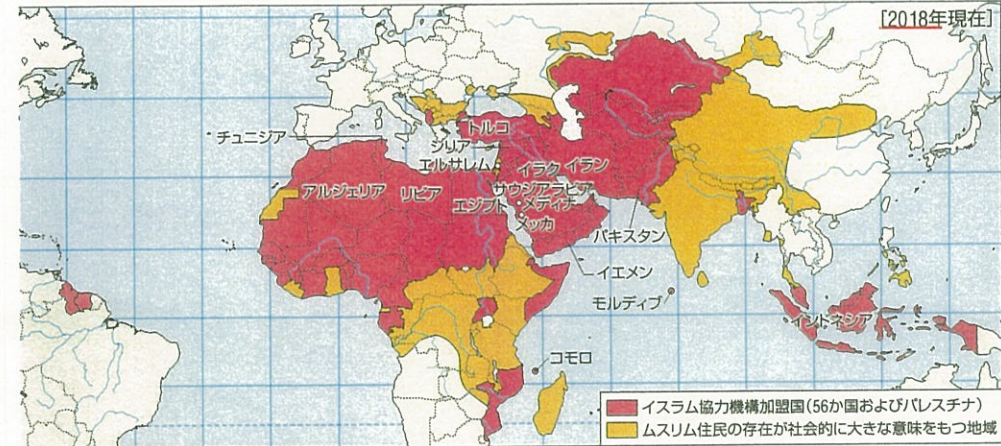


ロシアの政治機構

5



ムスリム(イスラム教徒)の世界分布



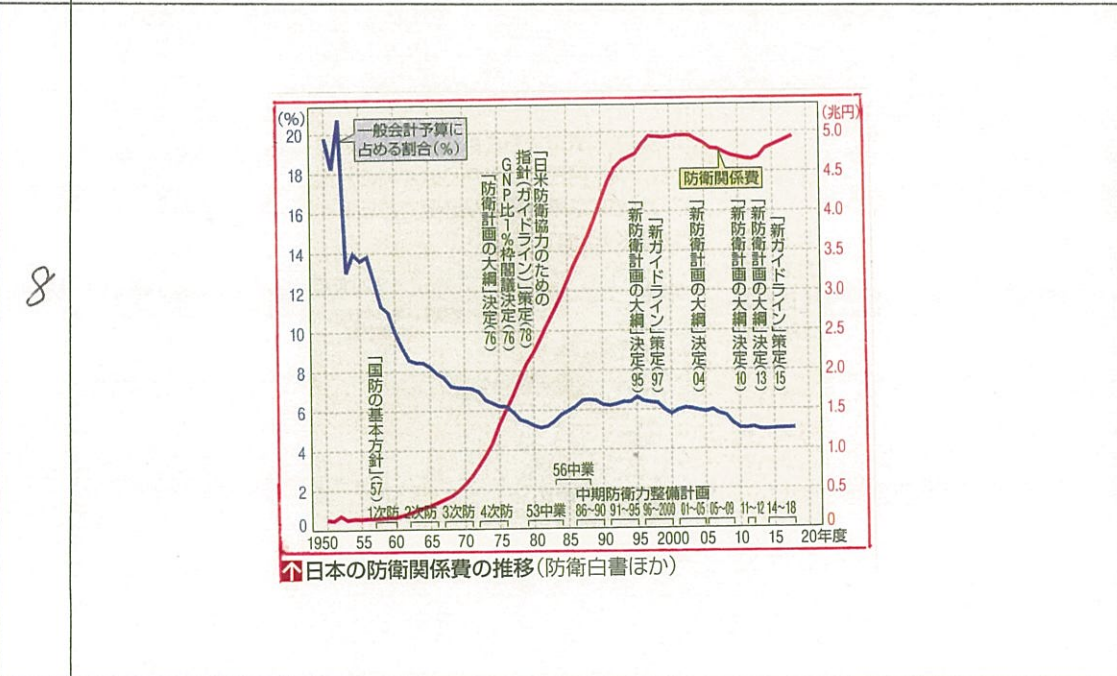
ムスリム(イスラム教徒)の世界分布

番号 原文

なされてきた。また、長年にわたるアイヌ民族による差別撤廃の働きかけの結果としてアイヌ文化振興法が制定された。

アイヌ文化振興法 1997年に制定された「北海道旧土人保護法」は、アイヌ民族に同化を強要する差別的な法律であった。この法律の撤廃を求める動きが長年続けられ、1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定された。これにより旧土人保護法は廃止され、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ること」(第1条)が明記された。しかし、法律の内容は文化振興が中心で、アイヌ民族の先住権にかかわる項目は盛り込まれなかった。2007年に国連総会で「先住民族の権利宣言」が採択され、2008年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択された。これを受けて、アイヌ政策推進会議が設置された。

7 の機会を提供すべきだとの考えにもとづいている。この権利にもとづいて、職業安定法、雇用対策法といった法律がつくられている。

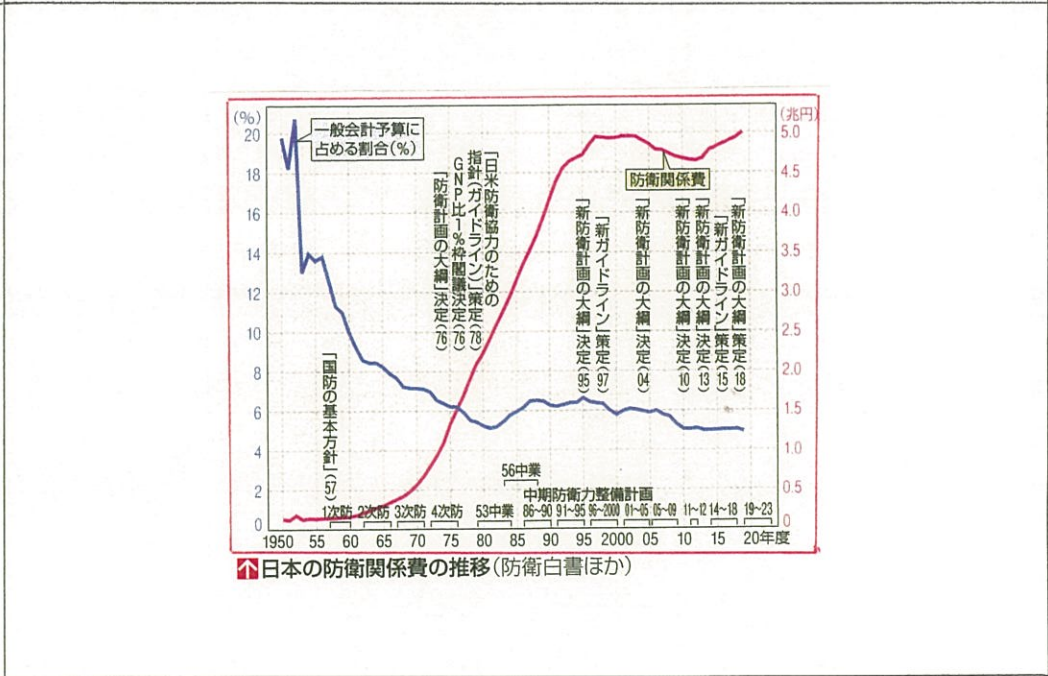


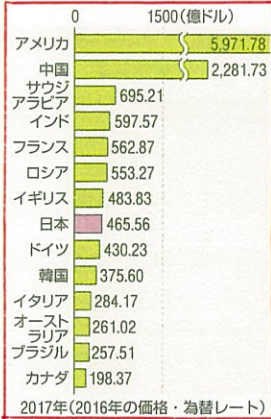
訂正文

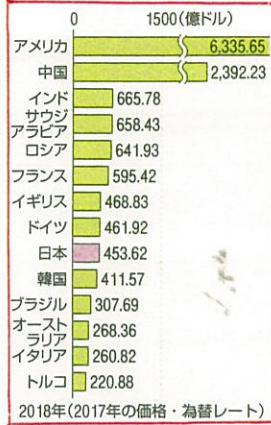
なされてきた。また、長年にわたるアイヌ民族による差別撤廃の働きかけの結果としてアイヌ民族支援法が制定された。

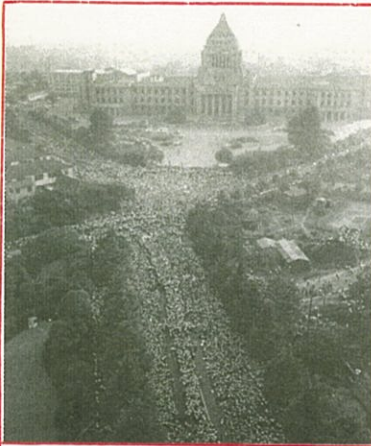
アイヌ民族支援法 1999年に制定された「北海道旧土人保護法」は、アイヌ民族に同化を強要する差別的な法律であった。1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が制定され、旧土人保護法が廃止されたが、法律の内容は文化振興が中心で、アイヌ民族の先住権にかかわる項目は盛り込まれなかった。その後、2007年に国連総会で「先住民族の権利宣言」が採択されるなどの動きがあり、2019年に、アイヌ民族を法律として初めて先住民族と明記し、差別の禁止や観光、産業を支援する交付金制度などを盛り込んだ「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法)が制定された。

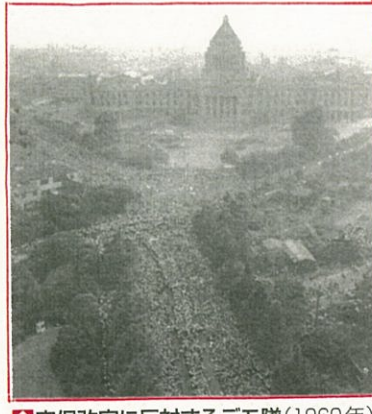
の機会を提供すべきだとの考えにもとづいている。この権利にもとづいて、職業安定法などの法律がつくられている。



番号	原文
9	 <p>2017年(2016年の価格・為替レート)</p> <p>おもな国の軍事支出 (SIPRI資料)</p>

番号	訂正文
9	 <p>2018年(2017年の価格・為替レート)</p> <p>おもな国の軍事支出 (SIPRI資料)</p>

10. 11	<p>ことが認められた(第6条)が、日本政府との事前協議という歯止めがかけられることになった。その後、米軍の強大な軍事力と専守防衛の任務をもつ自衛隊の充実を通じて、冷戦時代の日本の安全保障政策は進められてきた。しかし、アメリカの要請に応じて日本側は米軍駐留経費のかなりの部分を負担しており(「思いやり予算」)、日本国内での米軍の行動について定めた日米地位協定^①については、米</p>  <p>安保改定に反対するデモ隊(1960年)</p>
-----------	---

10. 11	<p>ことが認められた(第6条)が、日本政府との事前協議という歯止めがかけられることになった。その後、米軍の強大な軍事力と専守防衛の任務をもつ自衛隊の充実を通じて、冷戦時代の日本の安全保障政策は進められてきた。しかし、アメリカの要請に応じて日本側は米軍駐留経費のかなりの部分を負担しており(「思いやり予算」)、また多額の武器を輸入している。日本国内での米軍の行動^①について定めた日米地位協定^①については、</p>  <p>安保改定に反対するデモ隊(1960年)</p>
-----------	--

番号

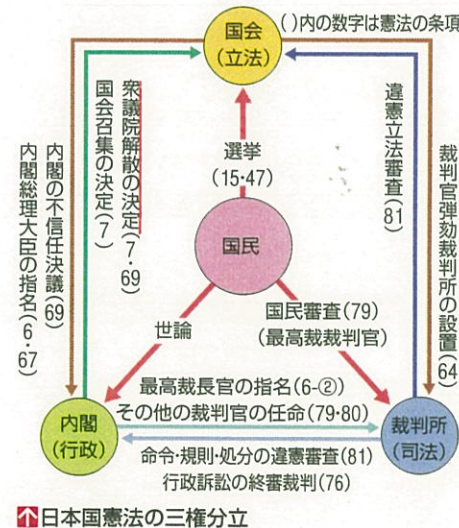
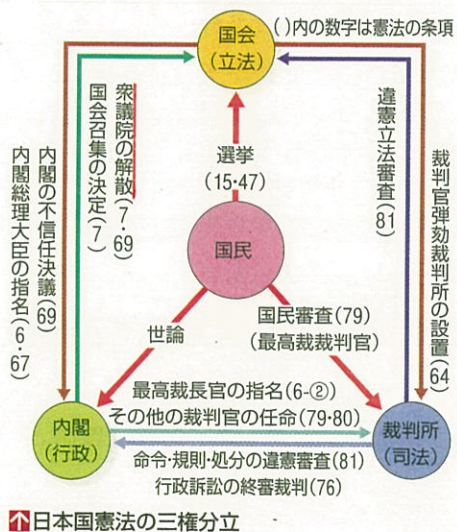
原文

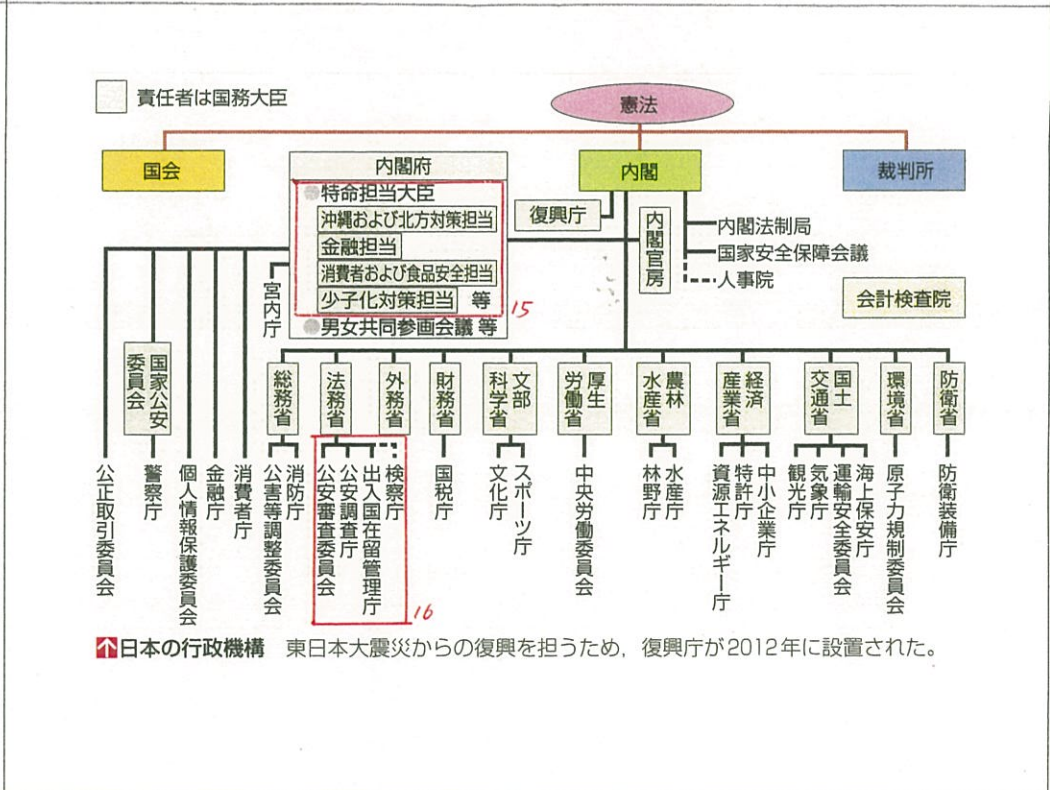
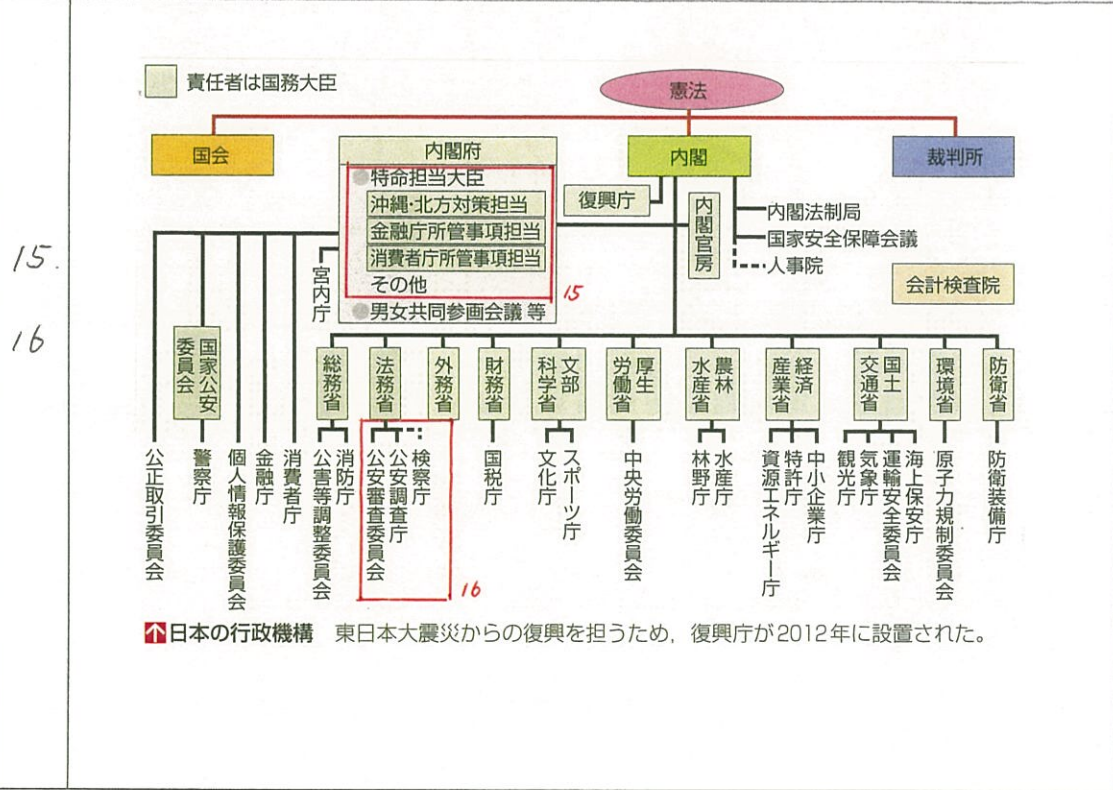
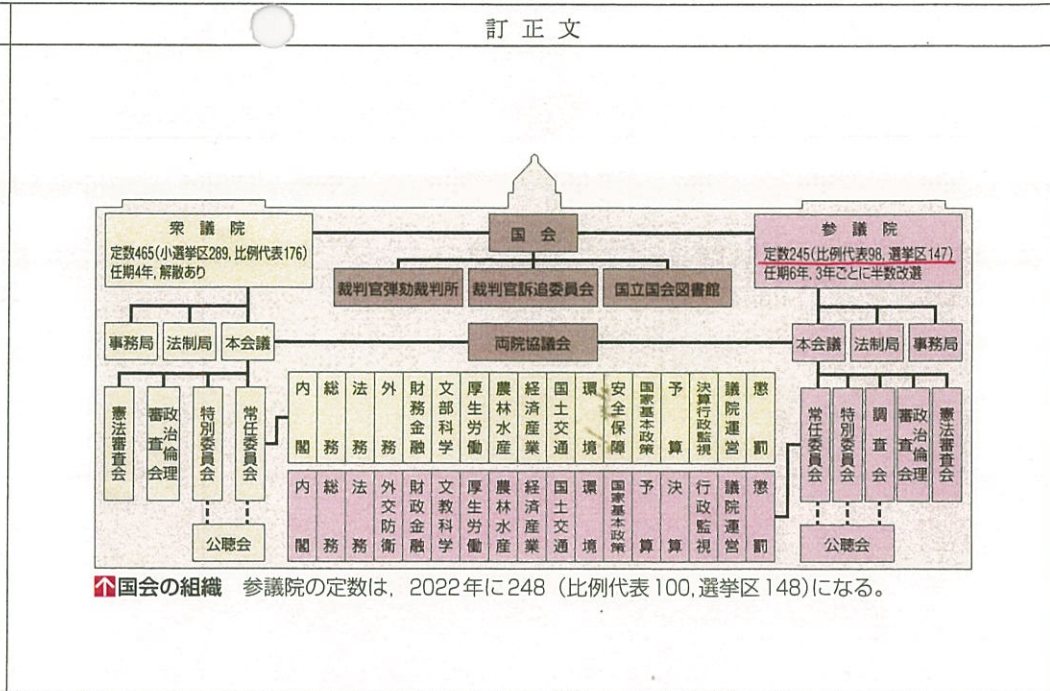
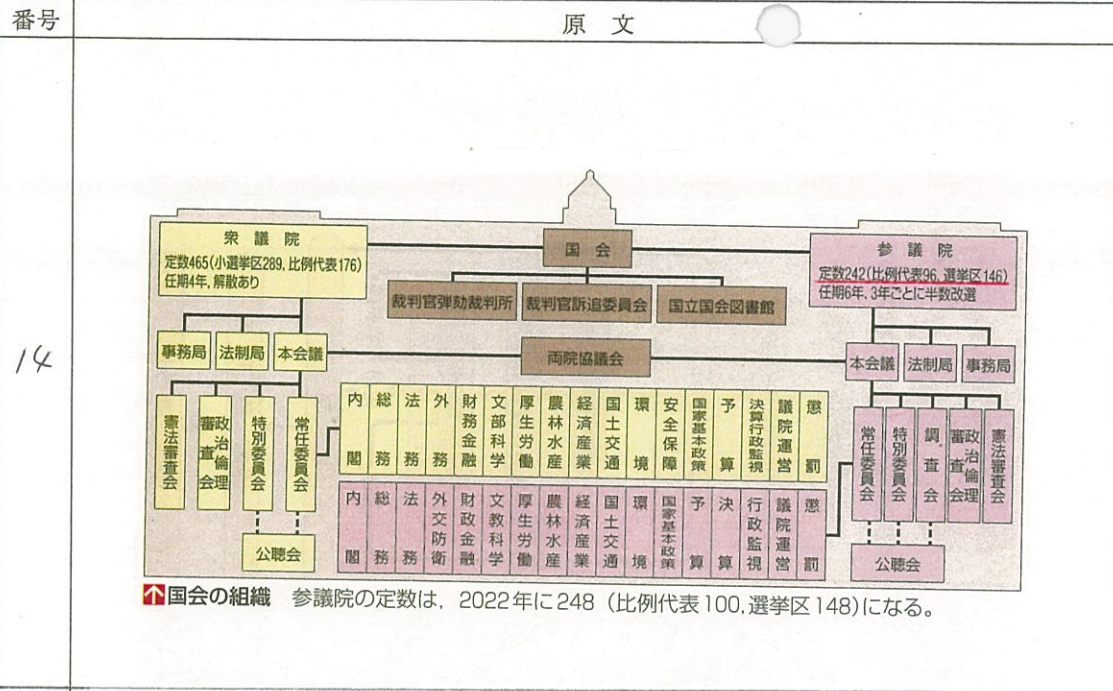
訂正文

12



13



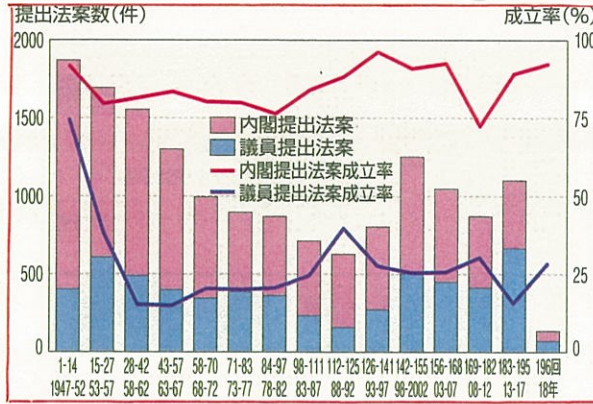


番号

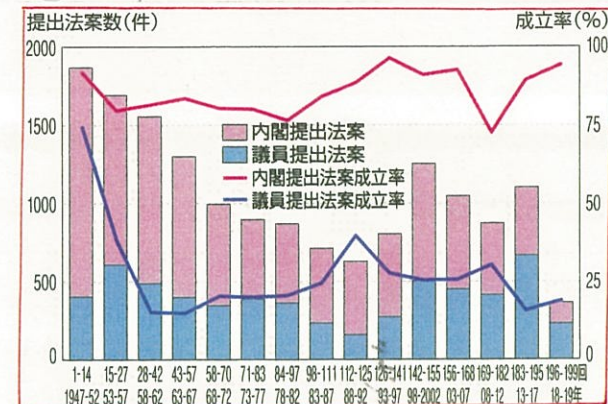
原文

訂正文

17



議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)



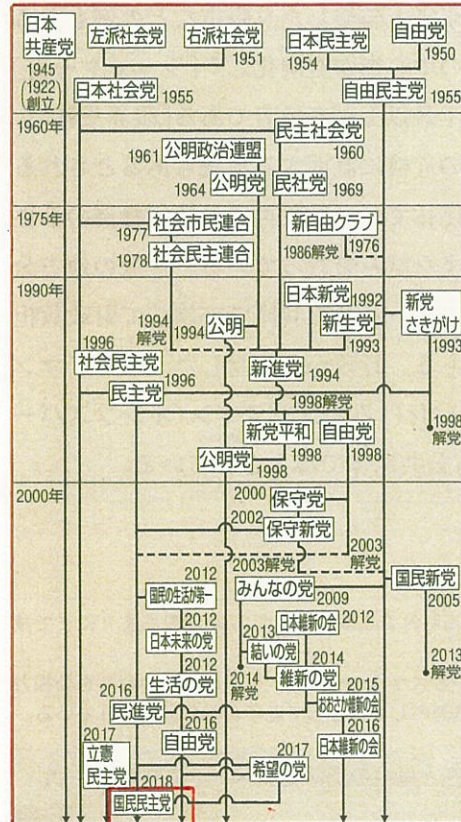
議員立法と政府立法の推移(内閣法制局資料)

18

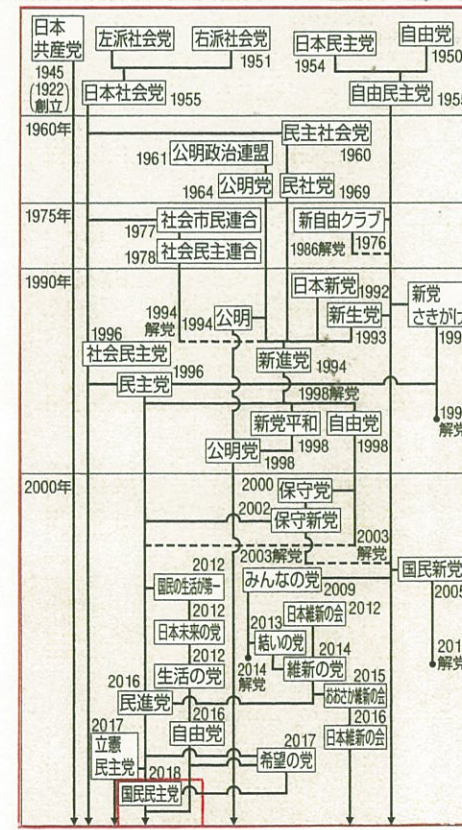
①取り調べの可視化 2016年に刑事訴訟法が改正され、2019年までに裁判員裁判対象の事件などで、逮捕後の被疑者の取り調べを録音・録画することが義務化されることになった。

①取り調べの可視化 2016年に刑事訴訟法が改正され、2019年に裁判員裁判対象の事件などで、逮捕後の被疑者の取り調べを録音・録画することが義務化された。

22



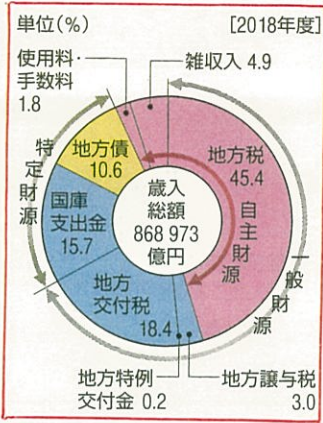
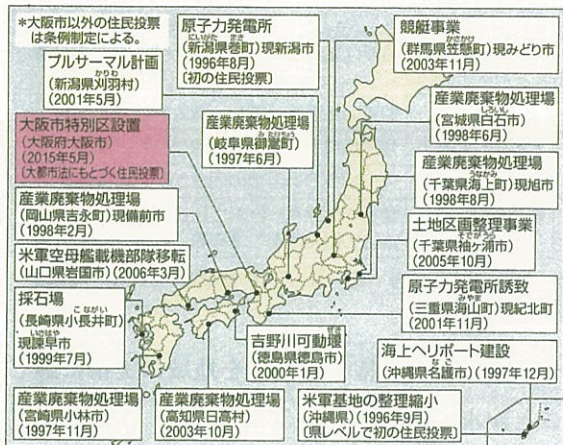
戦後のおもな政党の推移(2018年9月現在)



戦後のおもな政党の推移(2019年9月現在)

番号

原文



住民投票が行われたおもな自治体

地方財政の財源(総務省資料)

議会の解散、議員や首長などの解職(リコール)を請求することもできる。

近年、原子力発電所や産業廃棄物処理施設の立地といった特定の問題について、自治体が条例を定めて住民の意思を直接問うために実施する住民投票(レファレンダム)制度が大きな注目を集めている。そして、特定の問題のためでなく常設型の住民投票を制度化する地方公共団体もみられる。

地方財政の現状

地方公共団体は、かつてはその歳入の三割程度しか自主財源がなく、地方交付税や国庫支出金という国からの資金に依存している実態から「三割自治」といわれてきた。首長たちは財政を確保するため、中央省庁とのつながりに頼らざるをえなかった。さらに、中央の縦割り行政のため、地方公共団体は総合的な施策を行うことが難しかった。2000年代には、国から地方への税源の移譲、国庫支出金の削減、地方交付税の見直しを同時に推進するいわゆる「三位一体の改革」が行われた。しかし、地方債の発行を増やす地方公共団体も多く、財政状況の悪化など、さまざまな課題が残されている。

地方自治の確立へ

教育やまちづくりなどについて、地方公共団体に一定の選択の自由が認められるようになり、効率的な地方

- ① 地方交付税 地方公共団体間の財政格差を均等化するために、国税の一部を地方に配分する制度。所得税、法人税、酒税および消費税の一部がこれにあてられる。
- ② 国庫支出金 義務教育や道路、河川の整備などの経費の一部を国が負担する制度。国庫支出金の負担額が実際の経費より低く算定されるので、不足分が地方公共団体の超過負担となる。

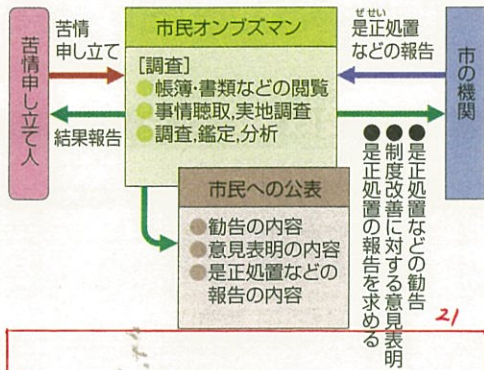
行政を実現するために、地方分権一括法による「平成の大合併」などで市町村合併も進展した。

しかし、経済のグローバル化にとまなう工場の海外移転などで、地域経済は疲弊している。

また、高齢社会の到来のなかで、介護負担の増加など地方公共団体の負担が増し、深刻な財政状

況におちいるところも出てきている。かつて産炭地として繁栄しながら、閉山後に新たな雇用創出に失敗し、事実上破綻した夕張市などの例もある。地域経済が疲弊するなかで、かつての中心街が空洞化し、「シャッター街」となっているところも多い。人口の半数以上が高齢者である「限界集落」も中山間地域などで増え、将来、消滅の危機に直面する地域もあるとされる。

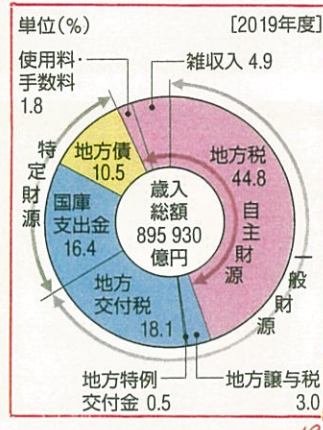
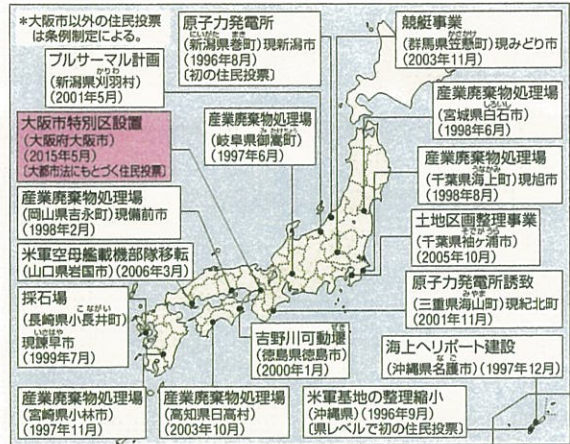
こうしたなかで、各地の地方公共団体では、財政再建や地域経済の活性化、地方自治の確立のためにさまざまな試みを行っている。複数の地方公共団体で、消防や上下水道などの公共サービスを共同で実施して財政負担を低く抑える広域連合はその一つである。行政から自立したオンブズマンが行政サービスについての苦情を受け付けるオンブズマン(オンブズパーソン)制度も、川崎市など一部の地方公共団体で導入されている。



- ① 平成の大合併 1999年に3200あまりあった市町村の数は、2010年には1700あまりにまで減少した。
- ② オンブズマン制度 もとは「代表者」を意味するスウェーデン語。市民の人権や利益を公権力による侵害から守るための行政監察、苦情処理のしくみとして近年各国に導入されている。

節のまとめ

- ① 国会と内閣、内閣と裁判所、裁判所と国会の関係を調べ、その問題点について意見をまとめてみよう。
- ② アメリカの陪審制と日本の裁判員制度の共通点や相違点について調べ、それぞれの長所、短所について検討してみよう。



↑住民投票が行われたおもな自治体

↑地方財政の財源(総務省資料)

議会の解散、議員や首長などの解職(リコール)を請求することもできる。

近年、原子力発電所や産業廃棄物処理施設の立地といった特定の問題について、自治体が条例を定めて住民の意思を直接問うために実施する**住民投票**(レファレンダム)制度が大きな注目を集めている。そして、特定の問題のためでなく常設型の住民投票を制度化する地方公共団体もみられる。

地方財政の現状

地方公共団体は、かつてはその歳入の三割程度しか自主財源がなく、**地方交付税**や**国庫支出金**という国からの資金に依存している実態から「**三割自治**」といわれてきた。首長たちは財政を確保するため、中央省庁とのつながりに頼らざるをえなかった。さらに、中央の縦割り行政のため、地方公共団体は総合的な施策を行うことが難しかった。2000年代には、国から地方への税源の移譲、国庫支出金の削減、地方交付税の見直しを同時に推進するいわゆる「**三位一体の改革**」が行われた。しかし、地方債の発行を増やす地方公共団体も多く、財政状況の悪化など、さまざまな課題が残されている。

- ①**地方交付税** 地方公共団体間の財政格差を均等化するために、国税の一部を地方に配分する制度。所得税、法人税、酒税および消費税の一部がこれにあてられる。
- ②**国庫支出金** 義務教育や道路、河川の整備などの経費の一部を国が負担する制度。国庫支出金の負担額が実際の経費より低く算定されるので、不足分が地方公共団体の超過負担となる。
- ③**ふるさと納税** 2008年から、応援する地方公共団体に寄付をすれば、所得税、住民税が控除される「ふるさと納税」制度が実施されたが、高額な返礼品等をめぐってそのあり方が問われている。

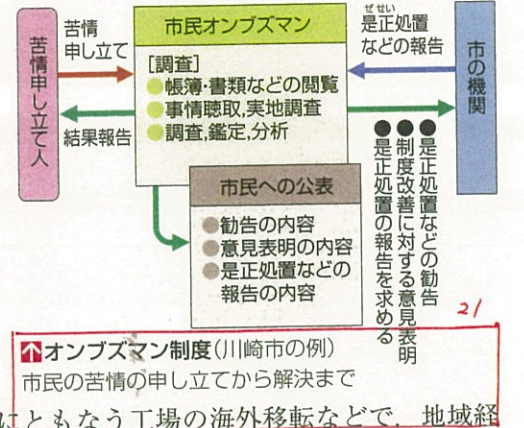
地方自治の確立へ

教育やまちづくりなどについて、地方公共団体に一定の選択の自由が認められるようになり、効率的な地方行政を実現するために、地方分権一括法による「平成の大合併」などで市町村合併も進展した。

しかし、経済のグローバル化はともなう工場の海外移転などで、地域経済は疲弊している。また、高齢社会の到来のなかで、介護負担の増加など地方公共団体の負担が増し、深刻な財政状況におちいるところも出てきている。かつて産炭地として繁栄しながら、閉山後に新たな雇用創出に失敗し、事実上破綻した夕張市などの例もある。地域経済が疲弊するなかで、かつての中心街が空洞化し、「シャッター街」となっているところも多い。人口の半数以上が高齢者である「限界集落」も中山間地域などで増え、将来、消滅の危機に直面する地域もあるとされる。

こうしたなかで、各地の地方公共団体では、財政再建や地域経済の活性化、地方自治の確立のためにさまざまな試みを行っている。複数の地方公共団体で、消防や上下水道などの公共サービスを共同で実施して財政負担を低く抑える広域連合はその一つである。行政から自立したオンブズマンが行政サービスについての苦情を受け付ける**オンブズマン**(オンブズパーソン)制度も、川崎市など一部の地方公共団体で導入されている。

- ①**平成の大合併** 1999年に3200あまりあった市町村の数は、2010年には1700あまりにまで減少した。
- ②**オンブズマン制度** もとは「代表者」を意味するスウェーデン語。市民の人権や利益を公権力による侵害から守るための行政監察、苦情処理のしくみとして近年各国に導入されている。



↑オンブズマン制度(川崎市の例) 市民の苦情の申し立てから解決まで

節のまとめ

- ① 国会と内閣、内閣と裁判所、裁判所と国会の関係を調べ、その問題点について意見をまとめてみよう。
- ② アメリカの陪審制と日本の裁判員制度の共通点や相違点について調べ、それぞれの長所、短所について検討してみよう。

番号

原文

訂正文

▶参議院議員選挙

※2019年7月に比例代表へ「特定枠」が導入される。定数は2022年7月に選挙区148、比例代表100(計248)になる。

参議院 定数242人、3年ごとに定数の半分(121人)を改選*

選挙区 73人 比例代表 (非拘束名簿式) 48人

- 45選挙区*(定数1~6人)
選挙区ごとに政党などが候補者を立てる
無所属も可
全国1区
政党が順位なしの名簿を提出
選挙区との重複立候補不可

候補者名を記入 候補者名または政党名を記入

得票数の上位者から選挙区の定数分当選
個人名+政党名の合計の得票数をドント式で配分
個人得票数の順に当選を決定

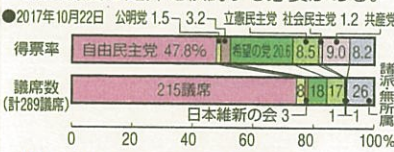
Table with 2 columns: 候補 (Candidate) and 得票数 (Votes). Includes a total of 500,000 votes.

▶参議院議員選挙のしくみ

原則として各都道府県を単位とする選挙区では、人口に応じて定数が配分されており、有権者は候補者名を記入する。全国を1ブロックとする比例代表では、有権者は候補者名または政党名を記入し、その合計の得票数が政党の得票数となる。

●選挙制度の問題点

衆議院議員選挙の小選挙区制では得票率と議席数の乖離が大きい。2017年の小選挙区では得票率約48%の自民党が74%の議席を獲得した。



▶小選挙区での得票率と議席数

▶参議院議員選挙

※定数は2022年7月に選挙区148、比例代表100(計248)になる。

参議院 定数245人、3年ごとに定数の半分(124人)を改選*

選挙区 74人* 比例代表 (非拘束(一部拘束)名簿式) 50人*

- 45選挙区*(定数1~6人)
選挙区ごとに政党などが候補者を立てる
無所属も可
全国1区
政党が順位なしの名簿を提出
選挙区との重複立候補不可

候補者名を記入 候補者名または政党名を記入

得票数の上位者から選挙区の定数分当選
個人名+政党名の合計の得票数をドント式で配分
個人得票数の順に当選を決定

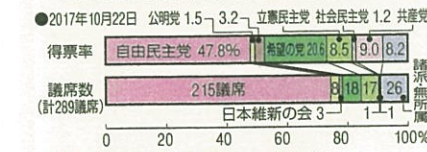
Table with 2 columns: 候補 (Candidate) and 得票数 (Votes). Includes a total of 300,000 votes and a note about '特定枠'.

▶参議院議員選挙のしくみ

原則として各都道府県を単位とする選挙区では、人口に応じて定数が配分されており、有権者は候補者名を記入する。全国を1ブロックとする比例代表では、有権者は候補者名または政党名を記入し、その合計の得票数が政党の得票数となる。

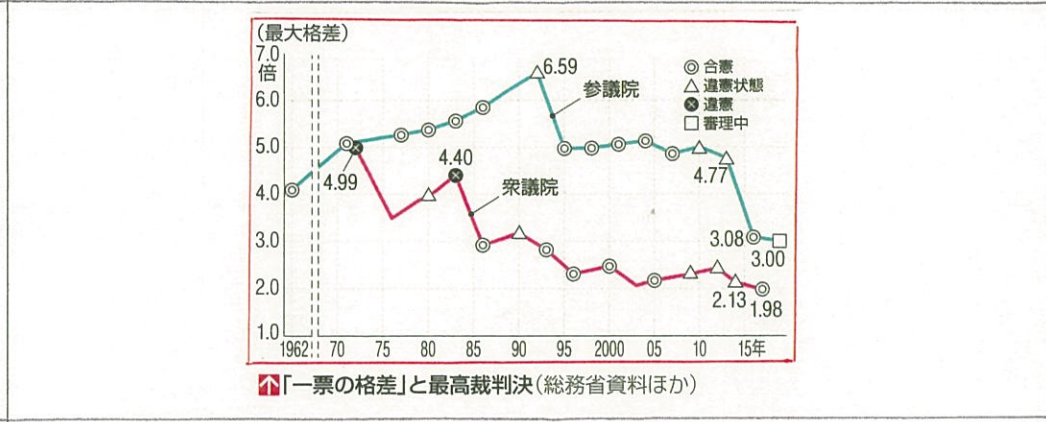
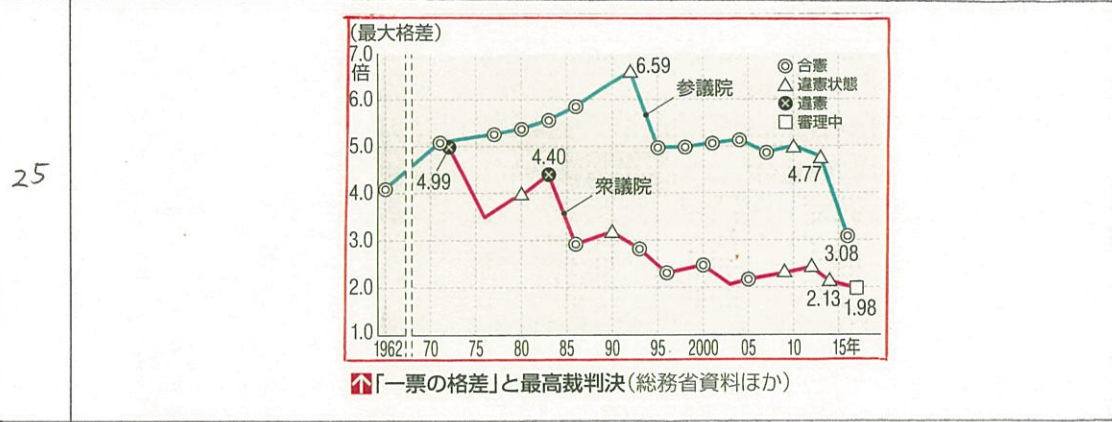
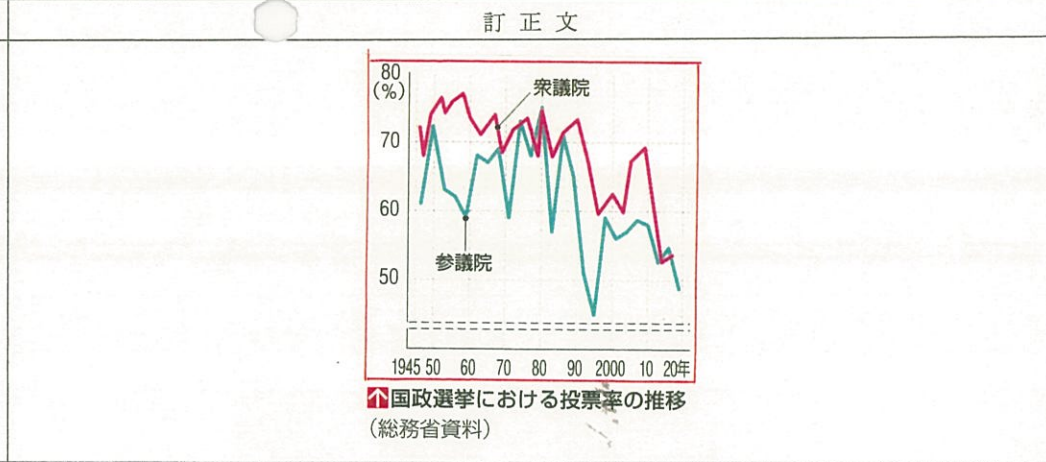
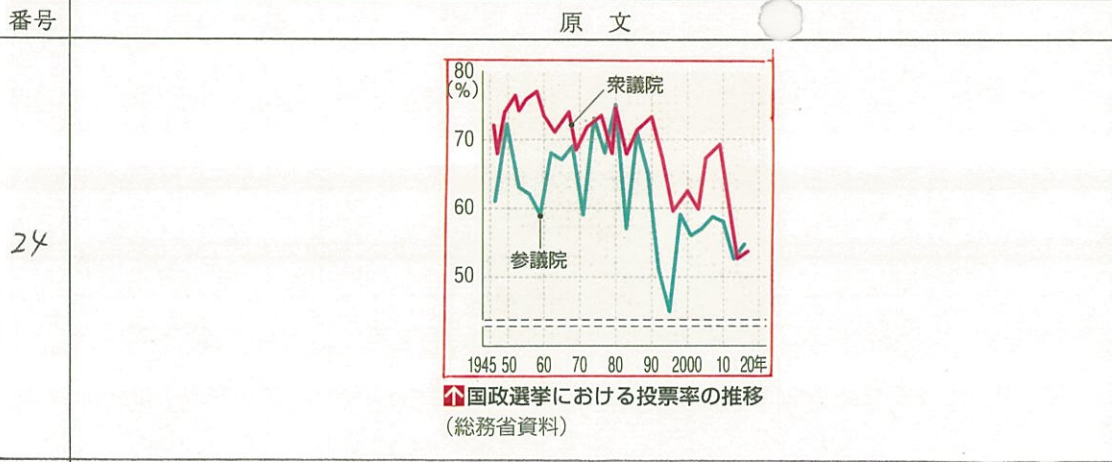
●選挙制度の問題点

衆議院議員選挙の小選挙区制では得票率と議席数の乖離が大きい。2017年の小選挙区では得票率約48%の自民党が74%の議席を獲得した。



▶小選挙区での得票率と議席数

23



26

①一票の格差 2016年の参議院選挙では最大3.08倍、2017年の衆議院選挙では1.98倍であった。

26

①一票の格差 2017年の衆議院選挙では最大1.98倍、2019年の参議院選挙では3.00倍であった。

27

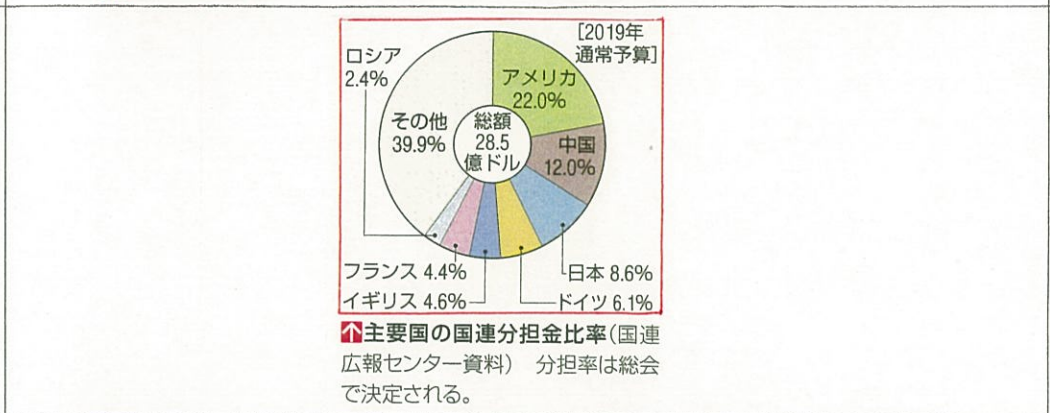
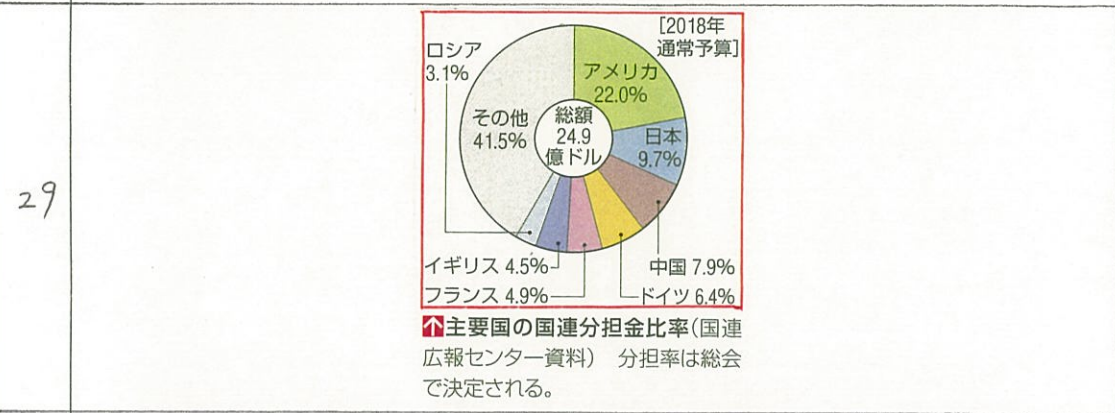
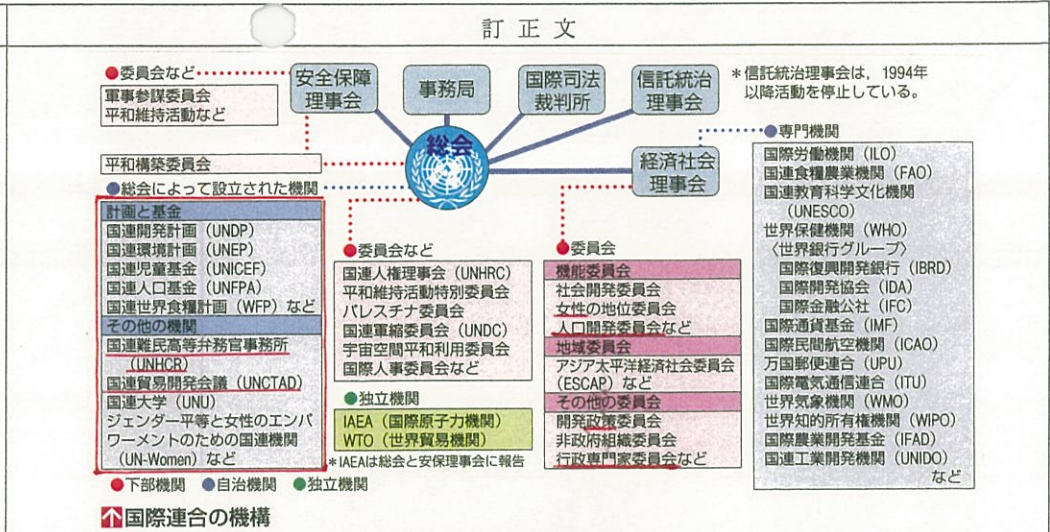
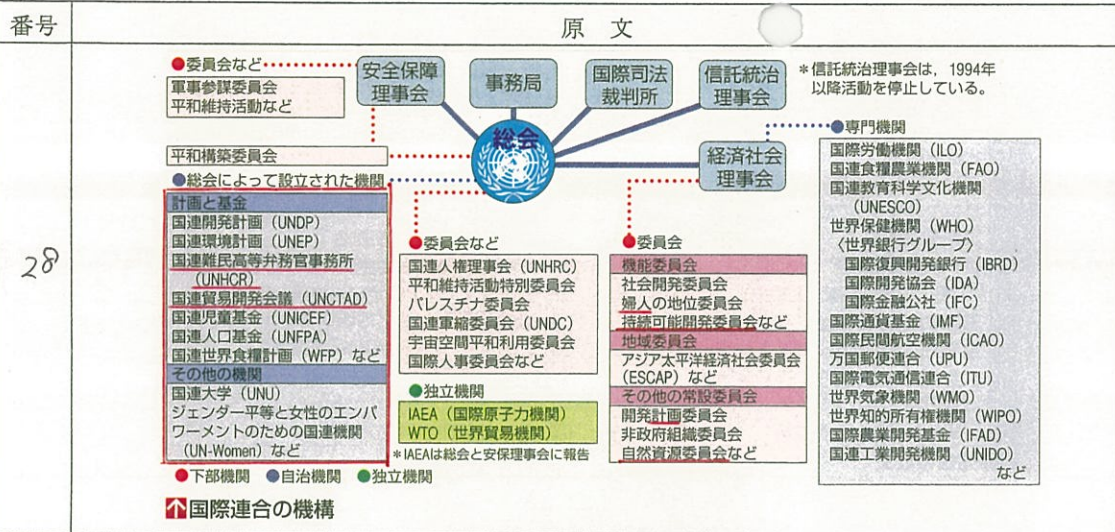
1919	パリ講和会議	1964	第1回国連貿易開発会議
20	国際連盟成立	66	国際人権規約採択
28	不戦条約	71	中華人民共和国の国連代表権承認
41	大西洋憲章	72	国連人間環境会議
44	ダンバートン・オークス会議	73	東西ドイツ同時加盟
45	サンフランシスコ会議(国連憲章採択)	74	国連資源特別総会
	国際連合成立	78	第1回国連軍縮特別総会
48	世界人権宣言採択	91	大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国同時加盟
50	「平和のための結集」決議採択	92	国連カンボジア暫定統治機構発足
52	国連軍縮委員会設置		国連環境開発会議(地球サミット)
54	原子力の平和利用に関する決議	93	ソマリアへ国連平和執行部隊派遣
56	スエズ紛争に対し国連緊急軍派遣	95	総会、国連憲章の旧敵国条項削除に合意
	日本加盟	2000	国連ミレニアムサミット
60	植民地独立付与宣言決議	03	国際刑事裁判所設立

国際連合の歴史

27

1919	パリ講和会議	1966	国際人権規約採択
20	国際連盟成立	71	中華人民共和国の国連代表権承認
28	不戦条約	72	国連人間環境会議
41	大西洋憲章	73	東西ドイツ同時加盟
44	ダンバートン・オークス会議	74	国連資源特別総会
45	サンフランシスコ会議(国連憲章採択)	78	第1回国連軍縮特別総会
	国際連合成立	91	大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国同時加盟
48	世界人権宣言採択	92	国連カンボジア暫定統治機構発足
50	「平和のための結集」決議採択		国連環境開発会議(地球サミット)
52	国連軍縮委員会設置	93	ソマリアへ国連平和執行部隊派遣
54	原子力の平和利用に関する決議	95	総会、国連憲章の旧敵国条項削除に合意
56	スエズ紛争に対し国連緊急軍派遣	2000	国連ミレニアムサミット
	日本加盟	03	国際刑事裁判所設立
60	植民地独立付与宣言決議	15	「持続可能な開発目標(SDGs)」採択
64	第1回国連貿易開発会議		

国際連合の歴史



30
123

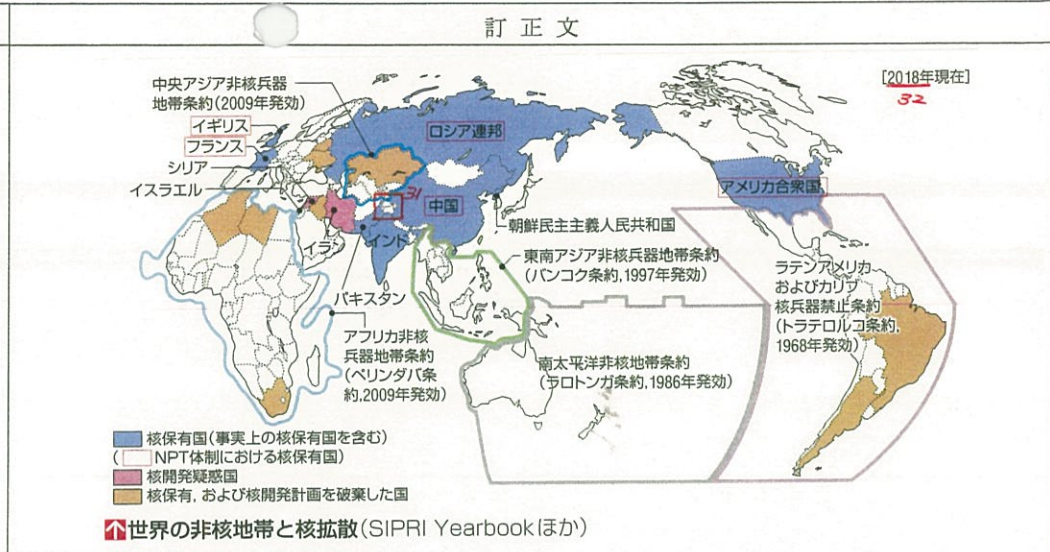
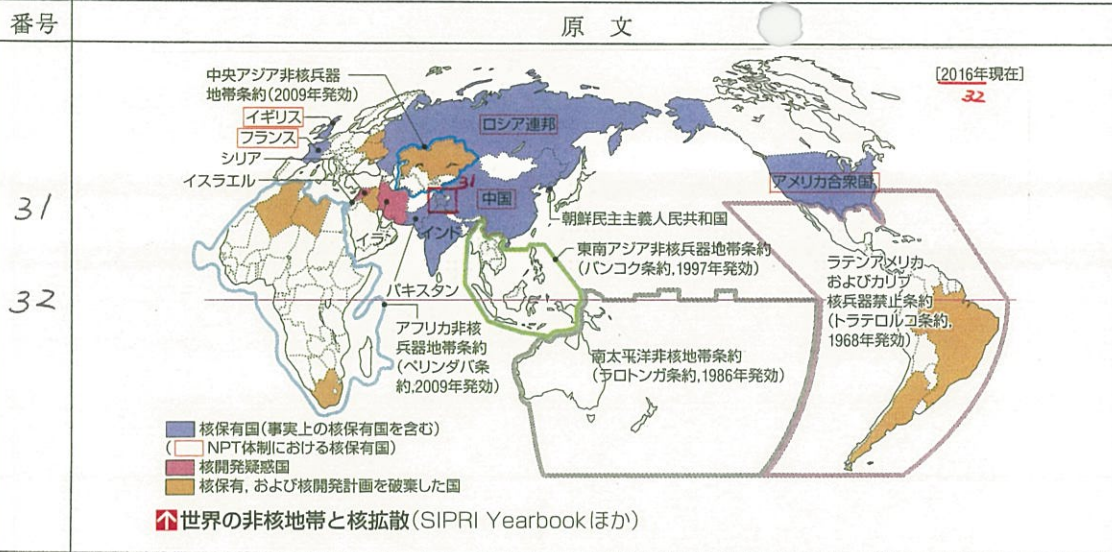
調印年	条約名	内容
1959	南極条約	南緯60度以南の軍事的な利用を禁止
63	部分的核実験禁止条約(PTBT)	地下核実験以外の核実験を禁止。米英ソの3国間で調印
67	宇宙条約	宇宙空間における軍事的な利用を禁止
68	核拡散防止条約(NPT)	米ソ(ロ)中英仏5か国以外の国(非核保有国)が核保有国となることや非核保有国に核兵器を譲ることを防止する多国間条約
72	第一次戦略兵器制限協定(SALT I)	米ソで核兵器を搭載するミサイルの数に上限を設定。SALT IIは1979年に調印されたがアメリカが批准せず
72	ABM制限条約	弾道弾迎撃ミサイル(ABM)の配備を制限(2002年失効)
87	INF全廃条約	米ソで中距離核戦力(INF)を全廃。30
91	第一次戦略兵器削減条約(START I)	米ソで戦略核弾頭数を削減。1993年に米ロでSTART II調印(未発効)。2011年に新START発効
96	包括的核実験禁止条約(CTBT)	すべての核実験を禁止する多国間条約(未発効)
97	対人地雷全面禁止条約	対人地雷の使用・貯蔵・移譲などを禁止(オタワ条約)
2002	戦略攻撃力削減条約(SORT)	米ロで2012年までに戦略核弾頭数を削減(モスクワ条約)
08	クラスター爆弾禁止条約	クラスター爆弾の使用・貯蔵・移譲などを禁止(オスロ条約)*
13	武器貿易条約	通常兵器の国際的な取引を制限
17	核兵器禁止条約	核兵器の使用や保有などを法的に禁止

↑おもな軍縮条約

30

調印年	条約名	内容
1959	南極条約	南緯60度以南の軍事的な利用を禁止
63	部分的核実験禁止条約(PTBT)	地下核実験以外の核実験を禁止。米英ソの3国間で調印
67	宇宙条約	宇宙空間における軍事的な利用を禁止
68	核拡散防止条約(NPT)	米ソ(ロ)中英仏5か国以外の国(非核保有国)が核保有国となることや非核保有国に核兵器を譲ることを防止する多国間条約
72	第一次戦略兵器制限協定(SALT I)	米ソで核兵器を搭載するミサイルの数に上限を設定。SALT IIは1979年に調印されたがアメリカが批准せず
72	ABM制限条約	弾道弾迎撃ミサイル(ABM)の配備を制限(2002年失効)
87	INF全廃条約	米ソで中距離核戦力(INF)を全廃(2019年失効) 30
91	第一次戦略兵器削減条約(START I)	米ソで戦略核弾頭数を削減。1993年に米ロでSTART II調印(未発効)。2011年に新START発効
96	包括的核実験禁止条約(CTBT)	すべての核爆発実験を禁止する多国間条約(未発効)
97	対人地雷全面禁止条約	対人地雷の使用・貯蔵・移譲などを禁止(オタワ条約)
2002	戦略攻撃力削減条約(SORT)	米ロで2012年までに戦略核弾頭数を削減(モスクワ条約)
08	クラスター爆弾禁止条約	クラスター爆弾の使用・貯蔵・移譲などを禁止(オスロ条約)
13	武器貿易条約	通常兵器の国際的な取引を制限
17	核兵器禁止条約	核兵器の使用や保有などを法的に禁止

↑おもな軍縮条約



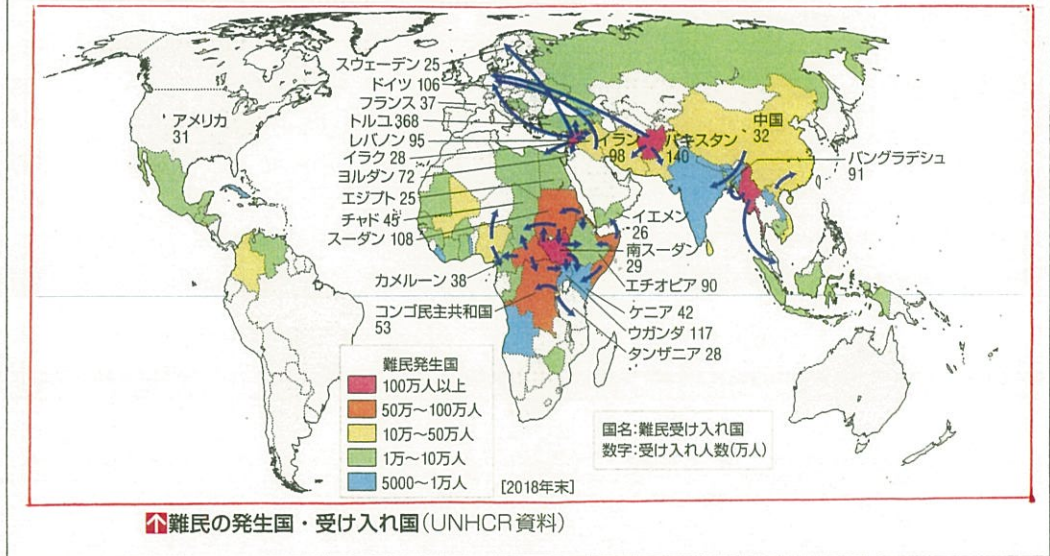
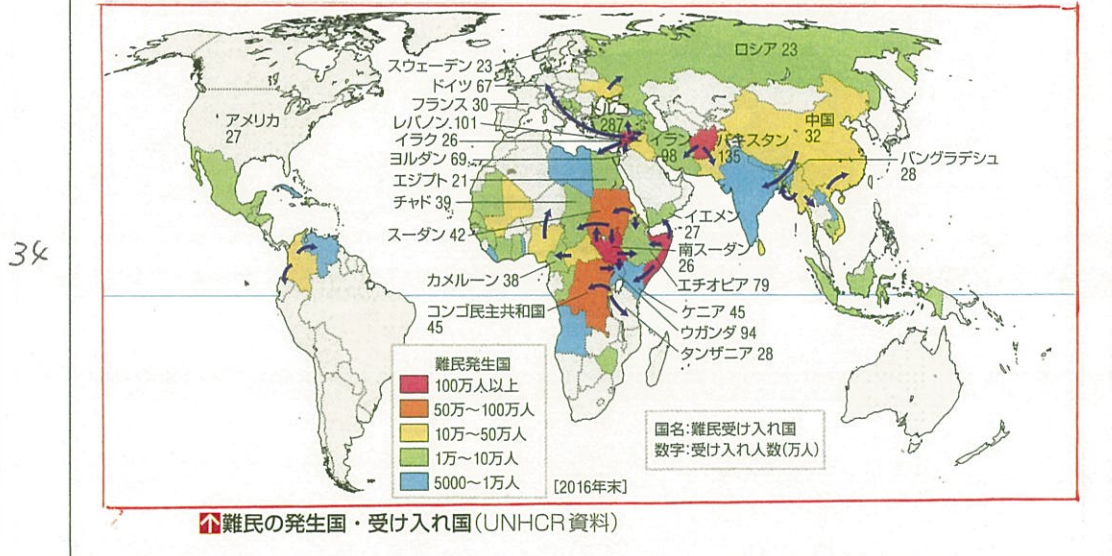
33

道法)に反する」との勧告的意見を示した。また同年, すべての核実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)が国連総会で採択されたが, 発効に

Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty

道法)に反する」との勧告的意見を示した。また同年, すべての核爆発実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)が国連総会で採択されたが, 発効に

Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty



35

とがある。難民とは, 人種, 宗教, 国籍などの違いや政治的意見の相違などによる迫害の恐れから, あるいは戦争や内戦のために, 国外に逃れた人たちで, 世界各地で約1720万人(2016年現在)にのぼる。

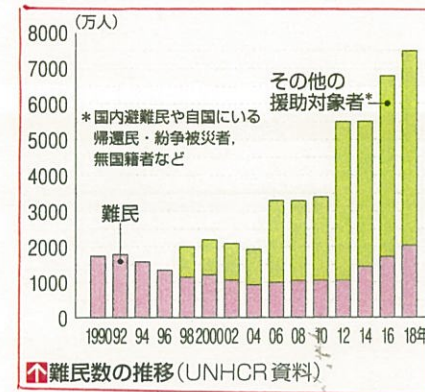
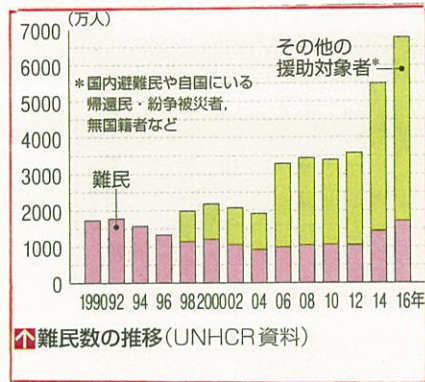
とがある。難民とは, 人種, 宗教, 国籍などの違いや政治的意見の相違などによる迫害の恐れから, あるいは戦争や内戦のために, 国外に逃れた人たちで, 世界各地で約2590万人(2018年現在)にのぼる。

番号

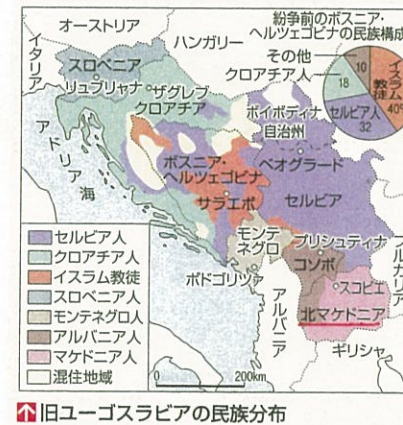
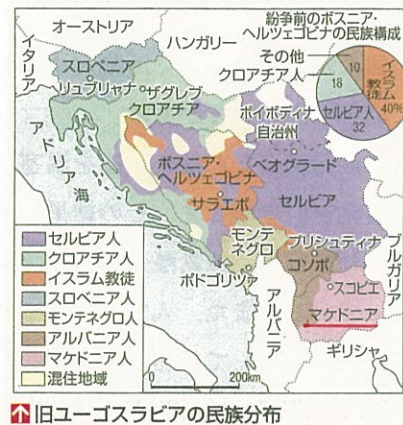
原文

訂正文

36



37



38

との間で激しい内戦が起こった。特に政府系の民兵が一般住民も攻撃して殺戮行為を繰り返し、数十万人の犠牲者と約180万人の国内避難民を出す人道的危機をまねいた。難民とそれを追う政府系民兵の流入に

との間で激しい内戦が起こった。特に政府系の民兵が一般住民も攻撃して殺戮行為を繰り返し、数十万人の犠牲者と約190万人の国内避難民を出す人道的危機をまねいた。難民とそれを追う政府系民兵の流入に

39

ていない。その間、1000万人以上の人々が国内外で避難を強いられたままである。

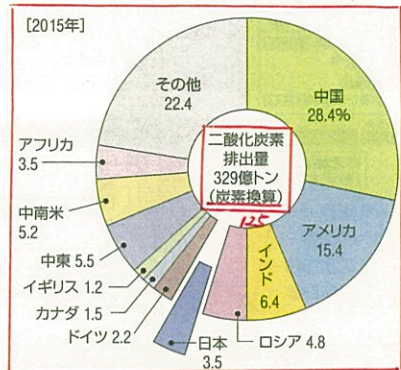
ていない。その間、1300万人以上の人々が国内外で避難を強いられたままである。

番号

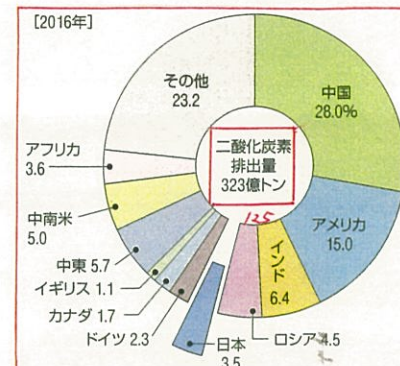
原文

訂正文

40
/25

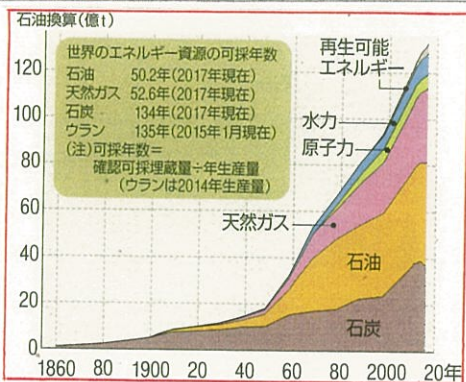


世界の二酸化炭素排出量(エネルギー・経済統計要覧2018年版)

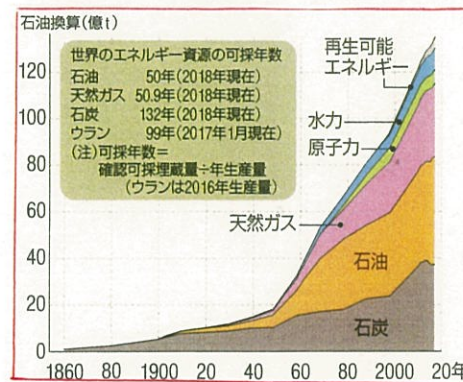


世界の二酸化炭素排出量(エネルギー・経済統計要覧2019年版)

41



世界の一次エネルギー消費量の推移(エネルギー白書ほか)



世界の一次エネルギー消費量の推移(エネルギー白書ほか)

42



日本の原子力発電所



日本の原子力発電所

番号

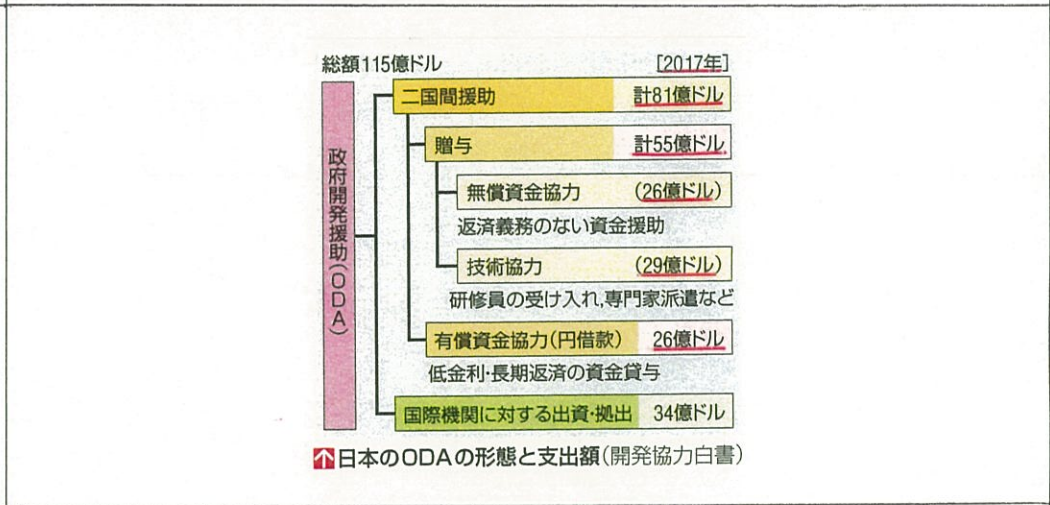
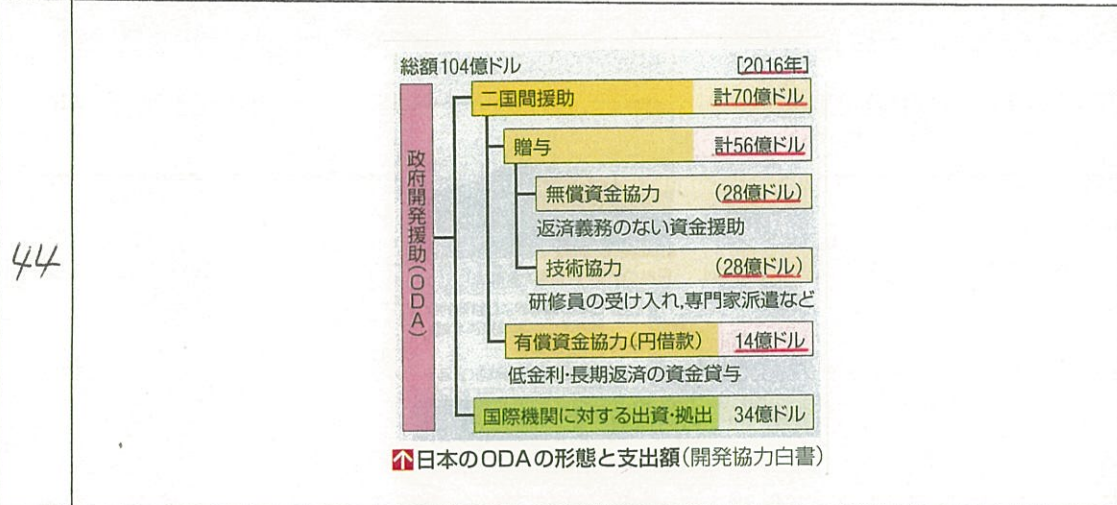
原文

43

①戦後補償問題への対応 慰安婦問題については、1995年に民間から資金を募った「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)」が発足し、韓国やインドネシアなどで償い事業が実施された(2007年解散)。また、2015年に行われた日韓外相会談で、韓国政府が設立する財団へ日本政府が資金を拠出することなどによって、日韓両政府がこの問題について「最終的かつ不可逆的に解決」することで合意した。

訂正文

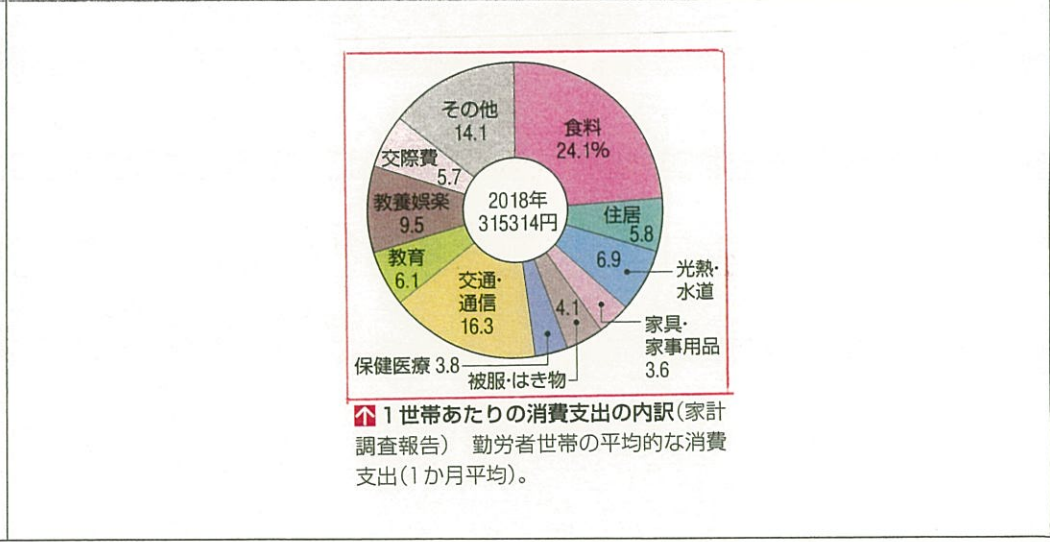
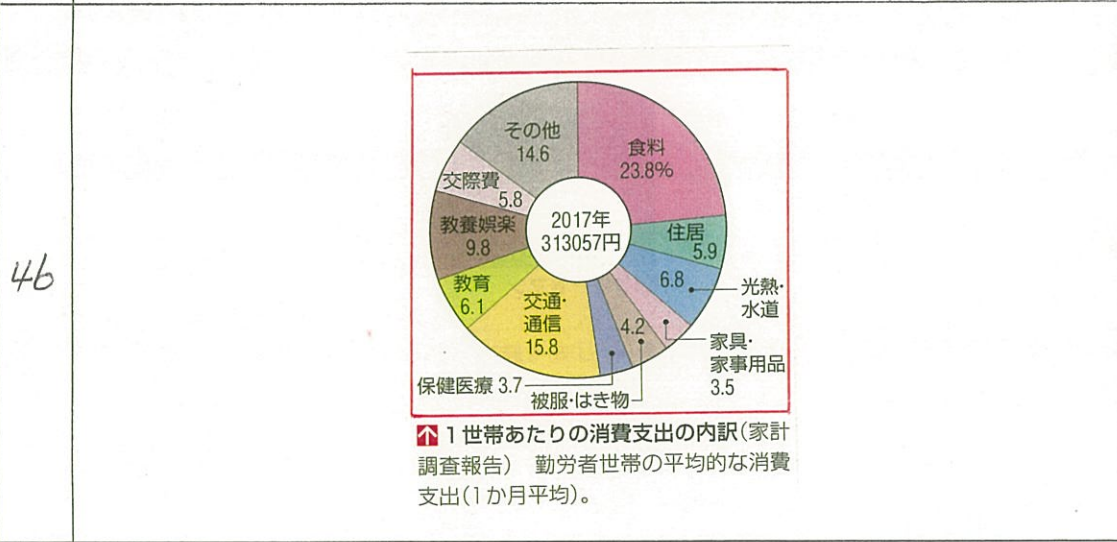
①戦後補償問題への対応 慰安婦問題については、1995年に民間から資金を募った「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)」が発足し、韓国やインドネシアなどで償い事業が実施された(2007年解散)。また、2015年の日韓外相会談で、韓国政府が設立する財団へ日本政府が資金を拠出することなどによってこの問題を「最終的かつ不可逆的に解決」することで合意したが、韓国での政権交代後、その財団は正式に解散した。さらに、戦時中に日本企業に動員された元「徴用工」などに対する個人補償を求める動きもある。



45

①日本のODA 日本は1980年代後半以降、世界の主要な援助国の一つになったが、国民一人あたりの援助額は21位(2016年)で、1位のノルウェーの1割にも満たない。日本のODAの

①日本のODA 日本は1980年代後半以降、世界の主要な援助国の一つになったが、国民一人あたりの援助額は20位(2017年)で、1位のノルウェーの1割にすぎない。日本のODAの基

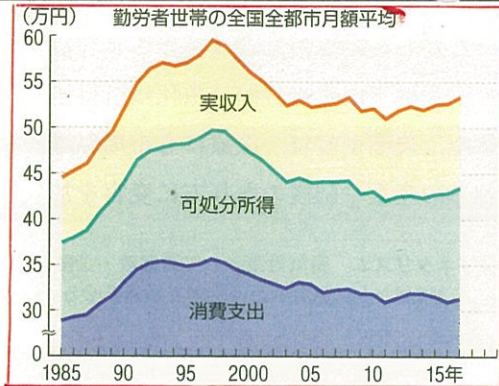


番号

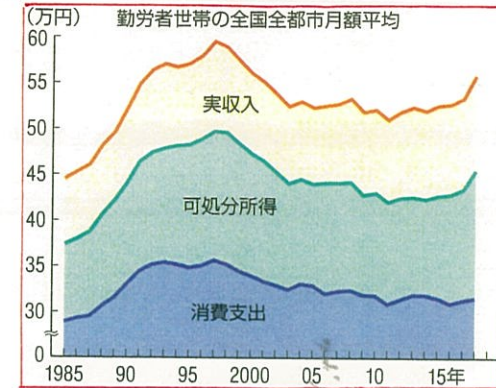
原文

訂正文

47

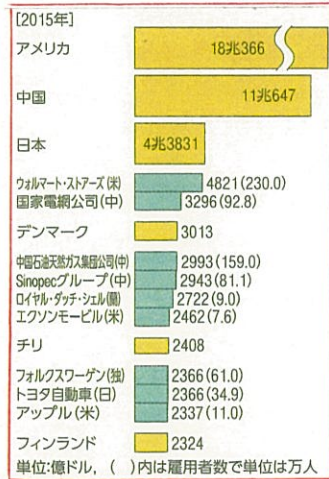


家計の収入と消費支出の推移(総務省資料)

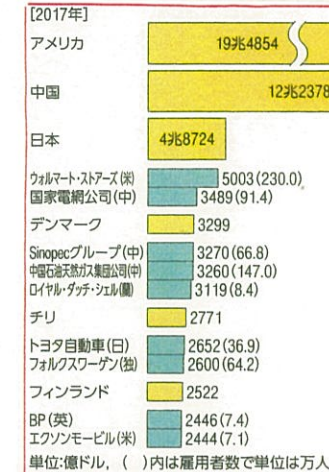


家計の収入と消費支出の推移(総務省資料)

48

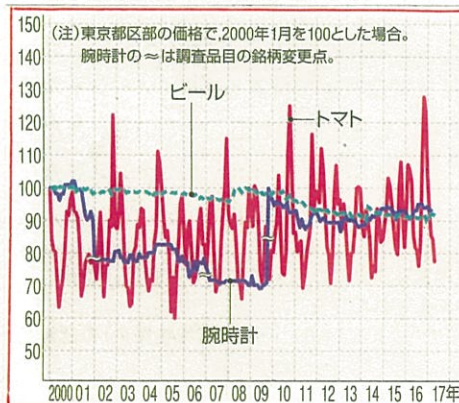


多国籍企業の収益とGDP (Fortune Global 500ほか)

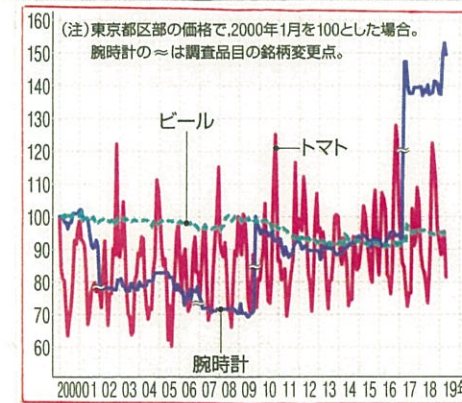


多国籍企業の収益とGDP (Fortune Global 500ほか)

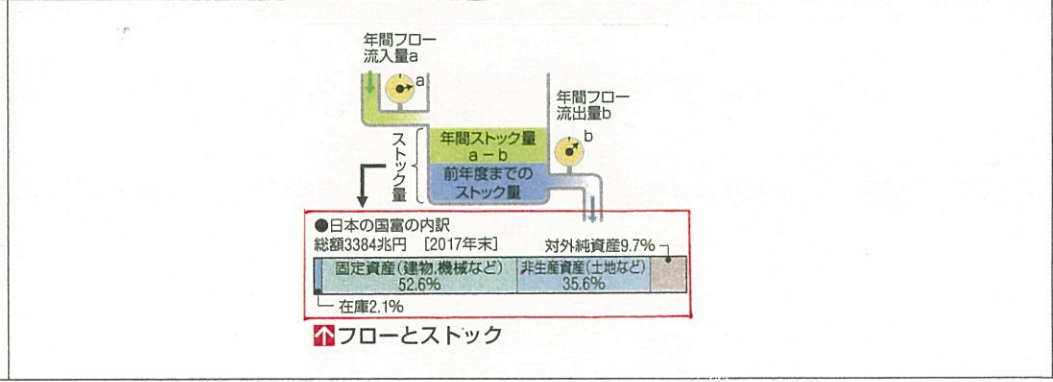
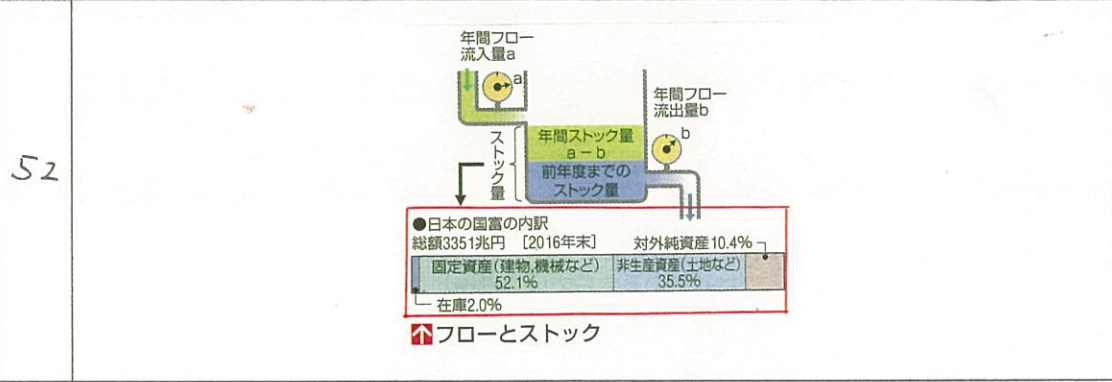
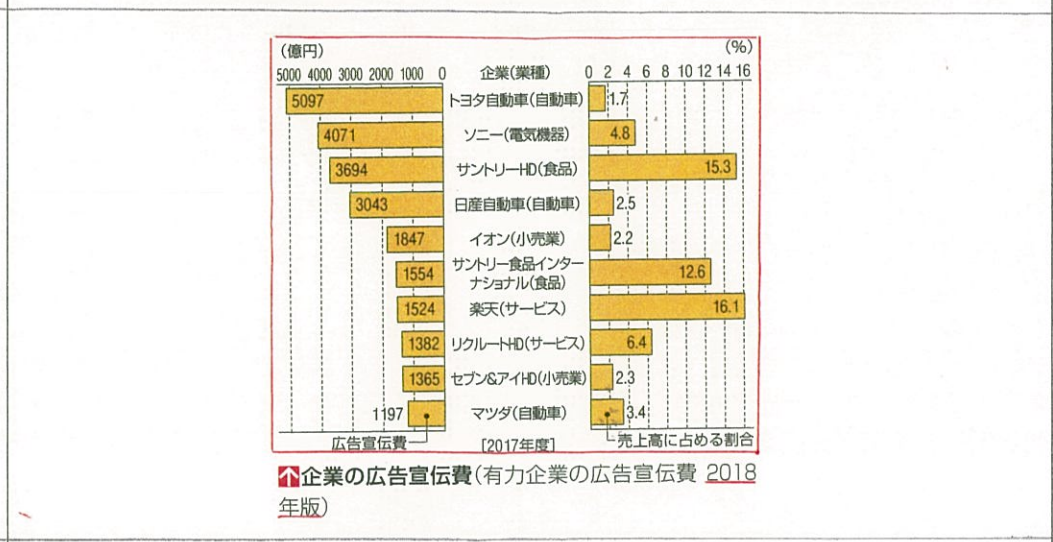
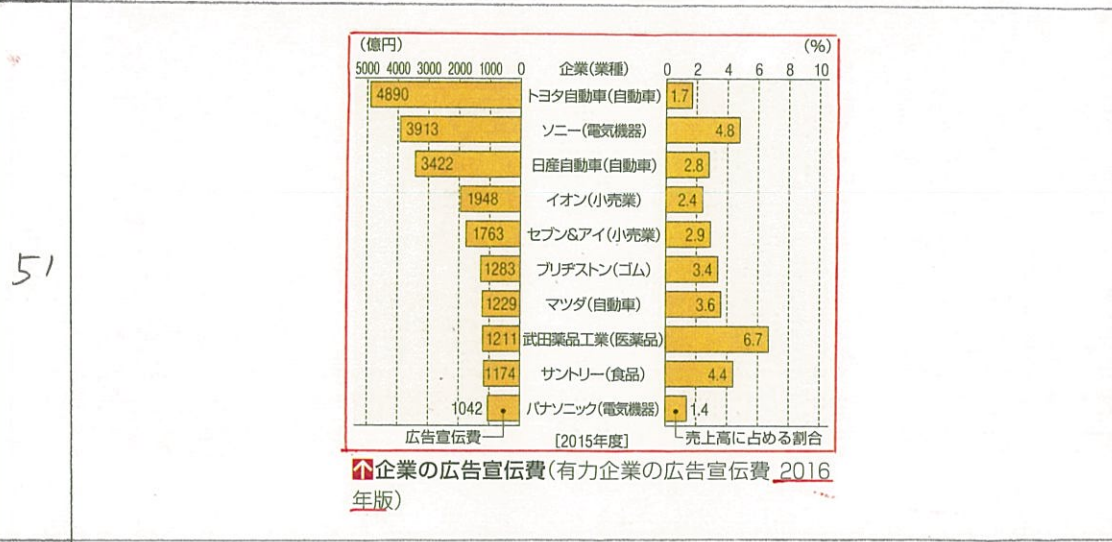
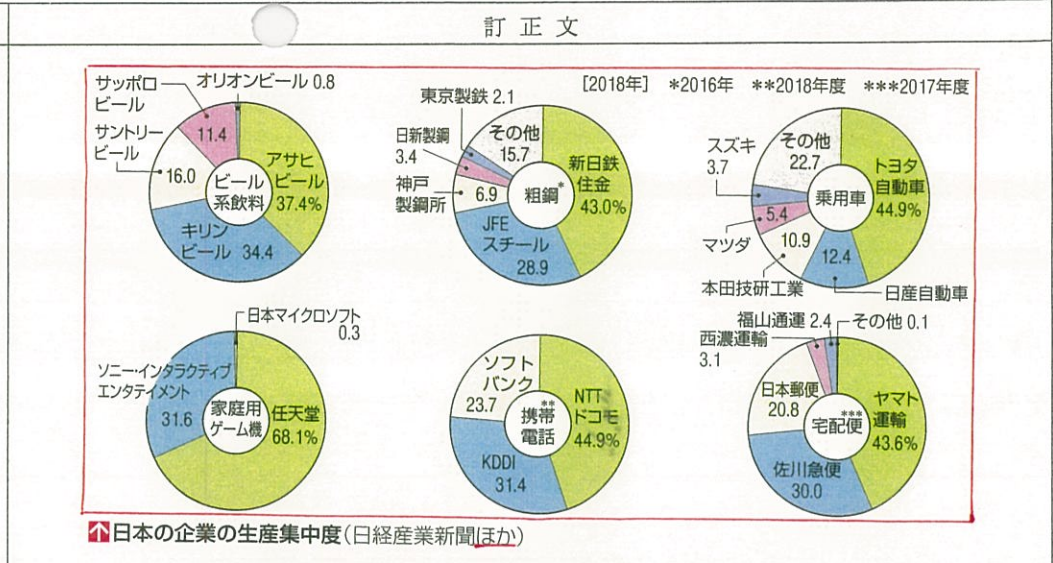
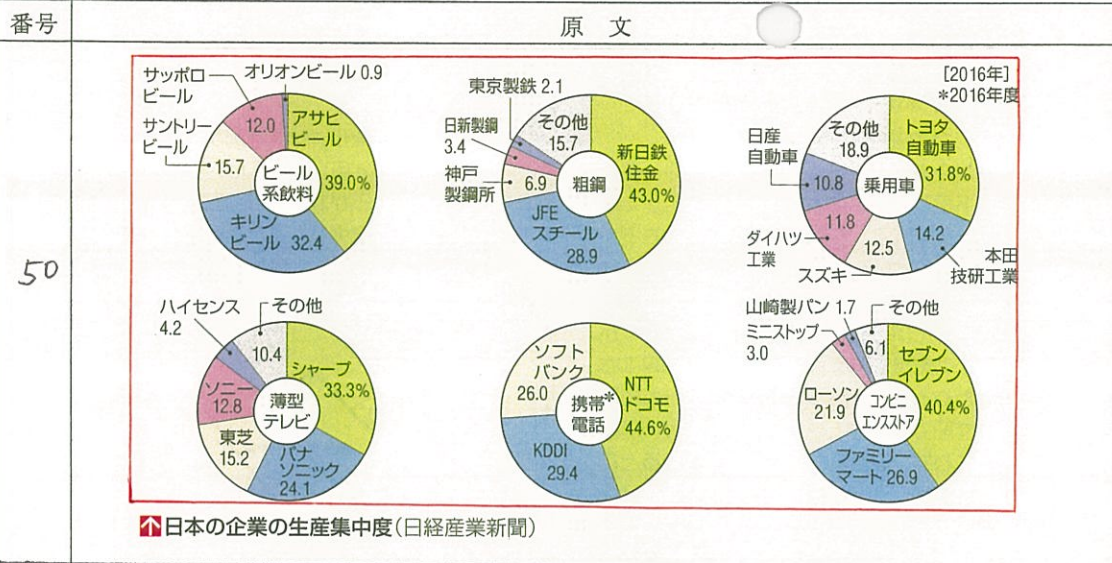
49

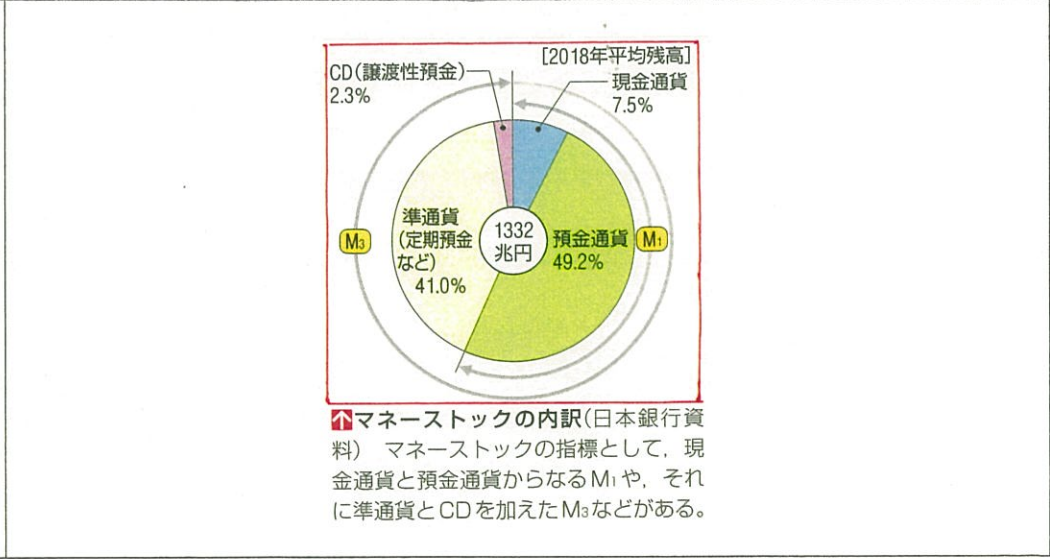
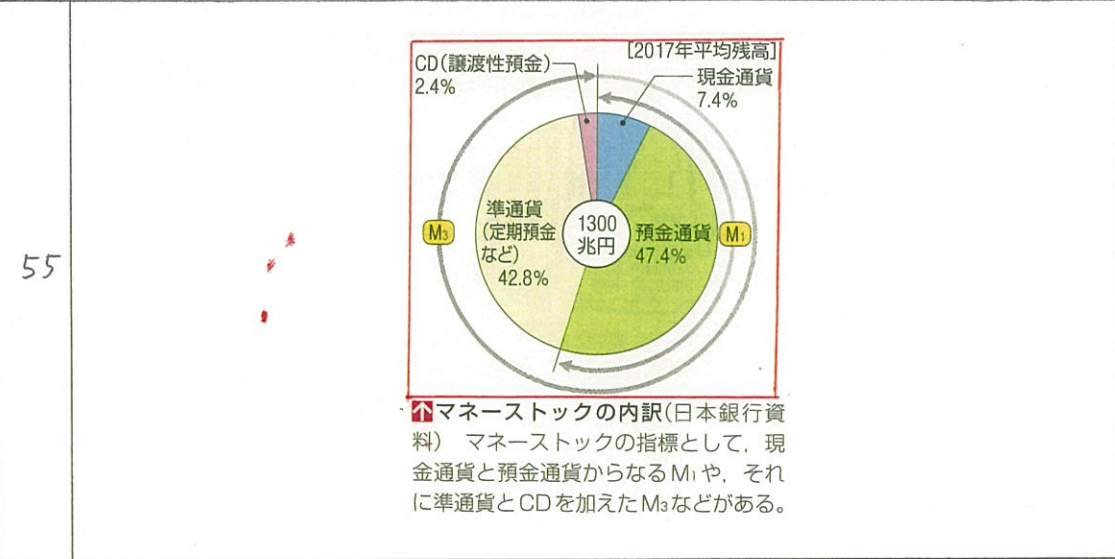
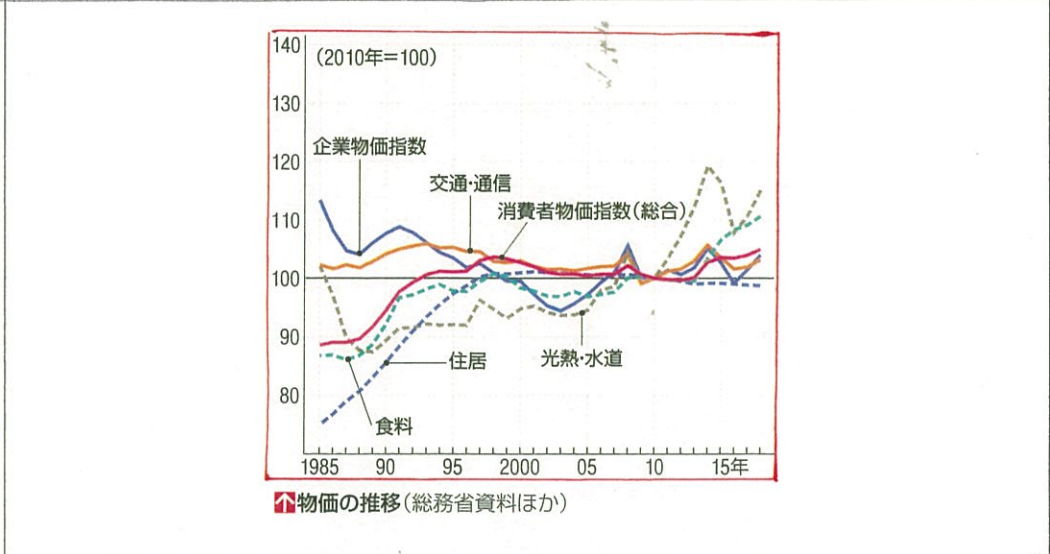
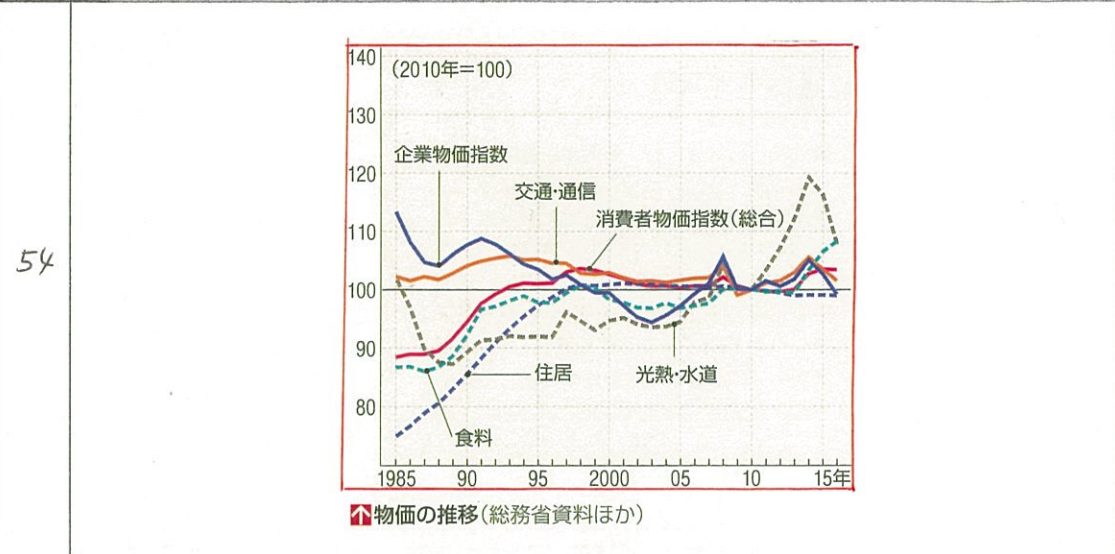
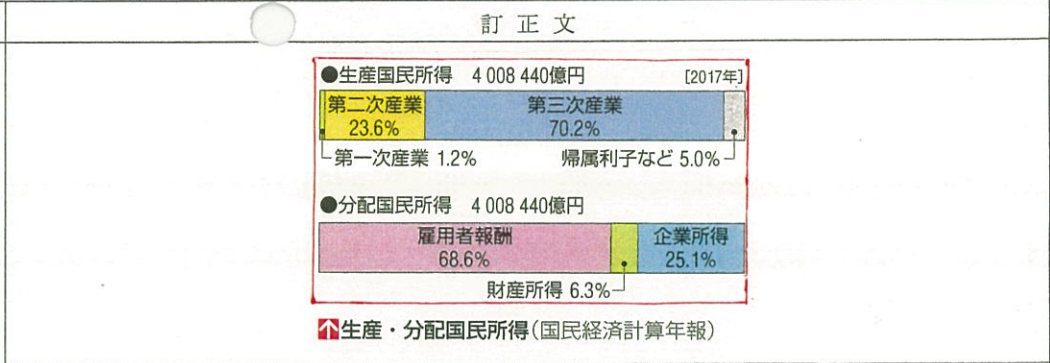
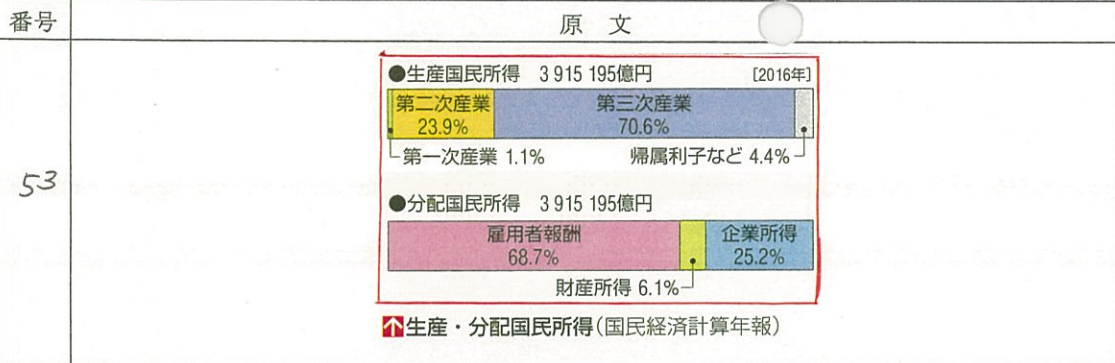


さまざまな価格の動き(総務省資料)



さまざまな価格の動き(総務省資料)



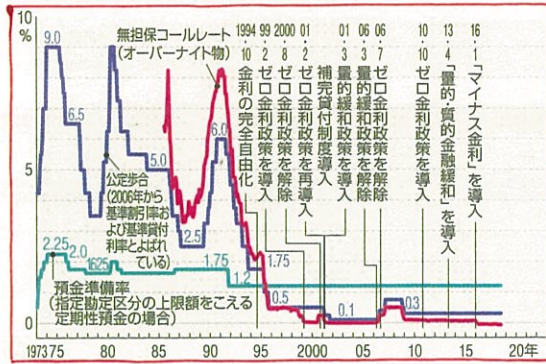


番号

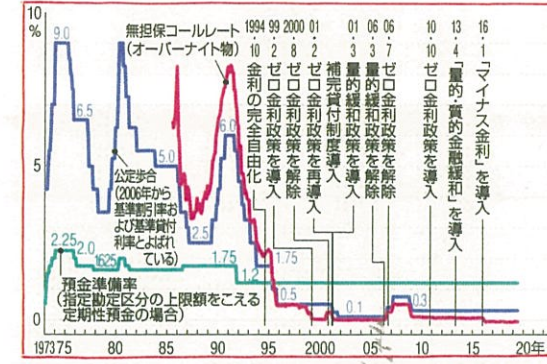
原文

訂正文

56



↑コールレート、公定歩合と預金準備率の推移(日本銀行資料)



↑コールレート、公定歩合と預金準備率の推移(日本銀行資料)

57

性が高いことを示している(→p.124コラム)。国際決済銀行(BIS)が規制する統一基準では、国際活動を行う銀行には8%以上が、国内のみでは4%以上が求められている。

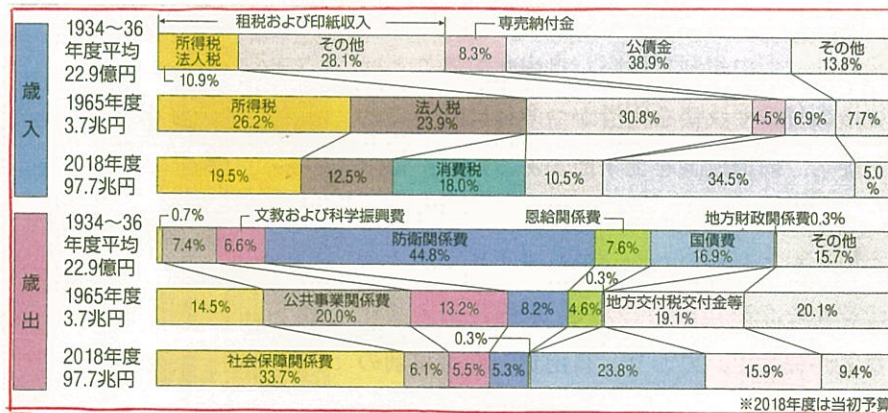
性が高いことを示している(→p.124コラム)。国際決済銀行(BIS)が規制する統一基準では、国際活動を行う銀行には10.5%以上が求められている。

58

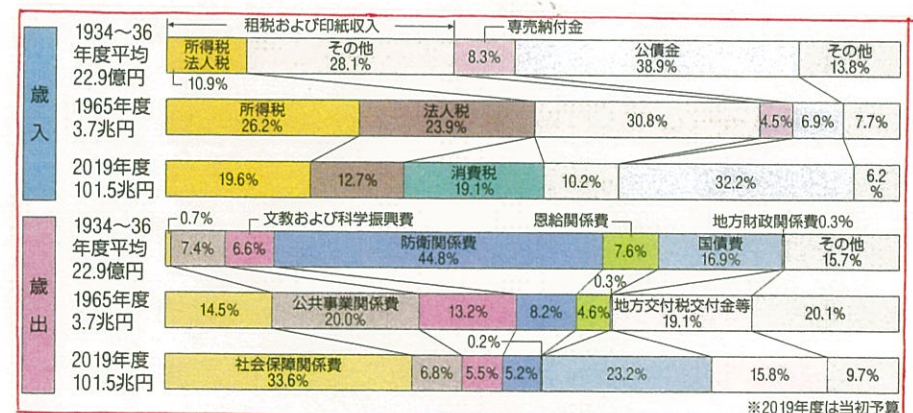
を引き起こしかねない。それを未然に防ぐには適切な金融規制が必要で、BIS規制の強化などが検討されており、自由化と金融規制のバランスをどうとるのが問われている。

を引き起こしかねない。それを未然に防ぐには適切な金融規制が必要で、BIS規制の強化などが行われ、自由化と金融規制のバランスをどうとるのが問われている。

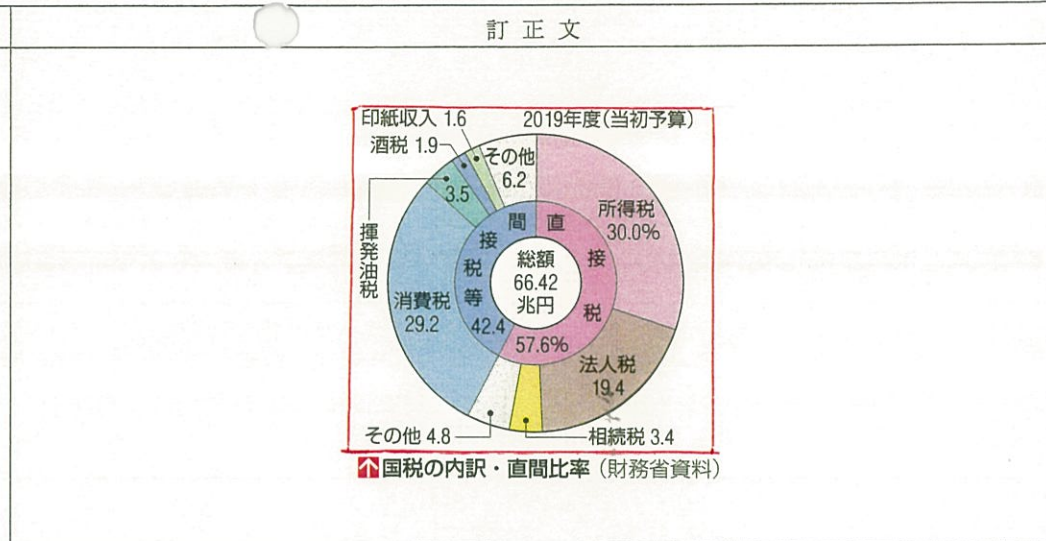
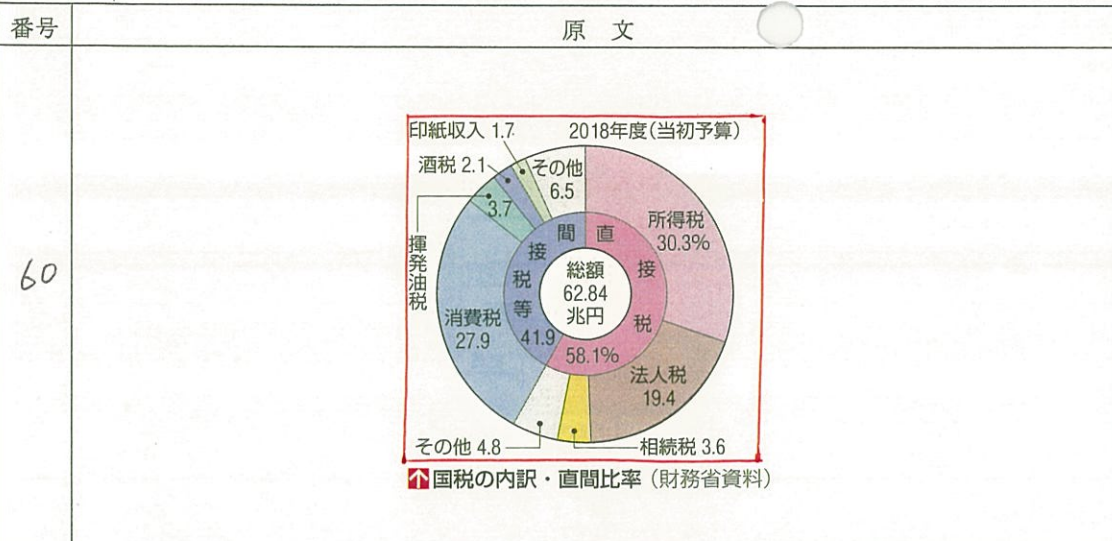
59



↑日本における一般会計の歳入と歳出(財政金融統計月報ほか)



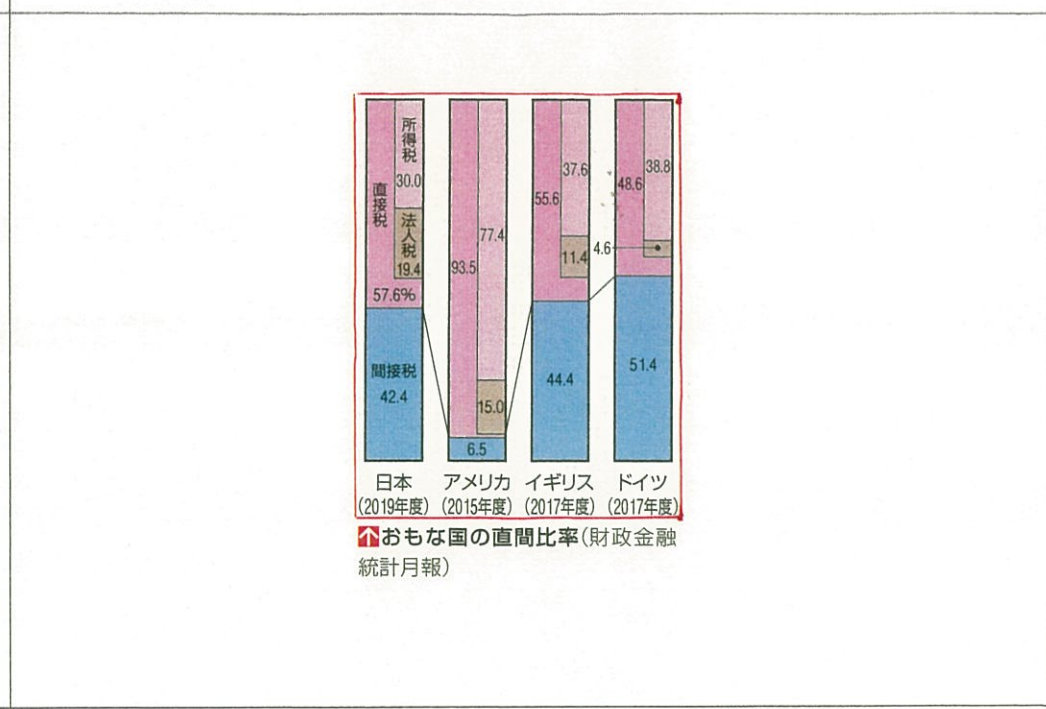
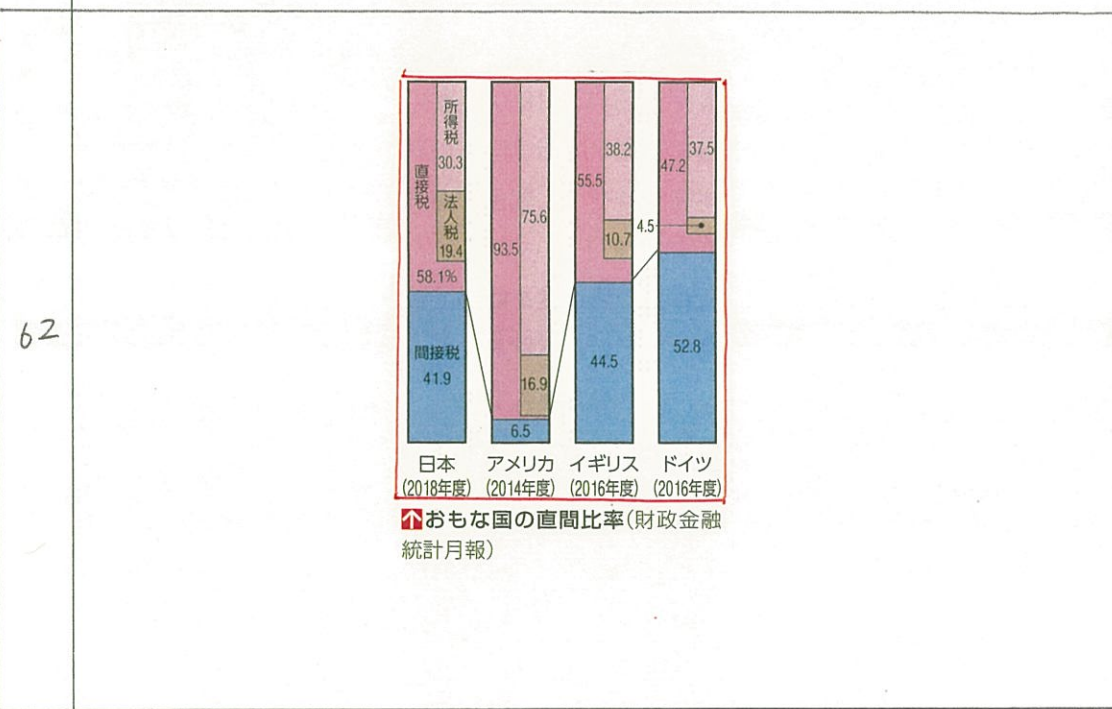
↑日本における一般会計の歳入と歳出(財政金融統計月報ほか)

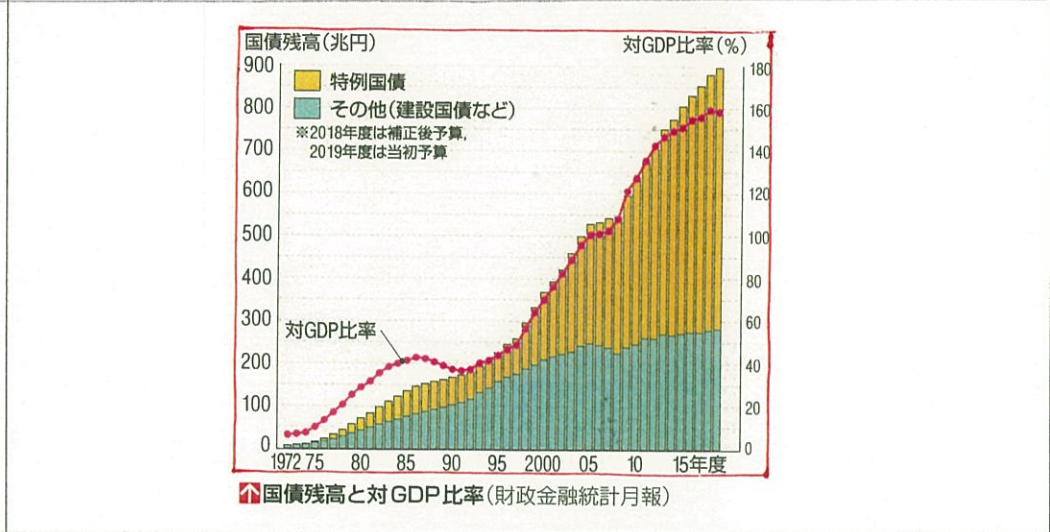
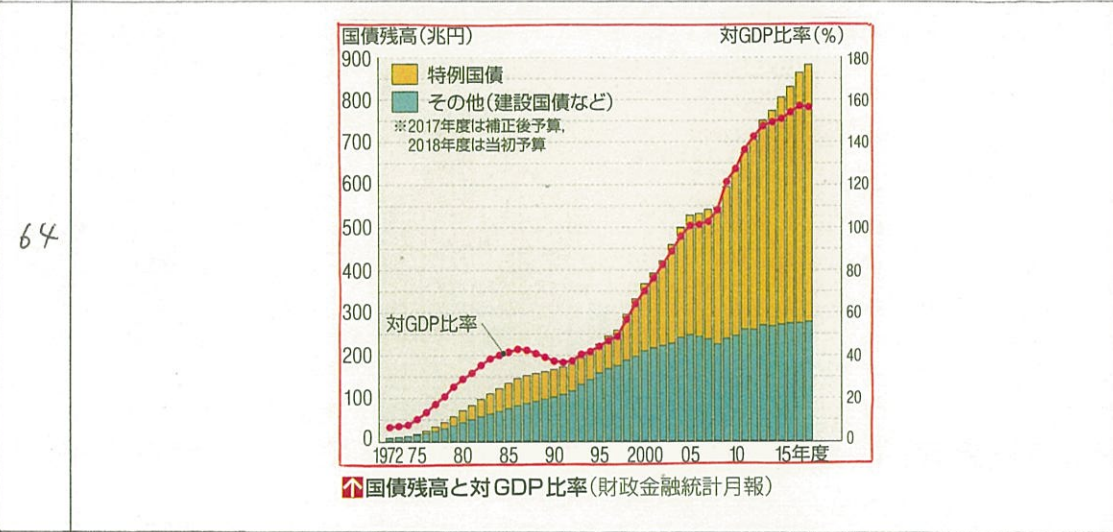
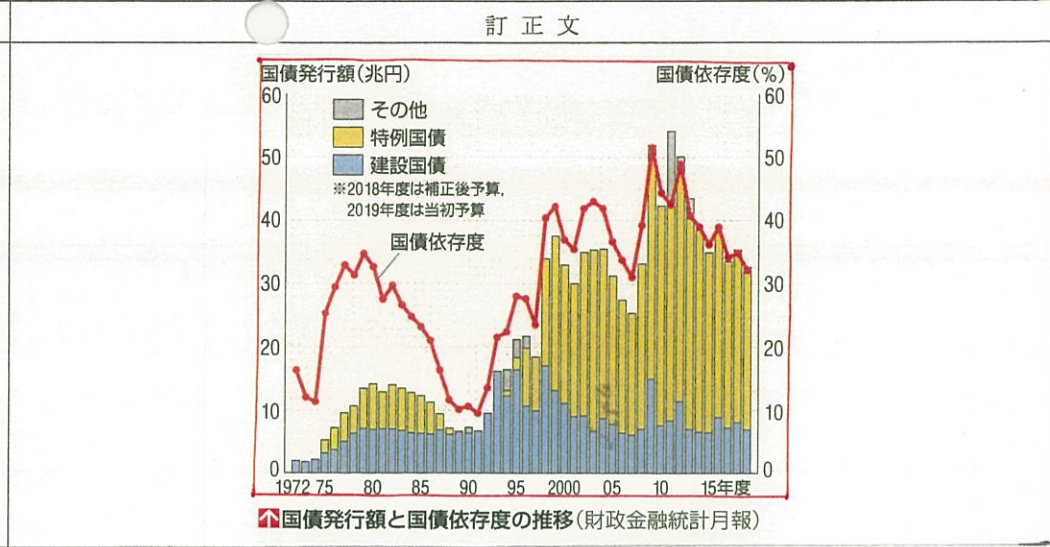
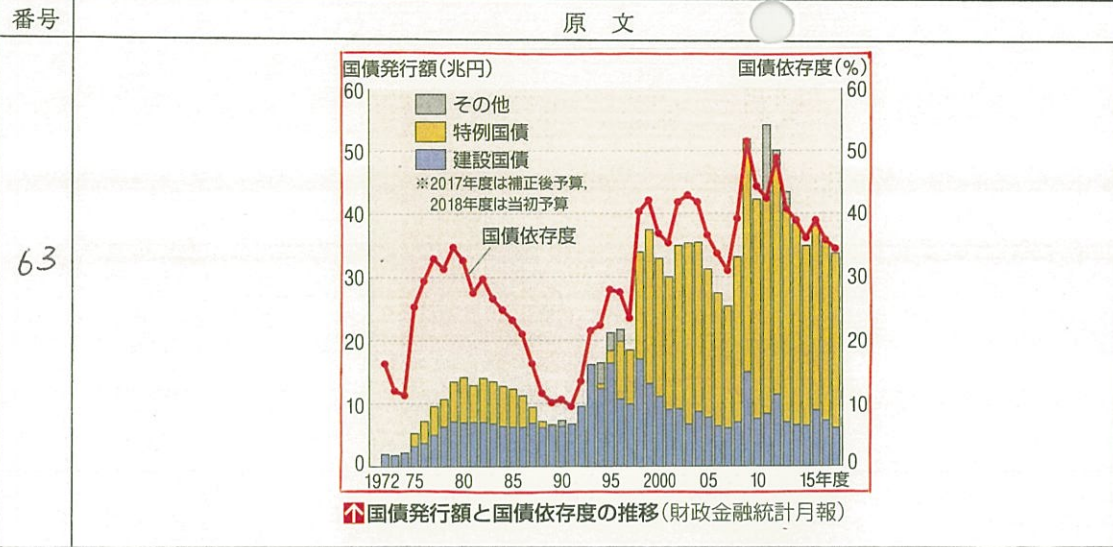


61

①消費税 購入するすべての商品・サービスに課される間接税。1989年に税率3%で導入され、1997年に5%、2014年に8%に引き上げられた。そして、2015年に10%への引き上げが予定されていたが、2019年に延期されて、同時に、食料品などの税率を低くする「軽減税率」が導入されることになった。

①消費税 購入するすべての商品・サービスに課される間接税。1989年に税率3%で導入され、1997年に5%、2014年に8%に引き上げられた。そして、2019年に10%に引き上げられ、同時に、飲食料品(酒類、外食除く)と新聞(定期購読などの条件あり)に対する「軽減税率」(8%)が導入された。





65

大幅に増加した。国の借金残高は2018年度末には915兆円(国と地方を合わせると1107兆円)に達すると見込まれ、また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)も大幅な

primary balance

訂正文

大幅に増加した。国の借金残高は2019年度末には928兆円(国と地方を合わせると1122兆円)に達すると見込まれ、また、基礎的財政収支(プライマリー・バランス)も大幅な

primary balance

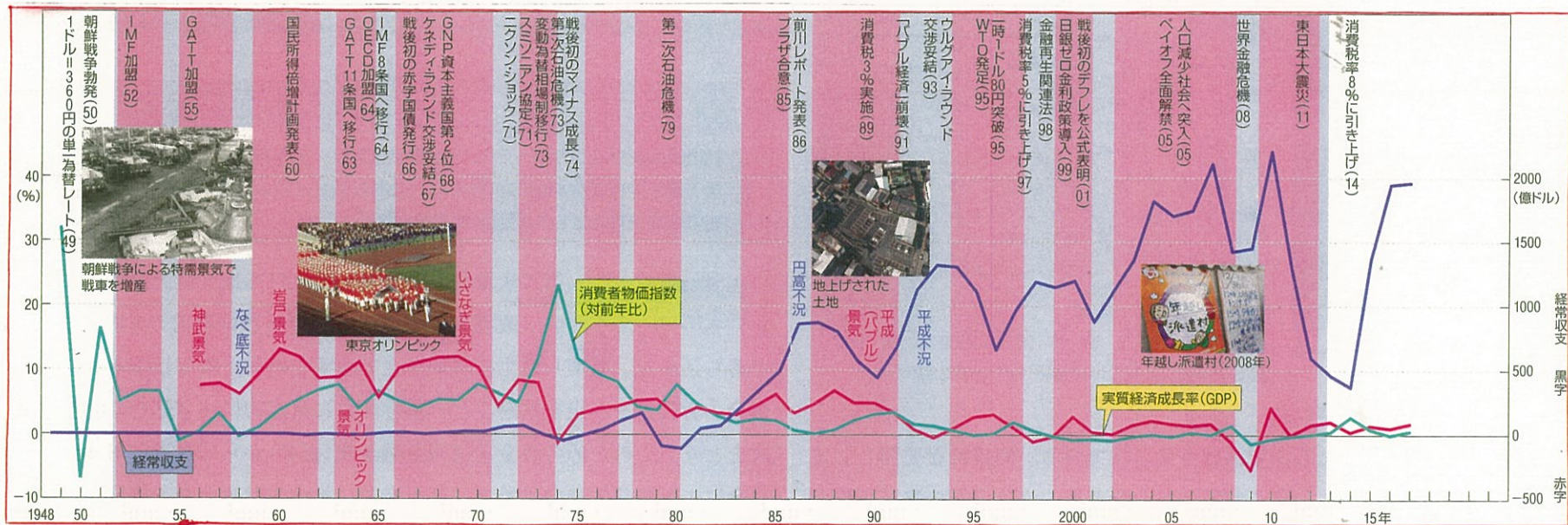
66

「社会保障と税の一体改革」が実施された。
2012年

訂正文

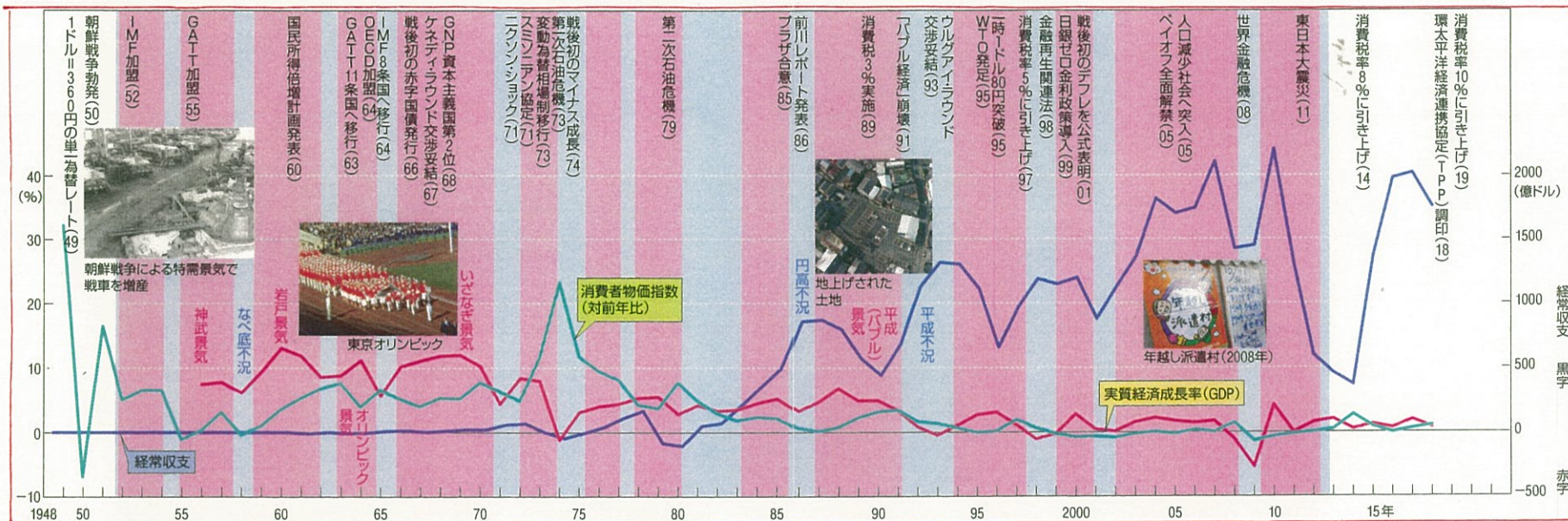
「社会保障と税の一体改革」が実施された。
2012年法制定

67

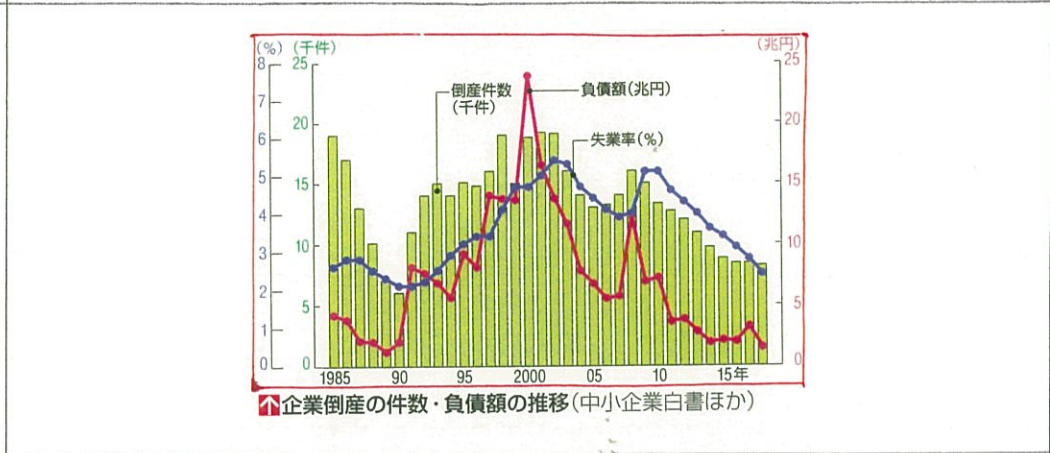
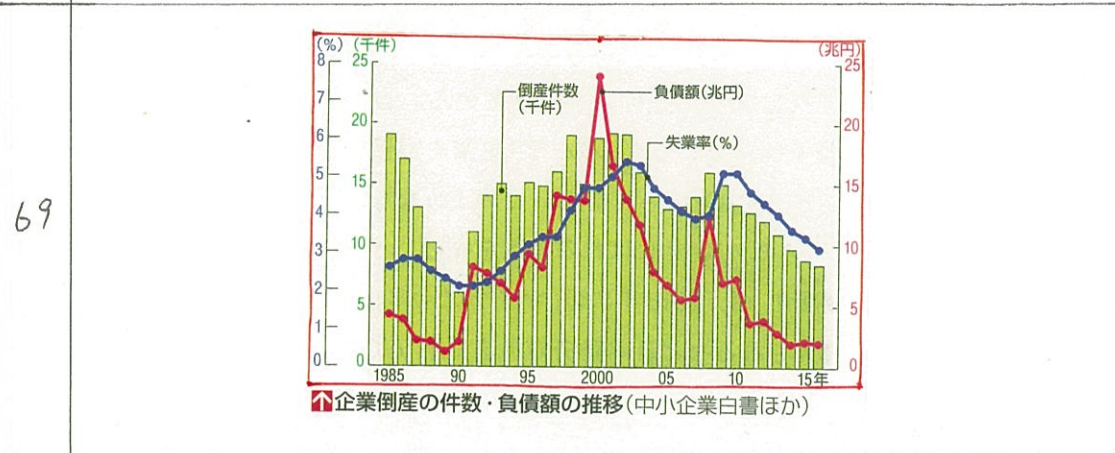
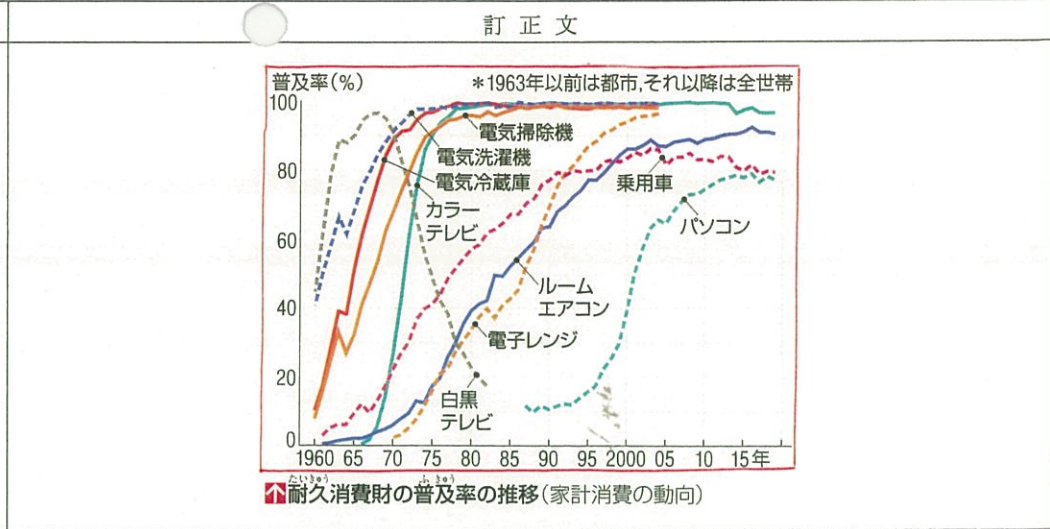
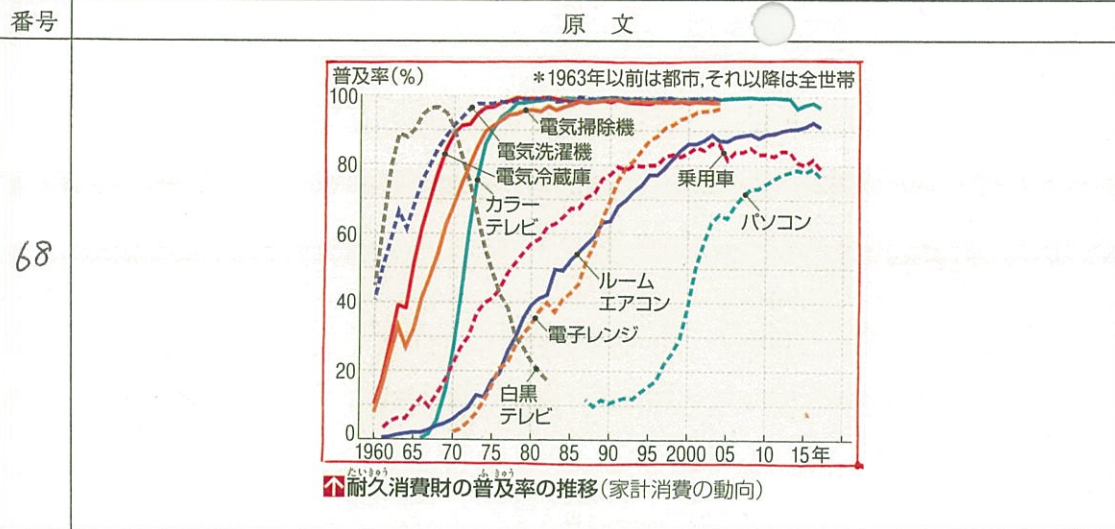


戦後日本経済の歩み(内閣府資料ほか)

67



戦後日本経済の歩み(内閣府資料ほか)



70

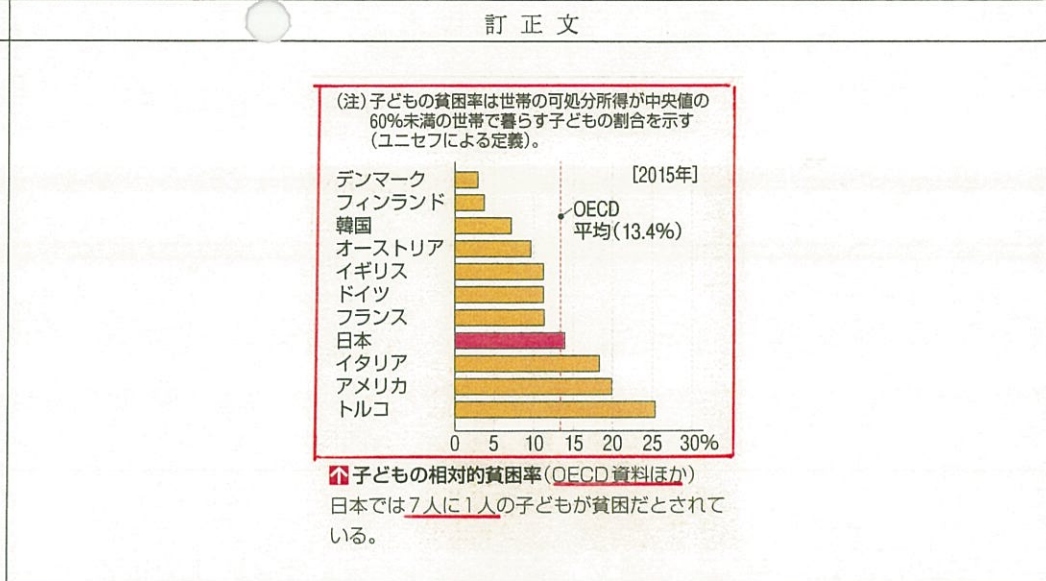
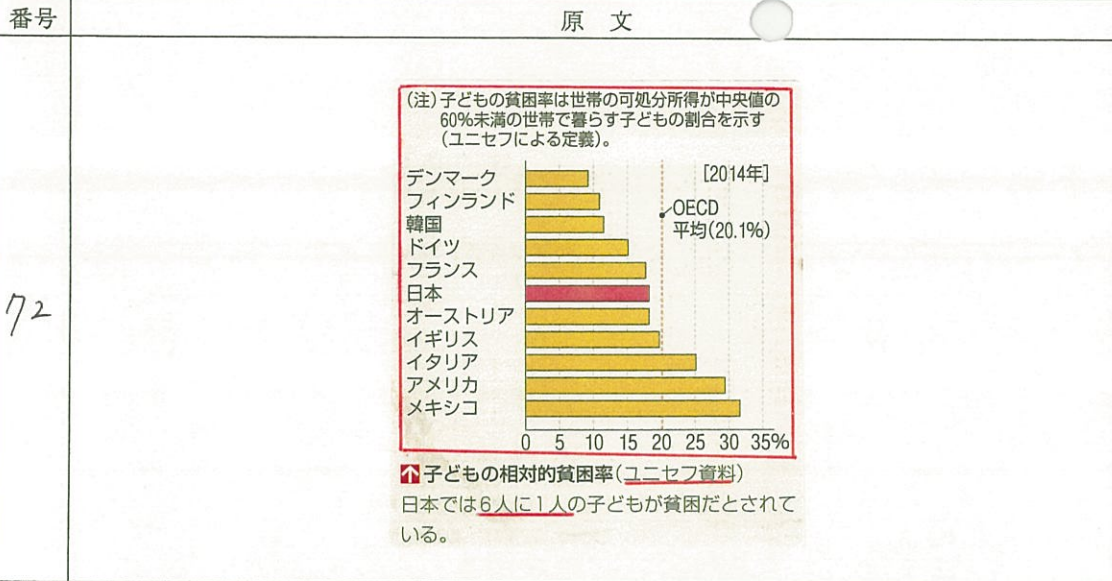
いうことは重要な課題である。また、2018年に調印された環太平洋経済連携協定(TPP)では、農産物などの関税の大部分が撤廃され、金融などの分野でも規制緩和が進められるとされており、その是非が問われている。

いうことは重要な課題である。また、2018年に調印・発効した環太平洋経済連携協定(TPP)や、2019年に調印された日米貿易協定では、農産物などの関税の大部分が撤廃されるため、その是非が問われている。厳しさ

71

格差社会を生み出す要因はさまざまであるが、その解消は行政による施策や、企業の対応などが不可欠である。特に教育に関

格差社会を生み出す要因はさまざまであるが、その解消には行政による施策や、企業の対応などが不可欠である。特に教育に



73

	インターネット通販	ワンクリック請求	電話勧誘販売	家庭訪販
概要	インターネット上で利用あるいは購入した覚えのないものの料金を請求される	スマートフォンなどを利用し無料だと思い情報サイトを閲覧していたところ、料金を請求される	高齢者に対する強引な健康食品の勧誘や、劇場型勧誘による金融商品の勧誘	消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭を訪問し、消費者を勧誘する
相談件数	209,094	80,342	68,950	55,177
年齢など	30~50代	30~50代	70歳以上	70歳以上
販売商品	情報サイトなど	情報サイトなど	健康食品、投資商品など	新聞、放送サービスなど

最近のおもな問題商法(消費生活年報2016)

(2017年度)

	インターネット通販	電話勧誘販売	家庭訪販	ワンクリック請求
概要	インターネット上で利用あるいは購入した覚えのないものの料金を請求される	高齢者などに対して、健康食品の購入などを強引に勧誘する	消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭を訪問し、消費者を勧誘する	スマートフォンなどを利用し無料だと思い情報サイトを閲覧していたところ、料金を請求される
相談件数	188,984	49,803	49,722	20,911
年齢など	30~60代	70歳以上	70歳以上	40~60代
販売商品	情報サイトなど	健康食品など	新聞、放送サービスなど	情報サイトなど

最近のおもな問題商法(消費生活年報2018)

75

業の比重は大きく低下し、GDPに占める農業生産額→p.131の割合は2015年現在約1%である。農業就業人口も農家戸数もともに減少

業の比重は大きく低下し、GDPに占める農業生産額→p.131の割合は2017年現在約1%である。農業就業人口も農家戸数もともに減少

消費者の自立

消費者主権を確固としたものにするためには、消費者と企業間の情報格差を縮小しなければならない。また、食品などの商品に関しては、その商品がどこで生産されたか(産地表示)、どのような流通経路をへて店先に並んでいるか(トレーサビリティ)を明確にし、消費者の不安解消に努めなければならない。その一方で、消費者の側も正確な情報を入手するよう努め、消費者の心をくすぐる商品の効能書きをうのみにしない慎重さが求められる。

コラム

契約とは何だろうか

契約とは法律的な義務を負う約束のことであり、私たちの日常生活は多くの契約で成り立っている。たとえば、コンビニでの買い物は「売買契約」、学校へ通学するときに電車やバスに乗るのは「運送契約」などである。これらの契約については互いが合意すれば必ずしも契約書は必要ではない。消費者保護のための契約取り消しや解除に関する法律が整備されてきているが、契約が有効に成立すると、法律的な義務が生じるため、内容をよく吟味する必要がある。なお、連帯保証人になれば、借金した本人と同じ支払い義務を負う。契約を結ぶ際、私たちはその意味の

大きさを自覚し、慎重に内容を判断する必要がある。

- 1 不実告知(第4条1項1号)**
契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と誤認して行った契約
- 2 断定的判断の提供(第4条1項2号)**
将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し、消費者がその判断を確実と誤認して行った契約
- 3 不利益事実の不告知(第4条2項)**
消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が誤認して行った契約
- 4 不退去・退去妨害(第4条3項)**
消費者が退去を求めにもかかわらず事業者が退去しないときや、本人が退去したいと意思を示しているにもかかわらず退去できないために消費者が困惑して行った契約
- 5 過量な内容の契約(第4条4項)**
目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しく超えることを事業者が知りながら勧誘し、行われた契約

消費者契約法により契約の取り消しができるケース

消費者の自立

消費者主権を確固としたものにするためには、消費者と企業間の情報格差を縮小しなければならない。食品などに関しては、その商品がどこで生産されたか(産地表示)、どのような流通経路をへて店先に並んでいるか(トレーサビリティ)を明確にし、消費者の不安解消に努めなければならない。その一方で、消費者の側も正確な情報を入手するよう努め、商品を慎重に選択することが求められる。

コラム

契約とは何だろうか

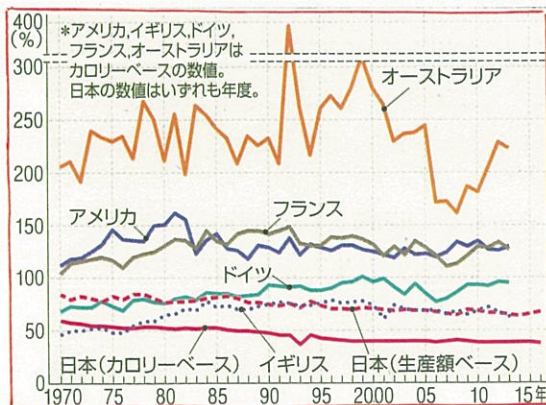
契約とは法律的な義務を負う約束のことであり、私たちの日常生活は多くの契約で成り立っている。たとえば、コンビニでの買い物は「売買契約」、電車やバスに乗るのは「運送契約」などである。これらの契約については互いが合意すれば必ずしも契約書は必要ではない。消費者保護のための契約取り消しや解除に関する法律が整備されてきているが、契約が有効に成立すると、法律的な義務が生じるため、内容をよく吟味する必要がある。なお、連帯保証人になれば、借金した本人と同じ支払い義務を負う。契約を結ぶ際、私たちはその意味の大きさを自覚し、慎重に内容を判断する必要がある。

- 1 不実告知(第4条1項)**
契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と誤認して行った契約
- 2 断定的判断の提供(第4条1項)**
将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し、消費者がその判断を確実と誤認して行った契約
- 3 不利益事実の不告知(第4条2項)**
消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が誤認して行った契約
- 4 不退去・退去妨害(第4条3項)**
消費者が退去を求めにもかかわらず事業者が退去しないときや、本人が退去したいと意思を示しているにもかかわらず退去できないために消費者が困惑して行った契約
- 5 過量な内容の契約(第4条4項)**
目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しく超えることを事業者が知りながら勧誘し、行われた契約

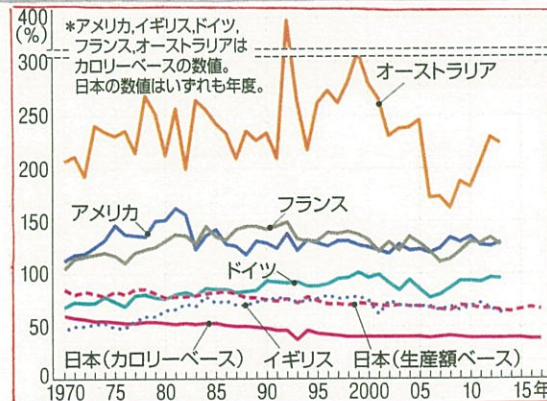
消費者契約法により契約の取り消しができるケース
ほか不安をおおる告知や、恋愛感情等の不当な利用(恋人商法)、高齢等による判断力の低下の不当な利用、靈感等の知見を用いた告知(靈感商法)、契約締結前の債務の実施や強引な代金の請求といったケースについても、契約の取り消しができる(第4条3項)。

74

76



おもな国の食料自給率の推移(食料需給表)



おもな国の食料自給率の推移(食料需給表)

77

番号

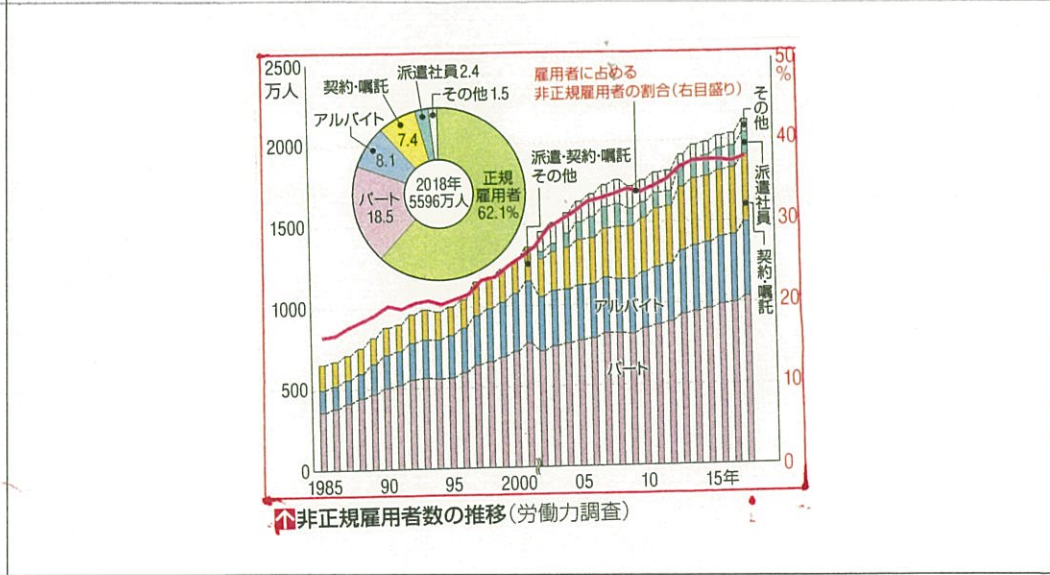
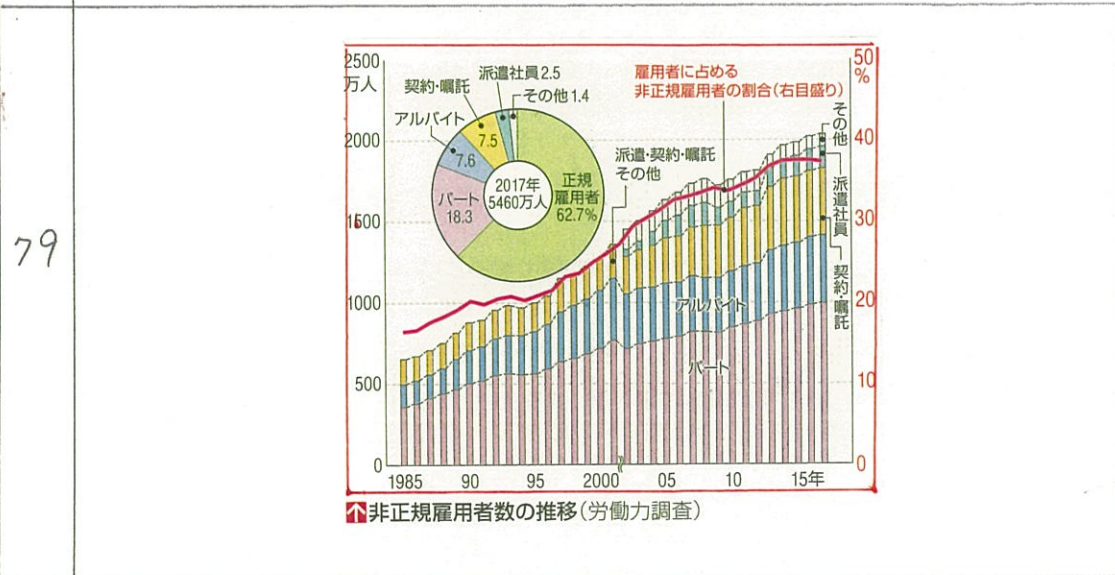
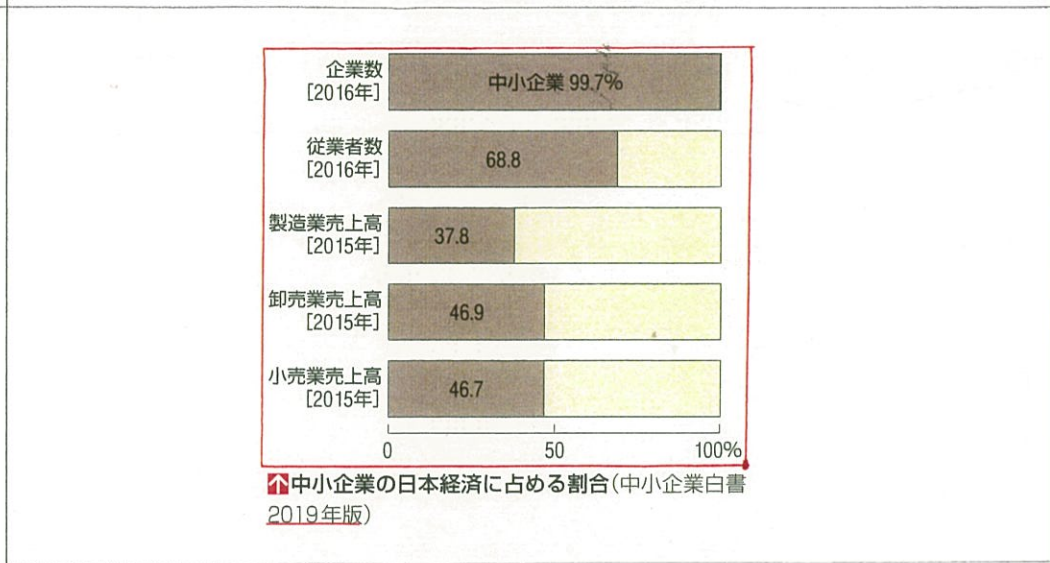
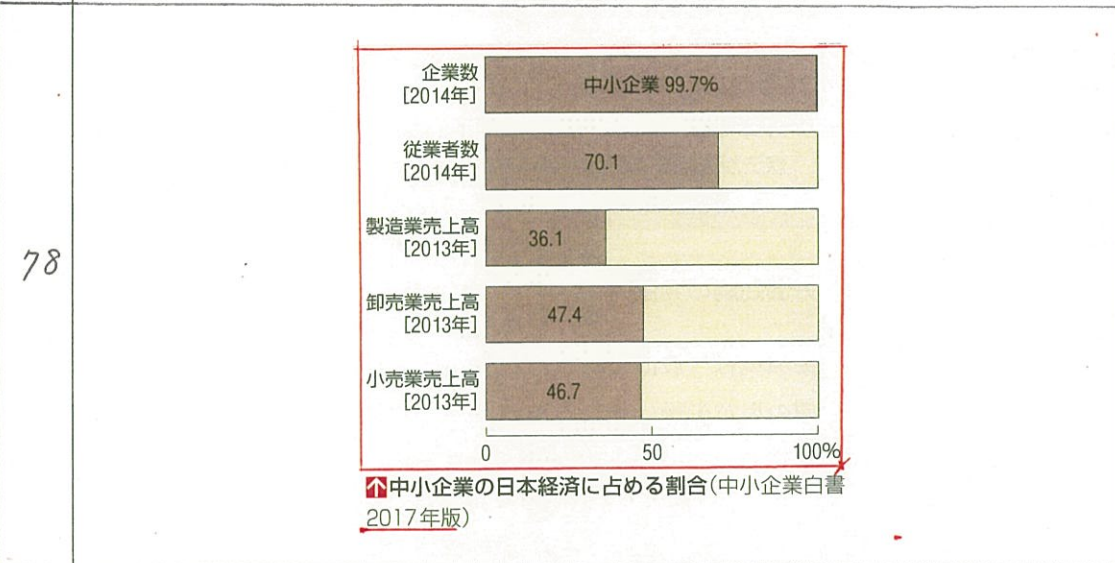
原文

の波は容赦なく襲いかかっている。2018年には、TPP(環太平洋経済連携協定)が調印された。協定の発効により、農産物などの関税が削減・撤廃され、日本の農業は大きな打撃を受けることが懸念されている。

こうした事態に対し、国際分業の観点から農業は他国にまかせて、日本

訂正文

の波は容赦なく襲いかかっている。2018年にはTPP(環太平洋経済連携協定)が調印・発効し、さらに2019年には日米貿易協定が調印された。これらの協定により、農産物などの関税が削減・撤廃され、日本の農業は大きな打撃を受けることが懸念されている。

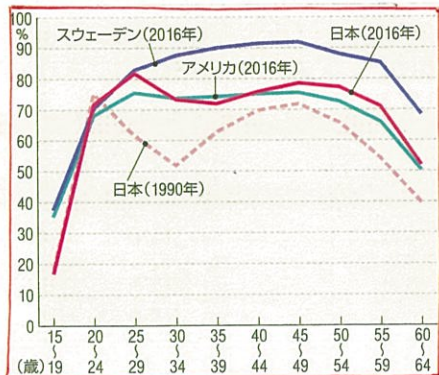


番号

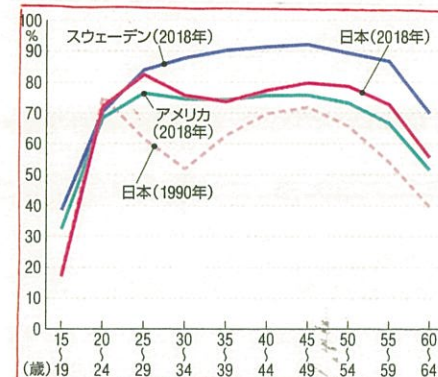
原文

訂正文

80

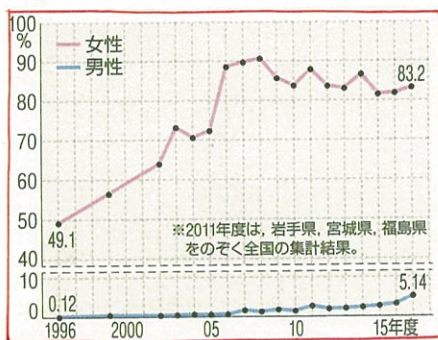


女性の年齢別労働力率の国際比較 (ILO資料)

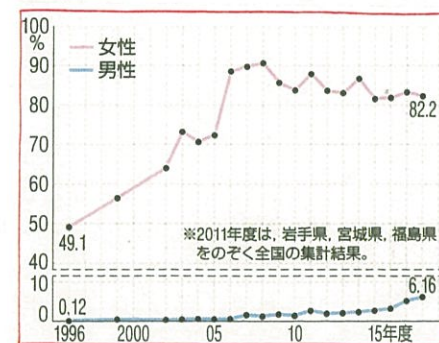


女性の年齢別労働力率の国際比較 (ILO資料)

81



育児休業取得率の推移 (厚生労働省資料)
近年、育児に参加する男性は「イクメン」とよばれるが、育児休業の取得率は低い。



育児休業取得率の推移 (厚生労働省資料)
近年、育児に参加する男性は「イクメン」とよばれるが、育児休業の取得率は低い。

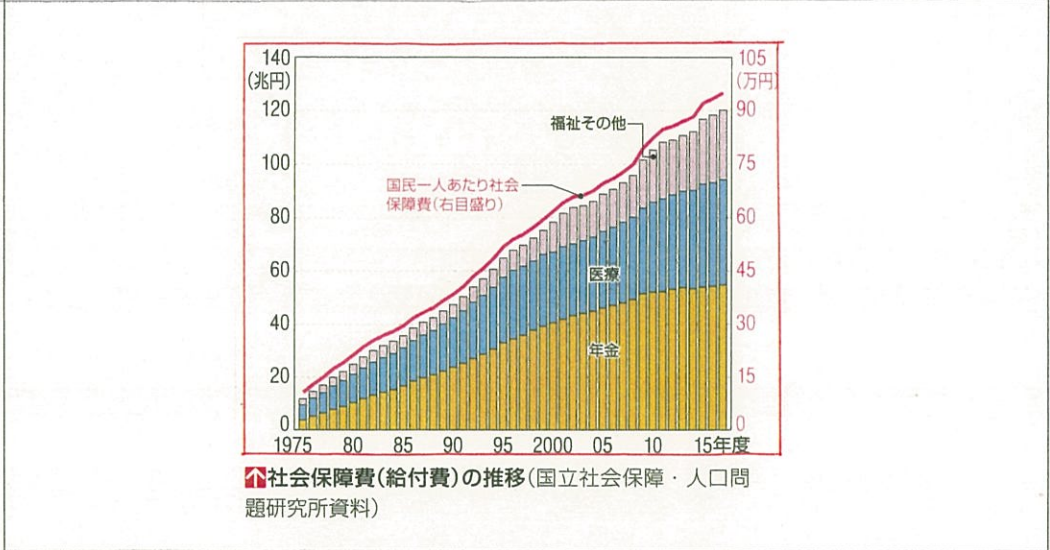
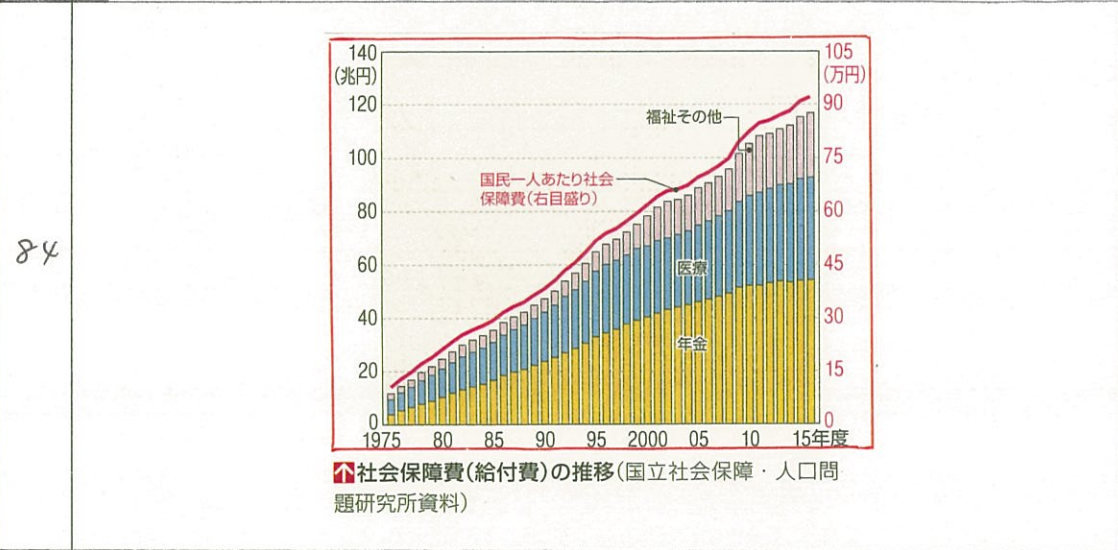
82

いている。外国人労働者が就労できる仕事の範囲などについては、拡大させる方向にあるが、労働条件をどのようにして改善するのかなどの問題もある。こうした問題は長期的な視点から検討していく必要がある。

いている。2018年には出入国管理法が改正され、外国人労働者の受け入れが拡大された。受け入れ後の労働条件や社会保障のあり方などについては長期的な視点から検討していく必要がある。

番号	原文																				
83	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">社会保険</td> <td>医療</td> <td>健康保険(一般被用者) 船員保険(船員) 共済組合(公務員, 私立学校職員) 国民健康保険(農業就業者, 自営業者など) 後期高齢者医療制度</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>厚生年金保険(民間被用者, 公務員) 国民年金(全国民の基礎年金)</td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td>雇用保険(一般・短期・高齢雇用者・日 雇労働者の失業等給付など)</td> </tr> <tr> <td>労災</td> <td>労働者災害補償保険(一般被用者) 公務員災害補償保険(公務員) 船員保険</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>介護保険</td> </tr> <tr> <td>公的扶助</td> <td>生活保護(生活困窮者), その他の社会手当</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>児童福祉, 母子・父子・寡婦福祉, 障害 者福祉, 高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆衛生</td> <td>医療</td> <td>健康増進対策, 難病・感染症対策, 保健所サービスなど</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>生活環境整備, 公害対策, 自然保護など</td> </tr> </table> <p>日本の社会保障制度</p>	社会保険	医療	健康保険(一般被用者) 船員保険(船員) 共済組合(公務員, 私立学校職員) 国民健康保険(農業就業者, 自営業者など) 後期高齢者医療制度	年金	厚生年金保険(民間被用者, 公務員) 国民年金(全国民の基礎年金)	雇用	雇用保険(一般・短期・高齢雇用者・日 雇労働者の失業等給付など)	労災	労働者災害補償保険(一般被用者) 公務員災害補償保険(公務員) 船員保険	介護	介護保険	公的扶助	生活保護(生活困窮者), その他の社会手当	社会福祉	児童福祉, 母子・父子・寡婦福祉, 障害 者福祉, 高齢者福祉	公衆衛生	医療	健康増進対策, 難病・感染症対策, 保健所サービスなど	環境	生活環境整備, 公害対策, 自然保護など
社会保険	医療		健康保険(一般被用者) 船員保険(船員) 共済組合(公務員, 私立学校職員) 国民健康保険(農業就業者, 自営業者など) 後期高齢者医療制度																		
	年金		厚生年金保険(民間被用者, 公務員) 国民年金(全国民の基礎年金)																		
	雇用		雇用保険(一般・短期・高齢雇用者・日 雇労働者の失業等給付など)																		
	労災		労働者災害補償保険(一般被用者) 公務員災害補償保険(公務員) 船員保険																		
	介護	介護保険																			
公的扶助	生活保護(生活困窮者), その他の社会手当																				
社会福祉	児童福祉, 母子・父子・寡婦福祉, 障害 者福祉, 高齢者福祉																				
公衆衛生	医療	健康増進対策, 難病・感染症対策, 保健所サービスなど																			
	環境	生活環境整備, 公害対策, 自然保護など																			

番号	訂正文																				
83	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">社会保険</td> <td>医療</td> <td>健康保険(一般被用者) 船員保険(船員) 共済組合(公務員, 私立学校職員) 国民健康保険(農業就業者, 自営業者など) 後期高齢者医療制度</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>厚生年金保険(民間被用者, 公務員) 国民年金(全国民の基礎年金)</td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td>雇用保険(一般・短期・高年齢雇用者・日 雇労働者の失業等給付など)</td> </tr> <tr> <td>労災</td> <td>労働者災害補償保険(一般被用者) 公務員災害補償(公務員) 船員保険</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>介護保険</td> </tr> <tr> <td>公的扶助</td> <td>生活保護(生活困窮者), その他の社会手当</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>児童福祉, 母子・父子・寡婦福祉, 障害 者福祉, 高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆衛生</td> <td>医療</td> <td>健康増進対策, 難病・感染症対策, 保健所サービスなど</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>生活環境整備, 公害対策, 自然保護など</td> </tr> </table> <p>日本の社会保障制度</p>	社会保険	医療	健康保険(一般被用者) 船員保険(船員) 共済組合(公務員, 私立学校職員) 国民健康保険(農業就業者, 自営業者など) 後期高齢者医療制度	年金	厚生年金保険(民間被用者, 公務員) 国民年金(全国民の基礎年金)	雇用	雇用保険(一般・短期・高年齢雇用者・日 雇労働者の失業等給付など)	労災	労働者災害補償保険(一般被用者) 公務員災害補償(公務員) 船員保険	介護	介護保険	公的扶助	生活保護(生活困窮者), その他の社会手当	社会福祉	児童福祉, 母子・父子・寡婦福祉, 障害 者福祉, 高齢者福祉	公衆衛生	医療	健康増進対策, 難病・感染症対策, 保健所サービスなど	環境	生活環境整備, 公害対策, 自然保護など
社会保険	医療		健康保険(一般被用者) 船員保険(船員) 共済組合(公務員, 私立学校職員) 国民健康保険(農業就業者, 自営業者など) 後期高齢者医療制度																		
	年金		厚生年金保険(民間被用者, 公務員) 国民年金(全国民の基礎年金)																		
	雇用		雇用保険(一般・短期・高年齢雇用者・日 雇労働者の失業等給付など)																		
	労災		労働者災害補償保険(一般被用者) 公務員災害補償(公務員) 船員保険																		
	介護	介護保険																			
公的扶助	生活保護(生活困窮者), その他の社会手当																				
社会福祉	児童福祉, 母子・父子・寡婦福祉, 障害 者福祉, 高齢者福祉																				
公衆衛生	医療	健康増進対策, 難病・感染症対策, 保健所サービスなど																			
	環境	生活環境整備, 公害対策, 自然保護など																			



85

②介護サービス 利用できるものにはデイサービス, デイケア, ショートステイ, 訪問介護な
どの居宅サービスと特別養護老人施設, 老人保健施設などの施設サービスがある。しかし,
介護者の人員や施設数は十分とはいえず, また地域間の格差も問題となっている。

85

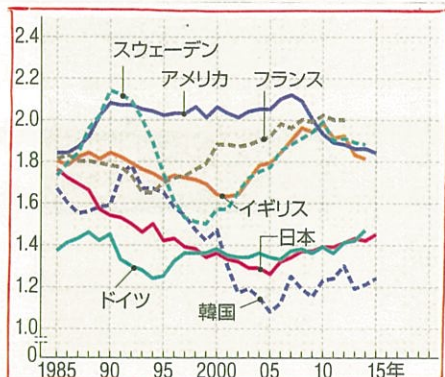
②介護サービス 利用できるものには、デイサービス, デイケア, ショートステイ, 訪問介護
などの居宅サービスや、特別養護老人施設, 老人保健施設などの施設サービスなどがある。
しかし, 介護者の人員や施設数は十分とはいえず, また地域間の格差も問題となっている。

番号

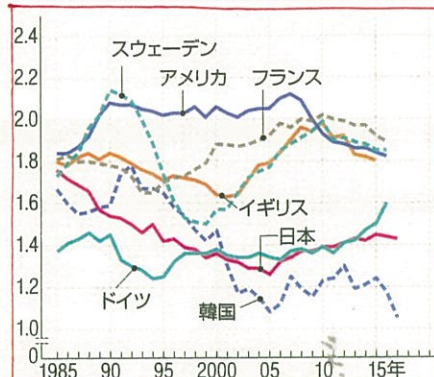
原文

訂正文

86

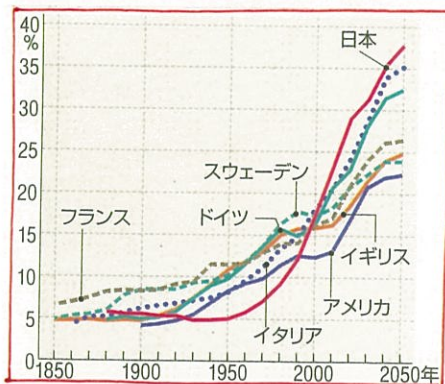


おもな国の合計特殊出生率の推移(国立社会保障・人口問題研究所資料)

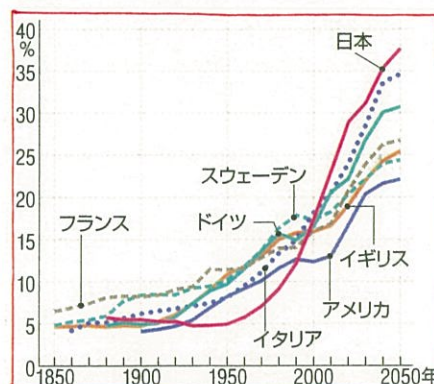


おもな国の合計特殊出生率の推移(国立社会保障・人口問題研究所資料)

87



おもな国の高齢化率の推移(人口統計資料集2017年版)



おもな国の高齢化率の推移(人口統計資料集2019年版)

88

2017年度(億円)	
■ 経常収支…①	218,127
貿易・サービス収支	40,558
貿易収支	45,936
サービス収支	-5,378
第一次所得収支	199,129
第二次所得収支	-21,560
■ 資本移転等収支…②	-3,076
■ 金融収支…③	196,174
■ 誤差脱漏…④	-18,877

日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④=0となる。

2018年度(億円)	
■ 経常収支…①	192,434
貿易・サービス収支	-160
貿易収支	6,963
サービス収支	-7,123
第一次所得収支	210,125
第二次所得収支	-17,531
■ 資本移転等収支…②	-1,578
■ 金融収支…③	212,310
■ 誤差脱漏…④	21,454

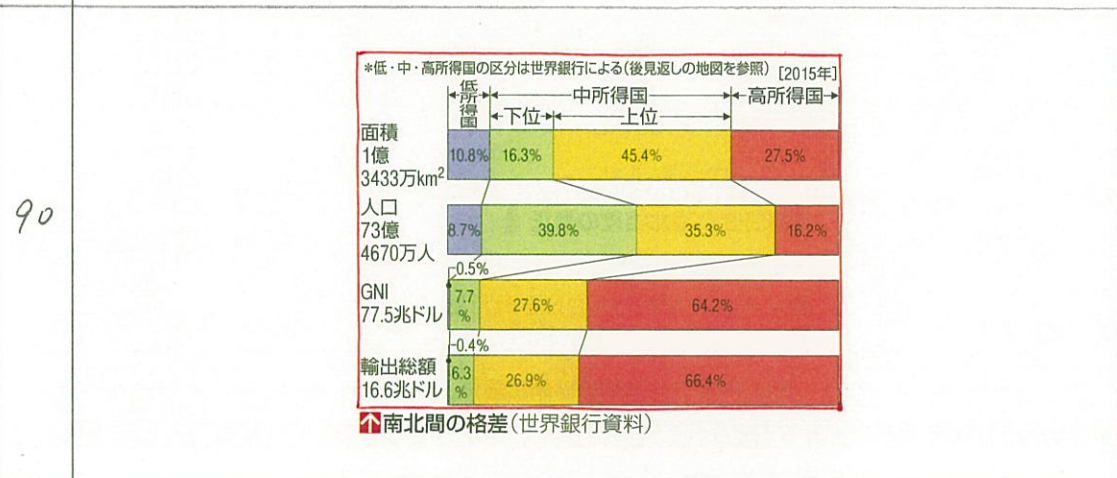
日本の国際収支表(財政金融統計月報)統計上、①+②-③+④=0となる。



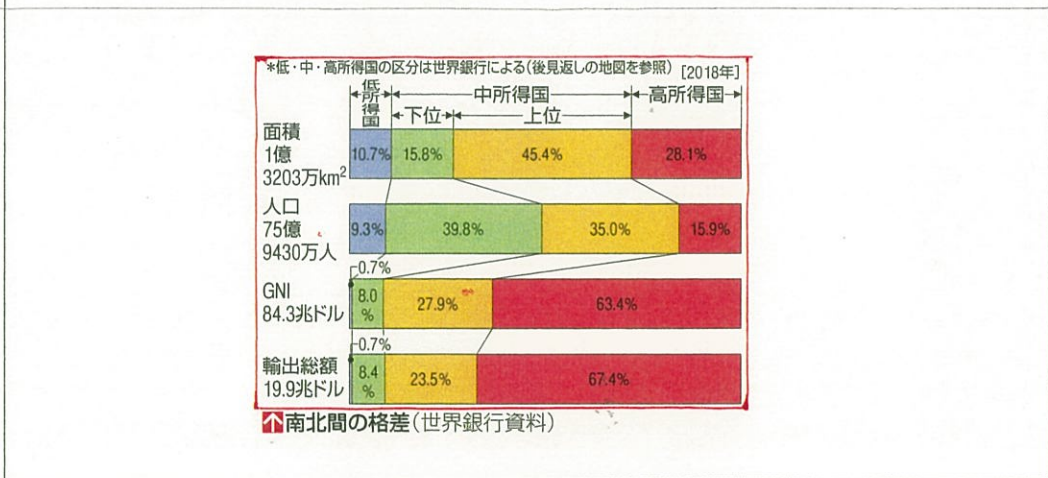
円対ドルレートの推移(日本銀行資料)



円対ドルレートの推移(日本銀行資料)



南北間の格差(世界銀行資料)



南北間の格差(世界銀行資料)

91

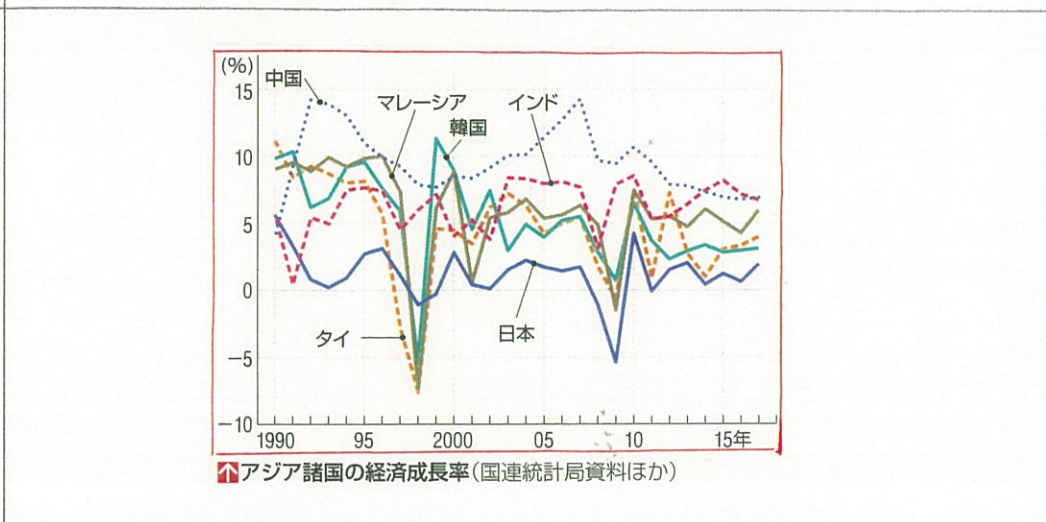
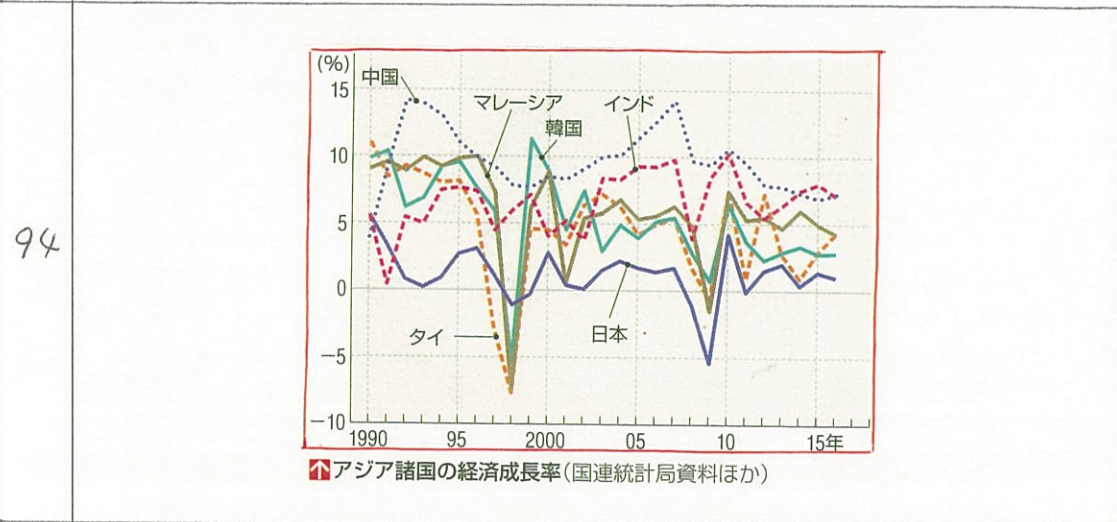
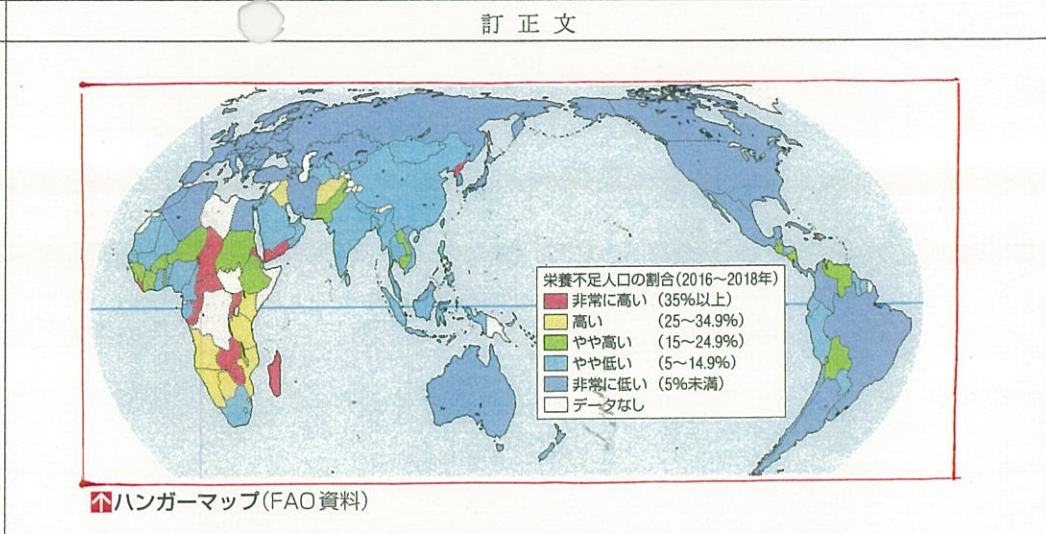
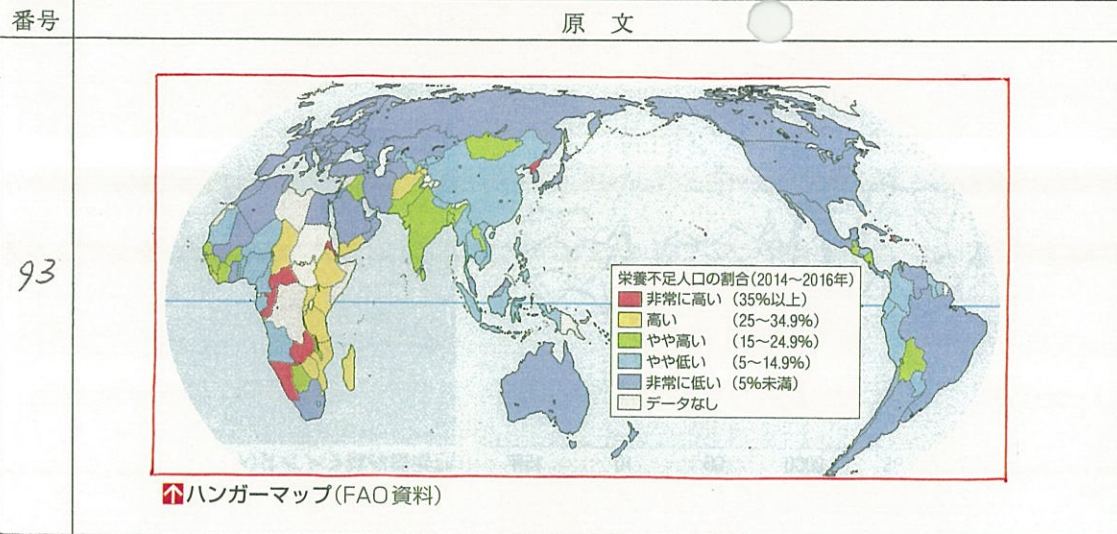
産活動を行いにくい。そこで、融資を受けなければならないが、通常の金融機関から融資に対する返済率が低いことが知られている。このような場合、貸し手側の金融機

産活動を行いにくい。そこで、融資を受けなければならないが、通常の金融機関から融資に対する返済率が低いことが知られている。このような場合、貸し手側の金融

92

② LDC 発展途上国のなかでも最も経済発展の遅れた国。国連の経済社会理事会(→p.86)によって、3年ごとに認定基準が見直される。2018年6月現在、47か国が該当する。

② LDC 発展途上国のなかでも最も経済発展の遅れた国。国連の経済社会理事会(→p.86)によって、3年ごとに認定基準が見直される。2019年9月現在、47か国が該当する。



番号 95

アジア・アメリカでの地域統合 ヨーロッパ以外の国でも地域統合の動きが進んだ。北米では1994年に、アメリカとカナダの米加自由貿易協定にメキシコが加わって、北米自由貿易協定(NAFTA)が発足し、南米では1995年、4か国からなるメルコスール(南米南部共同市場)が発足した。

North American Free Trade Agreement
MERCOSUR

①リスボン条約 おもな内容は①加盟国議会のEU立法への関与の強化、②意思決定手続きの効率化と簡素化、③EU基本権憲章への法的拘束力の付加、④EUへの法人格の付与、⑤外交政策のEU外務・安全保障政策上級代表への一本化、⑥EU理事会常任議長職の創設である。

訂正文

アジア・アメリカでの地域統合 ヨーロッパ以外の国でも地域統合の動きが進んだ。北米では1994年に、アメリカとカナダの米加自由貿易協定にメキシコが加わって、北米自由貿易協定(NAFTA)が発足し、南米では1995年、4か国からなるメルコスール(南米南部共同市場)が発足した。

North American Free Trade Agreement
MERCOSUR

①リスボン条約 おもな内容は①加盟国議会のEU立法への関与の強化、②意思決定手続きの効率化と簡素化、③EU基本権憲章への法的拘束力の付加、④EUへの法人格の付与、⑤外交政策のEU外務・安全保障政策上級代表への一本化、⑥EU理事会常任議長職の創設である。

②NAFTA 2018年にNAFTAに代わって米国・メキシコ・カナダ協定(IUSMCA)が調印された。

番号	原文
96	<p>●世界のFTA件数 計301件 (2018年6月現在)</p> <p>(既存FTAへの新規加盟 にともなう重複などを 除く)</p> <p>世界世界のFTA件数(ジェ トロ資料)</p>

訂正文
<p>●世界のFTA件数 計314件 (2019年6月現在)</p> <p>(既存FTAへの新規加盟 にともなう重複などを 除く)</p> <p>世界世界のFTA件数(ジェ トロ資料)</p>

97	<p>あった。最近の特徴は二国間協定が多いことであり、日本もシンガポール</p>
98	<p>をはじめ、メキシコ、マレーシアなどと協定を結んだ。その一方で、</p>
99	<p>「ASEAN+3 (日本・韓国・中国)」などASEANを核とするFTA・EPA 検 討の動きがあるほか、TPP(環太平洋経済連携協定)のように、より広範囲 にわたる国々が協定を結び、連携を強めていこうとする動きもある。この</p>

<p>あった。最近の特徴は二国間協定が多いことであり、日本もシンガポール</p>
<p>をはじめ、メキシコ、マレーシア、EUなどと協定を結んだ。その一方で、</p>
<p>「ASEAN+3 (日本・韓国・中国)」などASEANを核とするFTA・EPA 検 討の動きがあるほか、TPP(環太平洋経済連携協定)のように、より広範囲 にわたる国々が協定を結び、連携を強めていこうとする動きもある。この</p>

100	<p>世界世界の貿易、サービス、直接投資の推移 (IMF資料)</p>
-----	---

<p>世界世界の貿易、サービス、直接投資の推移 (IMF資料)</p>

番号

原文

訂正文

(租税回避地)に逃避し、資金の流れを不透明にしている。また、中央当局の管理に服さない**仮想通貨**が大量に創出され、金融の不安定化要因になっている。その一方で、保護主義の動きが再燃している。トランプ米大統領D.J.Trump(在職2017~)は「アメリカ・ファースト」を唱え、中国など諸外国との間で経済摩擦を引き起こしている。グローバル化の中で世界の経済秩序をどのようにして維持し、世界の経済発展につなげていくか、このことは大きな課題である。

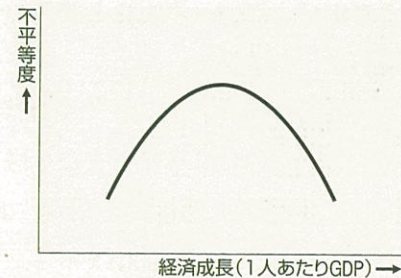
(租税回避地)に逃避し、資金の流れを不透明にしている。また、中央当局の管理に服さない**暗号資産(仮想通貨)**が大量に創出され、金融の不安定化要因になっている。その一方で、保護主義の動きが再燃している。トランプ米大統領D.J.Trump(在職2017~)は「アメリカ・ファースト」を唱え、中国など諸外国との間で経済摩擦を引き起こしている。グローバル化の中で世界の経済秩序をどのようにして維持し、世界の経済発展につなげていくかが課題となっている。



グローバル化における経済発展と格差

経済発展とグローバル化が進むなか、多くの国で格差問題が顕在化している。これまでの考え方では、経済成長がある程度進むと人々の経済格差は縮小していくはずであった。発展の初期には労働者の犠牲のうに資本家の富の蓄積が進むから、格差は拡大する。しかし経済成長が進むと教育が充実し、労働者の技能も高度化するため、労働者の所得は上昇し、その結果、格差は縮小に向かう。このような経済成長と所得格差の逆U字型の関係は発見者の名前をとってクズネツ曲線とよばれている。

所得への累進課税や資産への課税を強化することによって格差を是正する試みは重要である。しかし、国際間の資本移動が容易になっているグローバル経済においては一国だけで課税を強化しても効果は薄い。税制について国際間で協調することが重要である。



↑クズネツ曲線

しかし1980年代以降、先進国の所得や富の格差は著しく拡大している。また、100年、200年という長期間をとってみると、格差はむしろ拡大しているという説もある。

節のまとめ

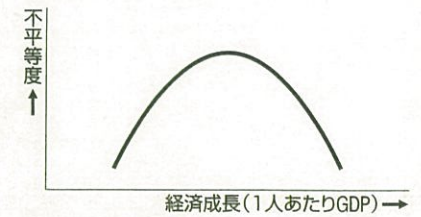
- 1 国際貿易の拡大が各国経済に与える影響についてさまざまな方法で調べてみよう。
- 2 経済のグローバル化がもたらすメリットとデメリットについてそれぞれ検討してみよう。



グローバル化における経済発展と格差

経済発展とグローバル化が進むなか、多くの国で格差問題が顕在化している。これまでの考え方では、経済成長がある程度進むと人々の経済格差は縮小していくはずであった。発展の初期には労働者の犠牲のうに資本家の富の蓄積が進むから、格差は拡大する。しかし経済成長が進むと教育が充実し、労働者の技能も高度化するため、労働者の所得は上昇し、その結果、格差は縮小に向かう。このような経済成長と所得格差の逆U字型の関係は発見者の名前をとってクズネツ曲線とよばれている。

ある。所得への累進課税や資産への課税を強化することによって格差を是正する試みは重要である。しかし、国際間の資本移動が容易になっているグローバル経済においては一国だけで課税を強化しても効果は薄い。税制について国際間で協調することが重要である。



↑クズネツ曲線

しかし1980年代以降、先進国の所得や富の格差は著しく拡大している。また、100年、200年という長期間をとってみると、格差はむしろ拡大しているという説もある。

①暗号資産(仮想通貨) 近年、代金の支払いなどに際してインターネット上でやりとりが可能な暗号資産(仮想通貨)が急速に拡大し、国際経済への影響が注目されている。

節のまとめ

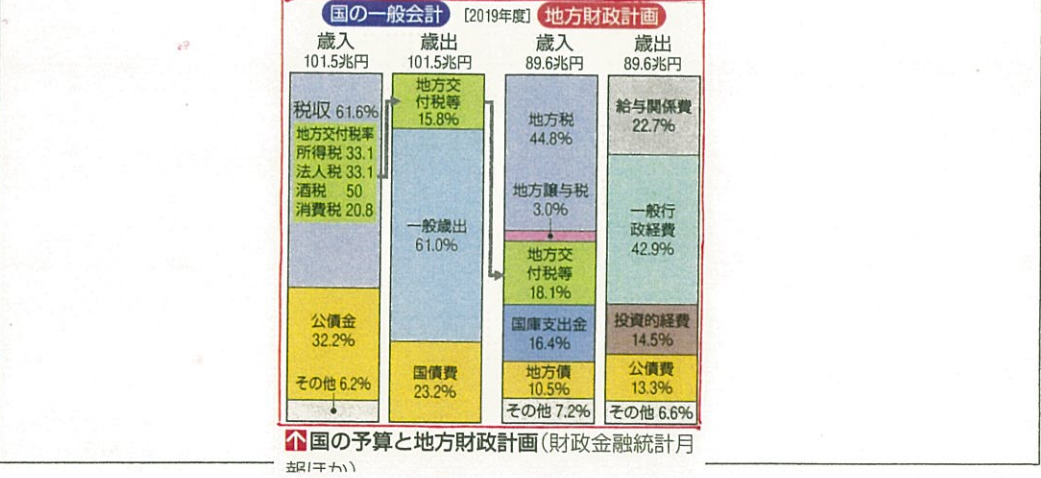
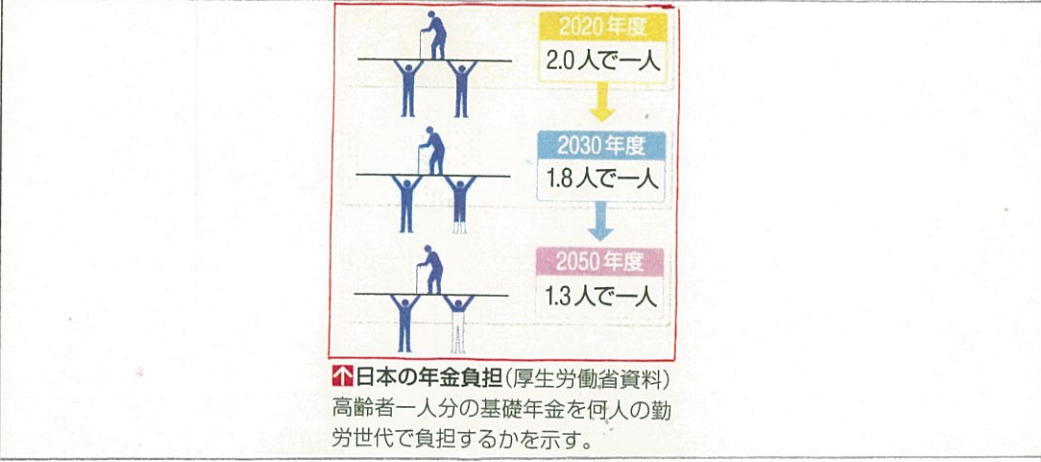
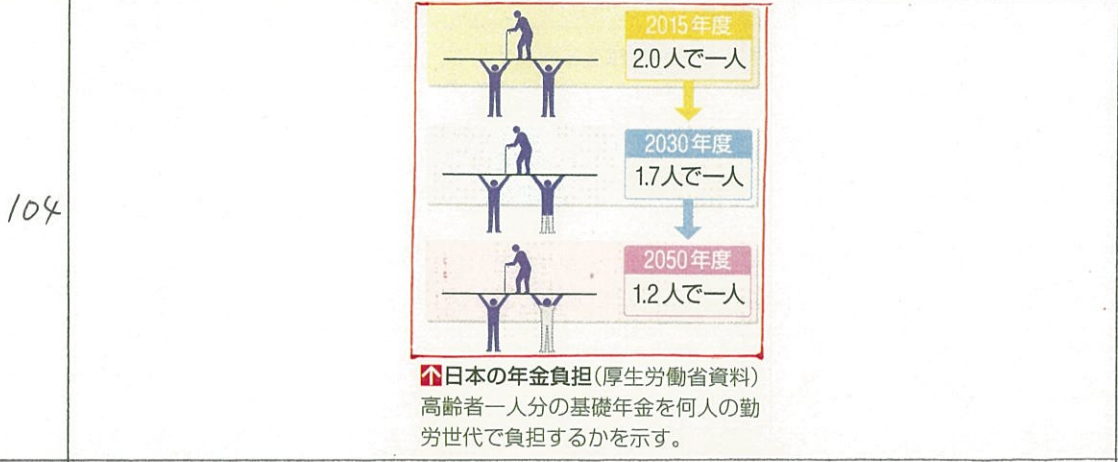
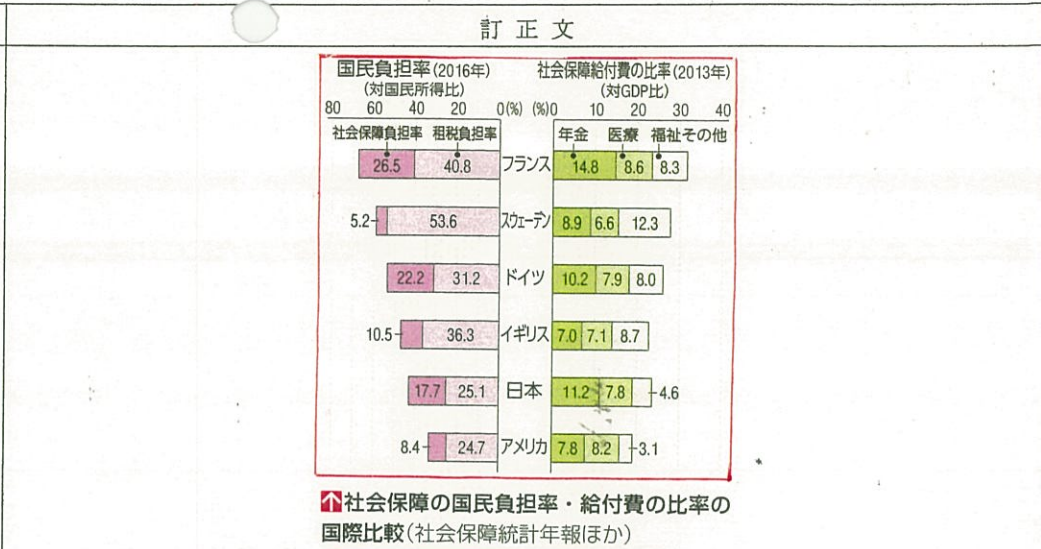
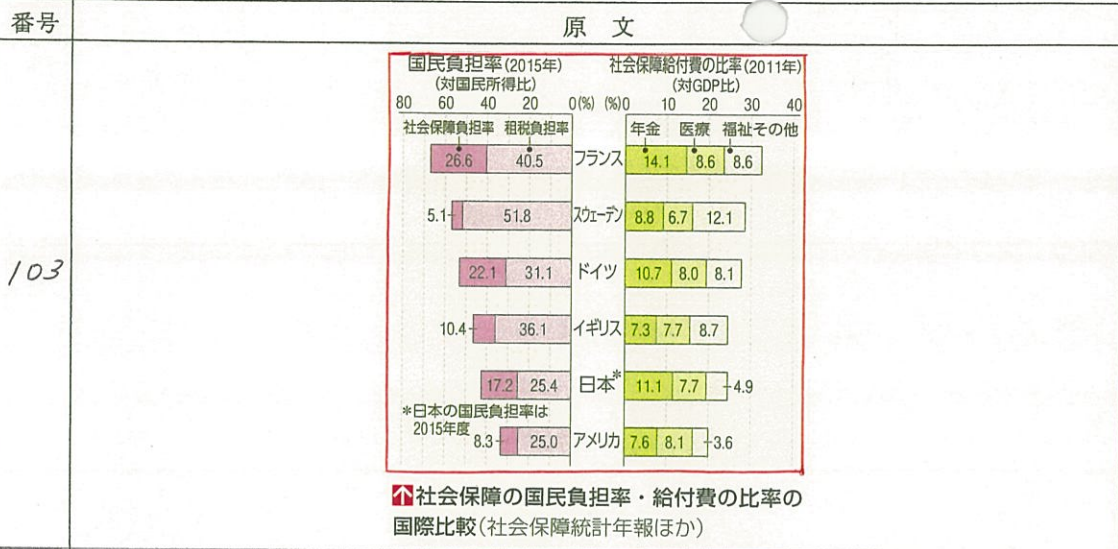
- 1 国際貿易の拡大が各国経済に与える影響について調べてみよう。
- 2 経済のグローバル化がもたらすメリットとデメリットについてそれぞれ検討してみよう。

101

102

現在、社会保障(関係)費は一般会計歳出のなかで3割を占め、最大の項目となっている。高齢化が進むなか、社会保障費

現在、社会保障(関係)費は一般会計歳出で3分の1を占め、最大の項目となっている。高齢化が進むなか、社会保障費

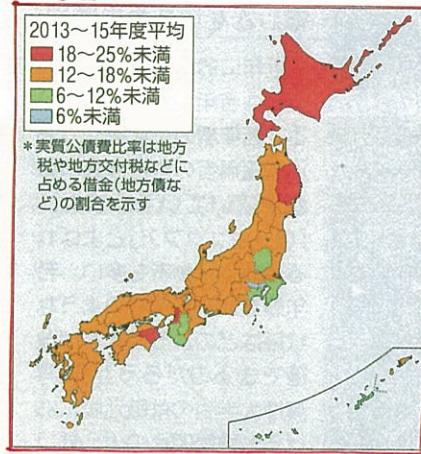


番号

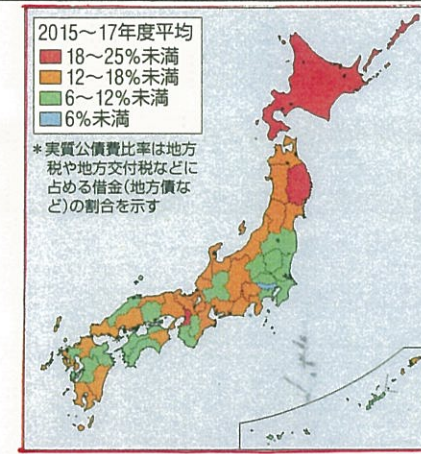
原文

訂正文

106

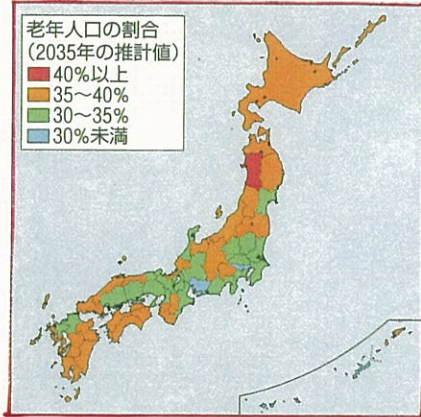


都道府県の実質公債費比率(総務省資料)

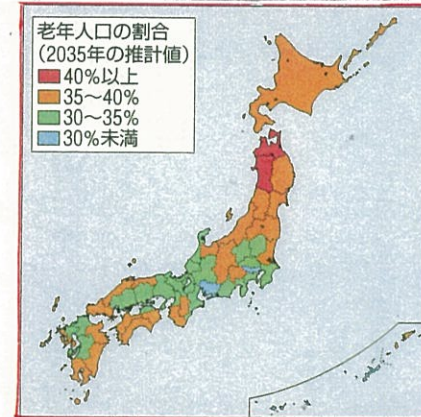


都道府県の実質公債費比率(総務省資料)

107

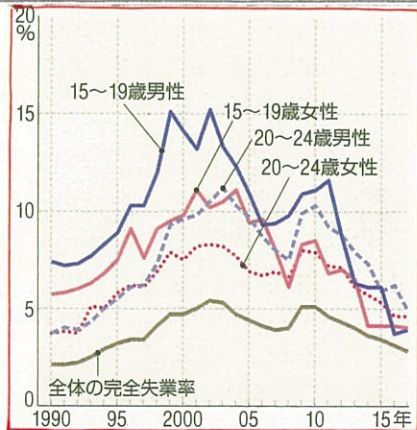


2035年の都道府県別老年人口の割合の予測(国立社会保障・人口問題研究所資料)

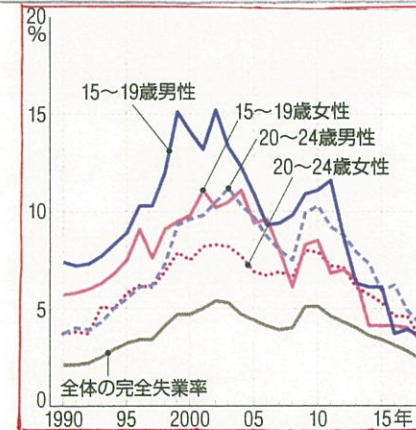


2035年の都道府県別老年人口の割合の予測(国立社会保障・人口問題研究所資料)

108



若年層の完全失業率の推移(労働力調査ほか)



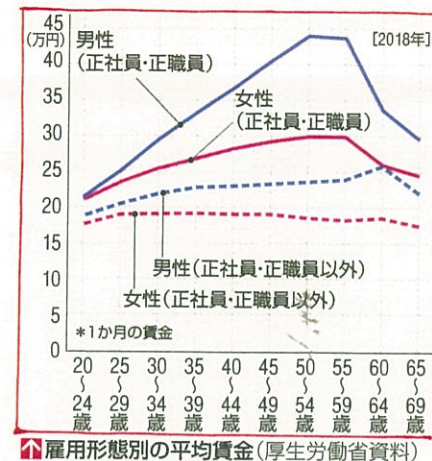
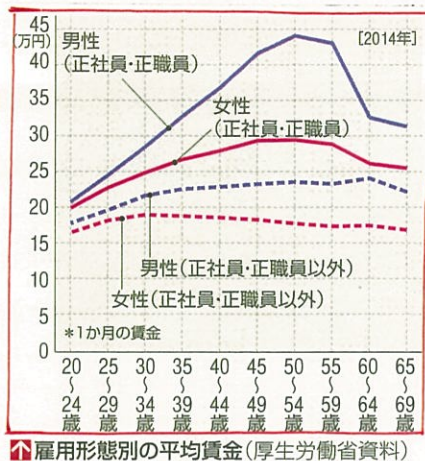
若年層の完全失業率の推移(労働力調査ほか)

番号

原文

訂正文

109



雇用形態別の平均賃金 (厚生労働省資料)

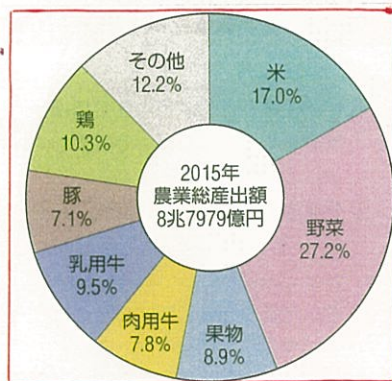
雇用形態別の平均賃金 (厚生労働省資料)

110

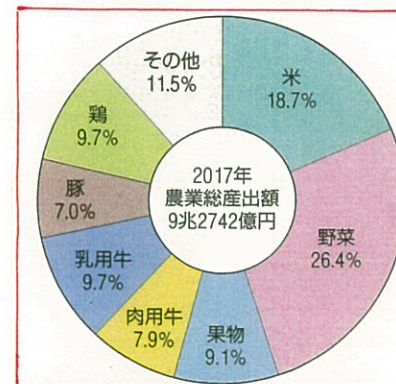
日本の農業総生産は2015年現在、国内総生産(GDP)の1%を下回り、農業就業人口は210万人と、ピーク時の2割を切り、全国の耕作放棄地は20年前の2倍近くに増えた。また、日本の食料自給率

日本の農業総生産は2017年現在、国内総生産(GDP)の1%を下回り、農業就業人口は180万人と、ピーク時の2割を切り、全国の耕作放棄地は20年前の2倍近くに増えた。また、日本の食料自給率

111



作物別の農業産出額 (農林水産省資料)



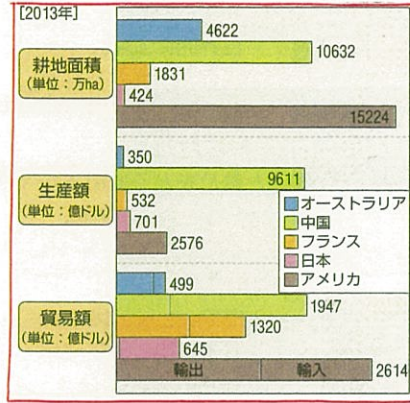
作物別の農業産出額 (農林水産省資料)

番号

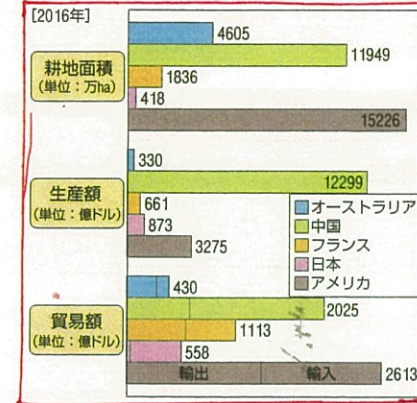
原文

訂正文

112

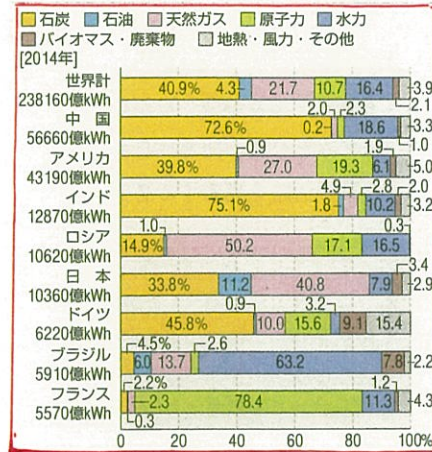


おもな国の農業関連指標 (FAO 資料)

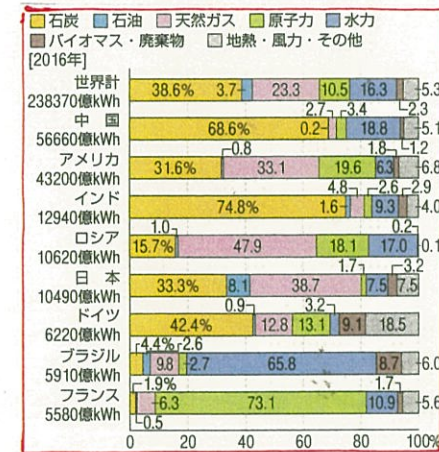


おもな国の農業関連指標 (FAO 資料)

113



おもな国の電源別発電量 (IEA 資料) 数値は各国内での発電量のみのもので、電力の輸出入は含まれていない。



おもな国の電源別発電量 (IEA 資料) 数値は各国内での発電量のみのもので、電力の輸出入は含まれていない。

114

原子力発電は全世界の発電量の約 11% を占めている (2014年)。原子力は大量

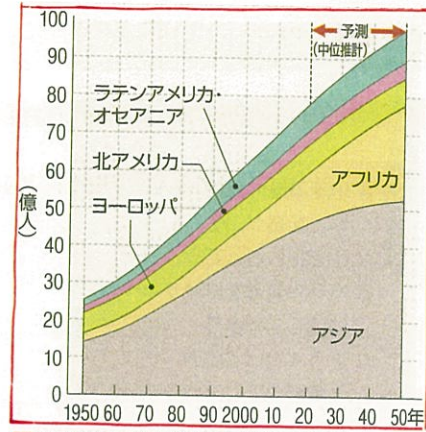
原子力発電は全世界の発電量の約 11% を占めている (2016年)。原子力は大量

番号

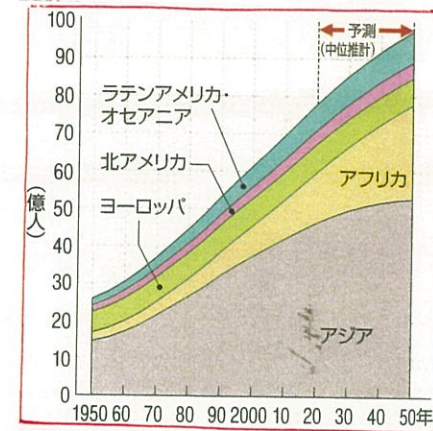
原文

訂正文

115



地域別の人口推移と予測(国際連合資料)



地域別の人口推移と予測(国際連合資料)

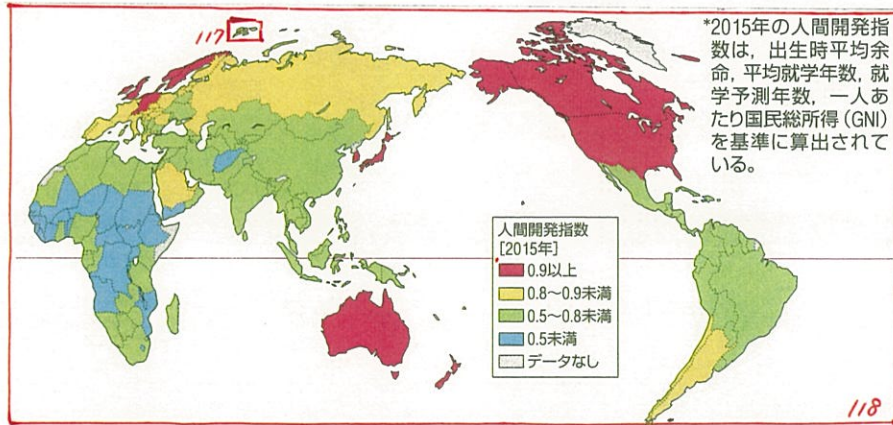
116

しかし、現在も8億人以上が極度の貧困に苦しみ、特に発展途上国においては、約5人に1人が、1日1.9ドル未満で生活する状況(絶対的貧困)におかれている。

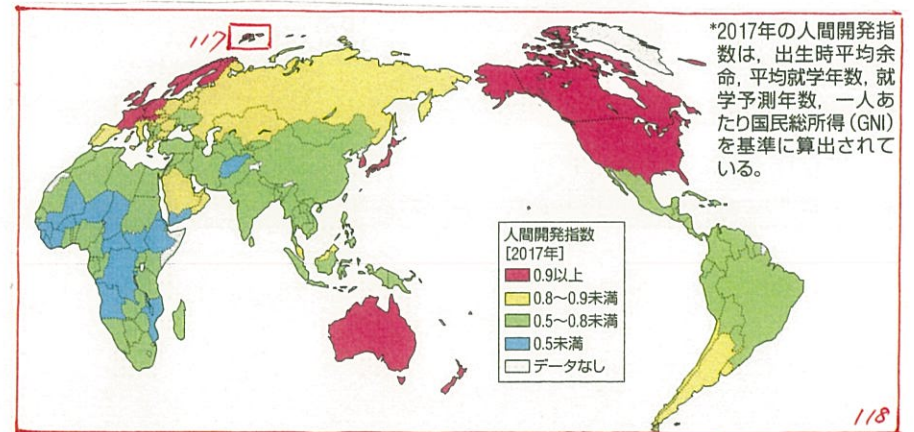
しかし、現在も7億人以上が極度の貧困に苦しみ、特に発展途上国においては、約9人に1人が、1日1.9ドル未満で生活する状況(絶対的貧困)におかれている。

117

118



人間開発指数(HDI)からみた世界(UNDP資料) 人間開発指数(HDI)は、各個人が「よい人生」を送るための自由と能力について、各国の到達度を測るための指標。0と1の間の数値で示され、1に近いほど個人の基本的選択肢が広く、人間開発が進んでいることを表す。



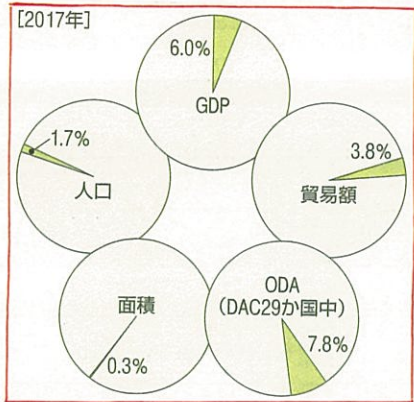
人間開発指数(HDI)からみた世界(UNDP資料) 人間開発指数(HDI)は、各個人が「よい人生」を送るための自由と能力について、各国の到達度を測るための指標。0と1の間の数値で示され、1に近いほど個人の基本的選択肢が広く、人間開発が進んでいることを表す。

番号

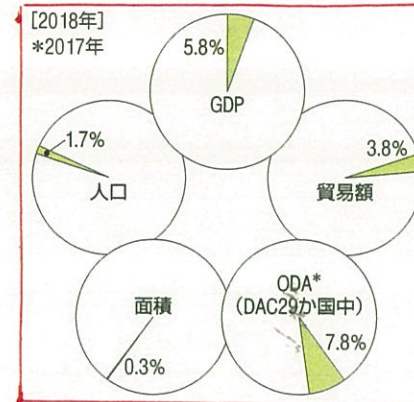
原文

訂正文

119



世界のなかの日本のシェア (世界銀行資料ほか)



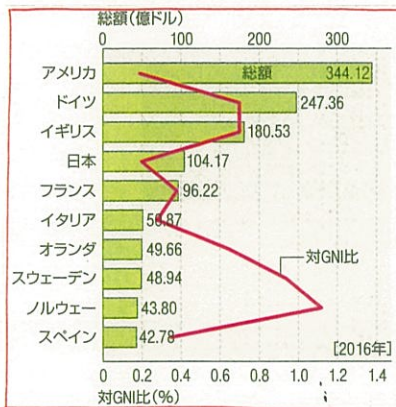
世界のなかの日本のシェア (世界銀行資料ほか)

121

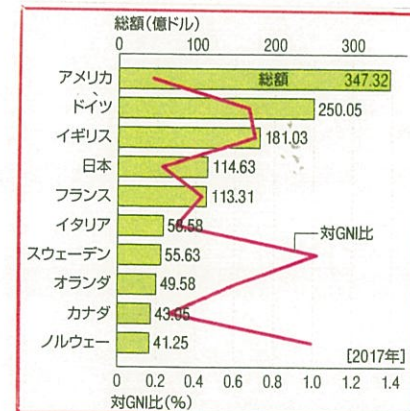
アイヌ文化振興法 31

アイヌ民族支援法 31

124



おもな国のODA支出額 (DAC資料)



おもな国のODA支出額 (DAC資料)

民法(抜すい)

●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号

第1編 総則

第1条[基本原則] ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③権利の濫用は、これを許さない。

第5条[未成年者の法律行為] ①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

第90条[公序良俗] 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第95条[錯誤] 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

第96条[詐欺又は強迫] ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第2編 物権

第206条[所有権の内容] 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第3編 債権

第446条[保証人の責任等] ①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

②保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。

③保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第709条[不法行為による損害賠償] 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第4編 親族

第725条[親族の範囲] 次に掲げる者は、親族とする。

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

第731条[婚姻適齢] 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第5編 相続

第887条[子及びその代襲者等の相続権]

①被相続人の子は、相続人となる。

②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

民法(抜すい)

●改正公布 昭和22年12月22日 法律第222号

第1編 総則

第1条[基本原則] ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③権利の濫用は、これを許さない。

第4条[成年] 年齢20歳をもって、成年とする。

第5条[未成年者の法律行為] ①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

第90条[公序良俗] 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第95条[錯誤] 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

第96条[詐欺又は強迫] ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第2編 物権

第206条[所有権の内容] 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第3編 債権

第446条[保証人の責任等] ①保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

②保証契約は、書面でなければ、その効力を

生じない。

③保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第709条[不法行為による損害賠償] 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第4編 親族

第725条[親族の範囲] 次に掲げる者は、親族とする。

- 1 6親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 3親等内の姻族

第731条[婚姻適齢] 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第5編 相続

第887条[子及びその代襲者等の相続権]

①被相続人の子は、相続人となる。

②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

番号

原文

訂正文

日本の世界遺産

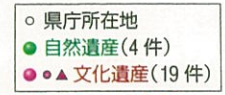
2018年9月現在

日本の世界遺産

2019年9月現在

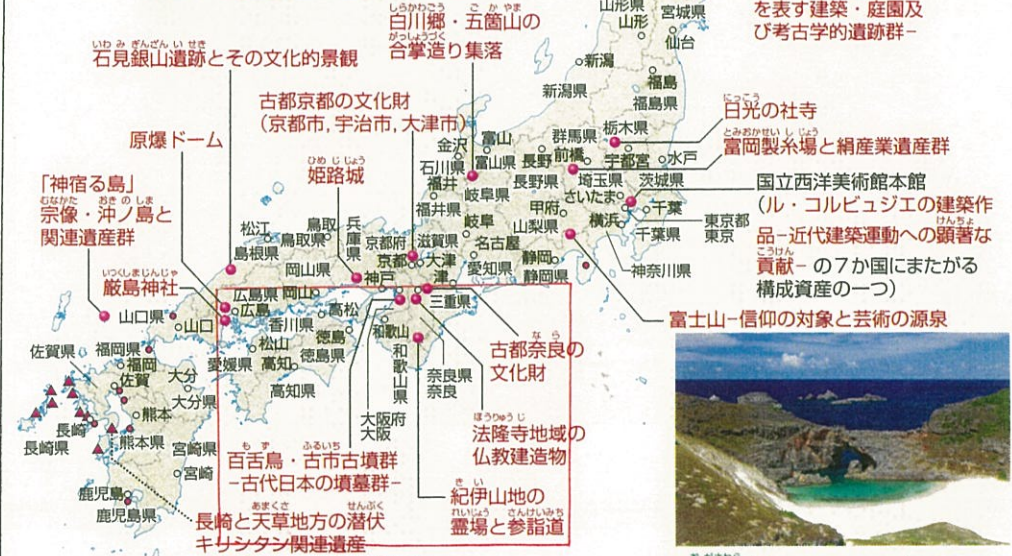
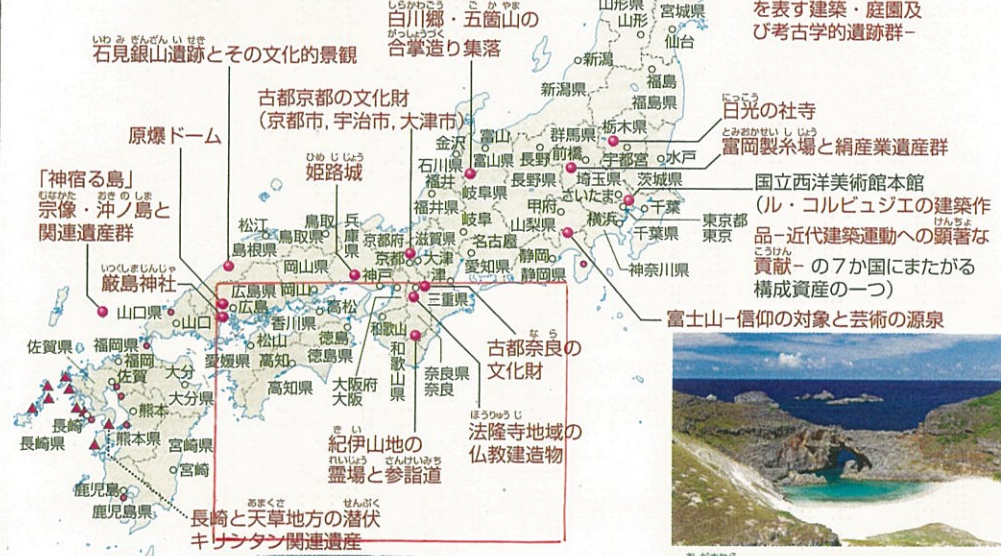


* ●は明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
* ▲は長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産



* ●は明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
* ▲は長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

122



0 200km

0 200km

0 100km 0 50km

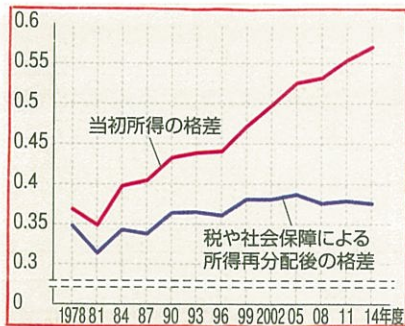
0 100km 0 50km

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
157	左下グラフ	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
197	左下地図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)
198	上地図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
199	右上地図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
199	右上地図	(添付別紙 2 参照)	(添付別紙 2 参照)
後見返		(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 4 参照)
後見返		(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 4 参照)
後見返		(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 4 参照)
後見返		(添付別紙 3 参照)	(添付別紙 4 参照)
197	左下地図	(添付別紙 1 参照)	(添付別紙 1 参照)

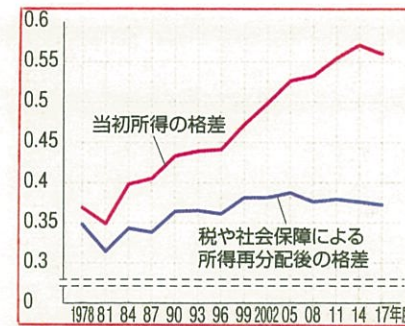
番号

原文

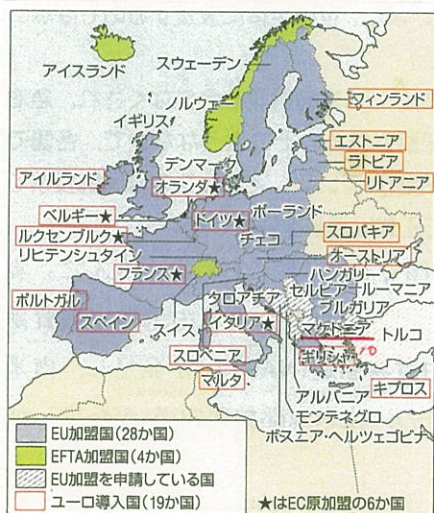
訂正文



▲所得のジニ係数の推移(厚生労働省資料)
 ジニ係数は格差をはかる指標で、0から1までの値をとり、1に近いほど格差が大きいことを示している。



▲所得のジニ係数の推移(厚生労働省資料)
 ジニ係数は格差をはかる指標で、0から1までの値をとり、1に近いほど格差が大きいことを示している。



▲ヨーロッパの地域統合(2018年8月現在)



▲ヨーロッパの地域統合(2019年10月現在)

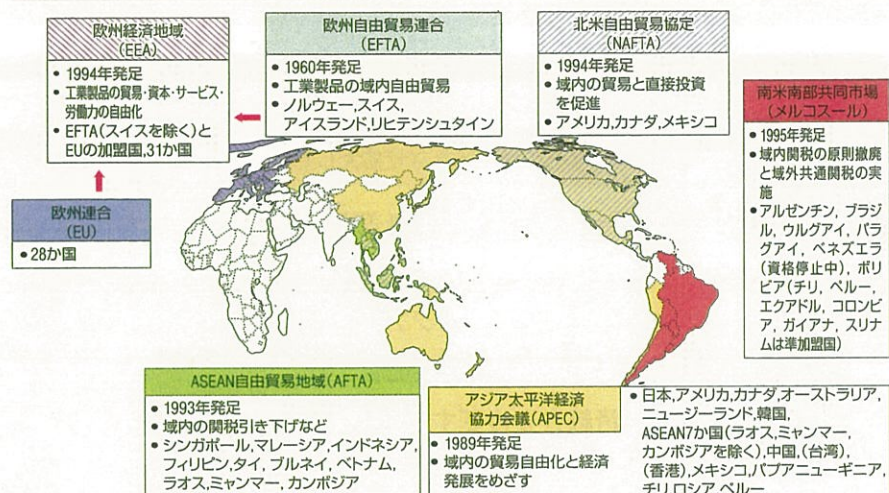
2
10

番号

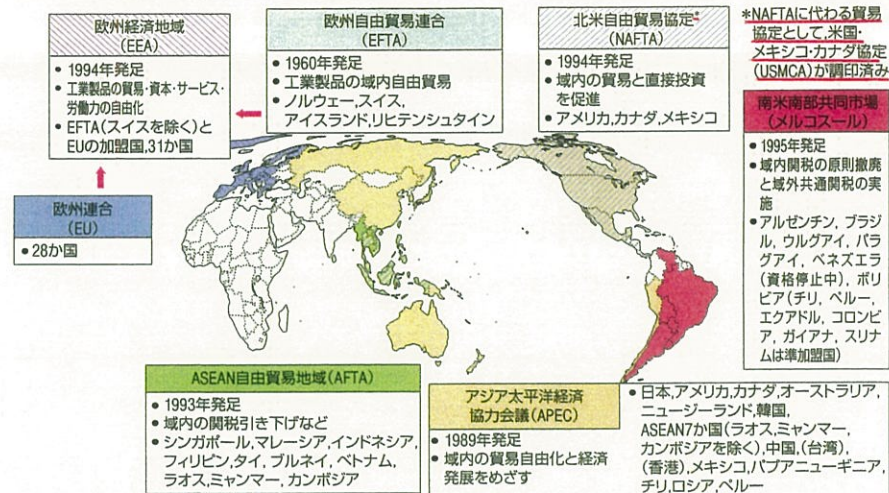
原文

訂正文

3



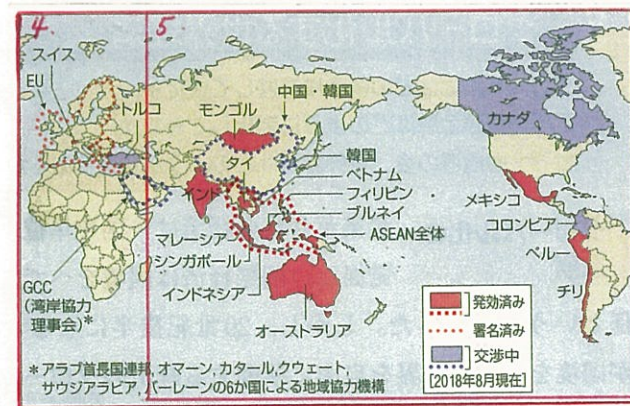
世界のおもな地域統合 (2018年8月現在)



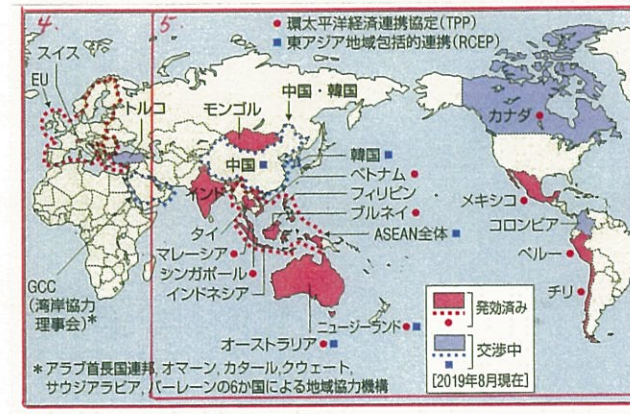
世界のおもな地域統合 (2019年10月現在)

4

5



日本のFTA・EPAの現状



日本のFTA・EPAの現状

世界の現状

独立国・国際機関の加盟国は
2018年9月現在
8.

NAFTA(3か国)

アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ

米州機構(35か国)

アメリカ合衆国	コスタリカ
カナダ	セントルシア
アンティグア・バーブーダ	セントビンセント・グレナディーン諸島
ドミニカ	セントクリストファー・ネイビス
グレナダ	

- メキシコ
- グアテマラ
- ペルー
- ホンジュラス
- エルサルバドル
- ニカラグア
- パナマ
- ハイチ
- ドミニカ共和国
- バルバドス
- トリニダード・トバゴ
- バハマ
- キューバ
- ジャマイカ
- チリ
- ペルー
- コロンビア
- エクアドル
- スリナム
- ガイアナ
- アルゼンチン
- ブラジル
- パラグアイ
- ウルグアイ
- ベネズエラ
- ボリビア

メルコスール(6か国)

南米諸国共同市場

ラテンアメリカ経済機構(26か国)

●はALADI加盟国(13か国)

EFTA(4か国)

スイス
リヒテンシュタイン

NATO(29か国)

カナダ
アメリカ合衆国
トルコ
アルバニア

ノルウェー

アイスランド
モンテネグロ

オランダ	チェコ
ベルギー	ハンガリー
ルクセンブルク	ポーランド
ドイツ	スロバキア
フランス	スロベニア
イタリア	エストニア
イギリス	ラトビア
デンマーク	リトアニア
ギリシャ	ブルガリア
スペイン	ルーマニア
ポルトガル	クロアチア

アイルランド	フィンランド
スウェーデン	マルタ
オーストラリア	キプロス

EU(28か国)

OECD(36か国)

アメリカ合衆国	ギリシャ
カナダ	トルコ
メキシコ	スペイン
イギリス	ポルトガル
フランス	日本
ドイツ	韓国
イタリア	オーストラリア
ベルギー	ニュージーランド
オランダ	ハンガリー
ルクセンブルク	チェコ
ノルウェー	ポーランド
スウェーデン	スロバキア
デンマーク	チリ
アイスランド	スロベニア
フィンランド	イスラエル
アイルランド	エストニア
スイス	ラトビア
オーストラリア	リトアニア

アフリカ連合(AU)

(55か国・地域)
アフリカ圏の全独立国と西サハラ

CIS(11か国)

ロシア連邦
ウクライナ
ベラルーシ
カザフスタン
ウズベキスタン
トルクメニスタン
タジキスタン
キルギス
アルメニア
アゼルバイジャン
モルドバ

OPEC(15か国)

ベネズエラ	エクアドル
イラン	アンゴラ
ナイジェリア	ガボン
赤道ギニア	コンゴ共和国
イラク	アルジェリア
クウェート	リビア
サウジアラビア	カタール
アラブ首長国連邦	
バーレーン	エジプト
シリア	

OAPEC(10か国)

APEC(21か国・地域)

日本	ブルネイ
アメリカ合衆国	中国
カナダ	台湾
オーストラリア	香港
ニュージーランド	メキシコ
韓国	チリ
シンガポール	パプアニューギニア
マレーシア	ニア
インドネシア	ベトナム
フィリピン	ペルー
タイ	ロシア連邦

上海協力機構(8か国)

中国	ウズベキスタン	インド
ロシア連邦	タジキスタン	パキスタン
カザフスタン	キルギス	

ASEAN(10か国)

タイ
マレーシア
フィリピン
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
パプアニューギニア
ニア
ベトナム
ペルー
ミャンマー
カンボジア

- | | | | |
|-------------|----------|----------|-------------|
| 1 モナコ | 5 スロベニア | 10 マケドニア | 17 ジョージア |
| 2 リヒテンシュタイン | 6 クロアチア | 11 エストニア | 18 アルメニア |
| 3 サンマリノ | 7 ポスニア | 12 ラトビア | 19 アゼルバイジャン |
| 4 パチカ | 8 セルビア | 13 リトアニア | 20 ウズベキスタン |
| | 9 モンテネグロ | 14 ベラルーシ | 21 トルクメニスタン |
| | | 15 ウクライナ | 22 タジキスタン |
| | | 16 モルドバ | 23 キルギス |

一人あたりGNI(米ドル)

- 12476以上 (高所得国)
- 4036~12475 (中所得国・上位)
- 1026~4035 (中所得国・下位)
- 1025以下 (低所得国)
- データなし

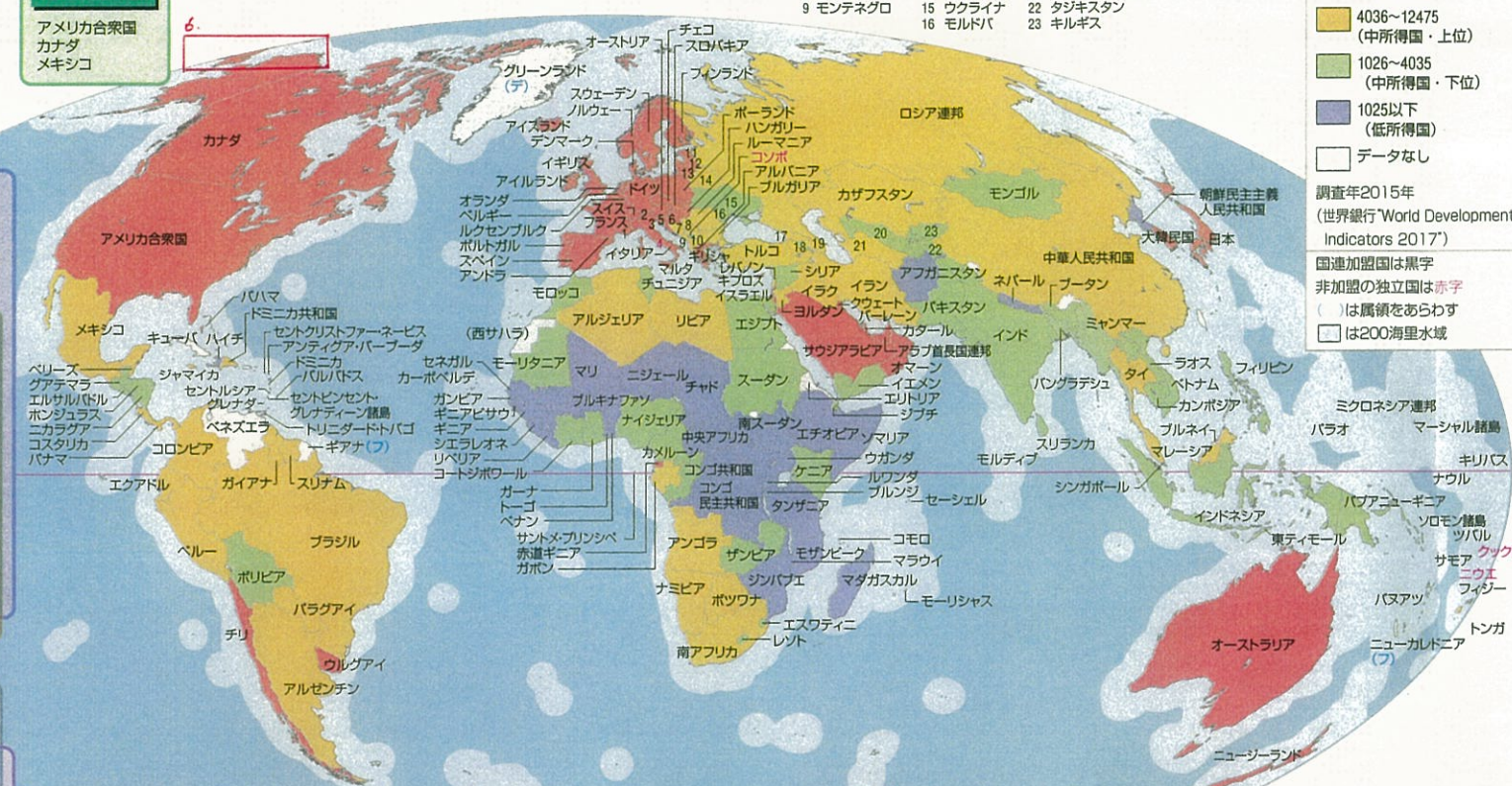
調査年2015年
(世界銀行"World Development Indicators 2017")

国連加盟国は黒字

非加盟の独立国は赤字

()は属領をあらわす

□は200海里水域



6
7
8
9

世界の現状

独立国・国際機関の加盟国は
2019年10月現在

NAFTA(3か国)
アメリカ合衆国
カナダ
メキシコ

*2018年にNAFTAに代わって
米・メキシコ・カナダ協定
(USMCA)が調印された。

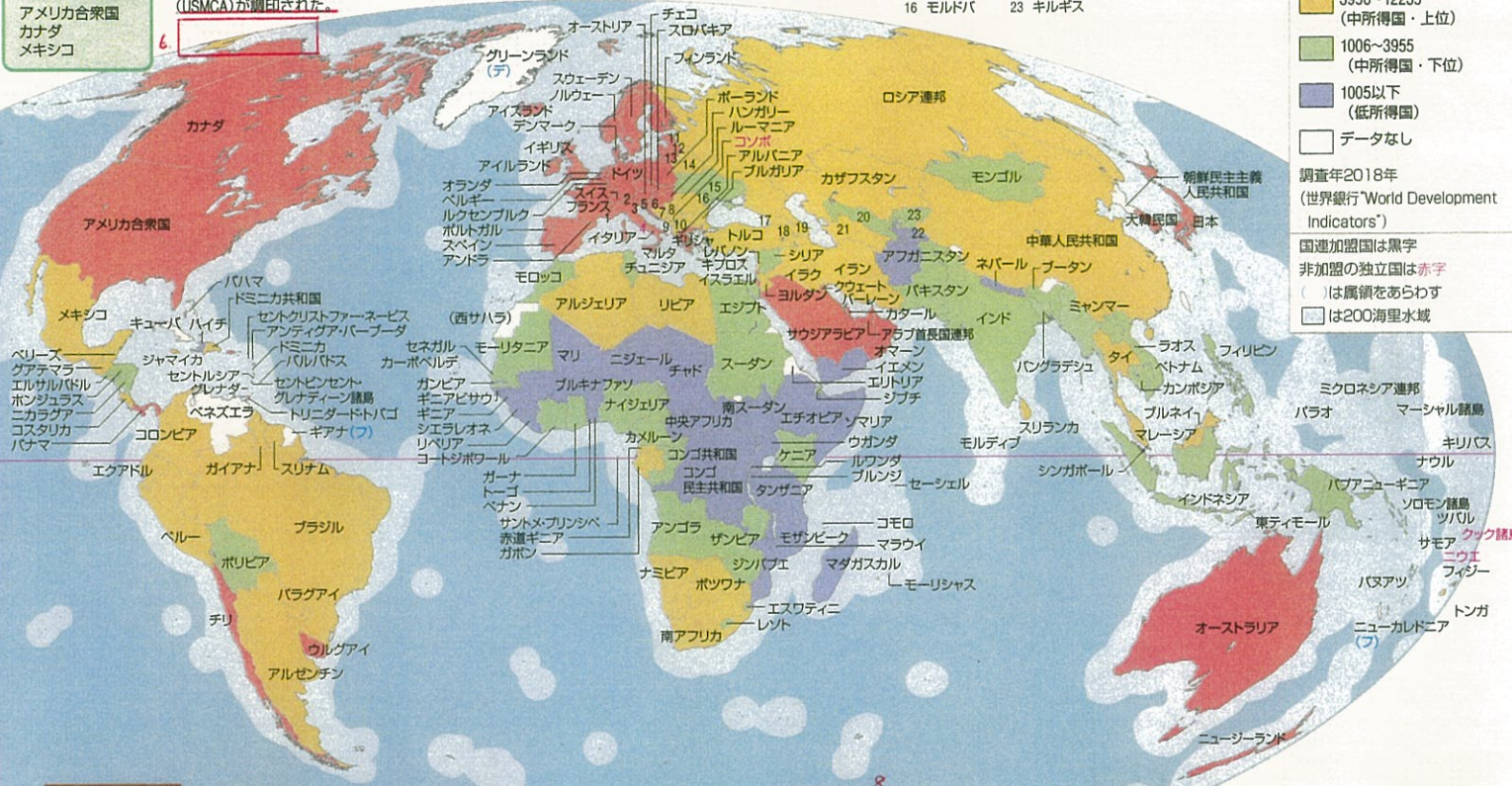
- 1 モナコ
- 2 リヒテンシュタイン
- 3 サンマリノ
- 4 パチカン
- 5 スロベニア
- 6 クロアチア
- 7 ボスニア・ヘルツェゴビナ
- 8 セルビア
- 9 モンテネグロ
- 10 北マケドニア
- 11 エストニア
- 12 ラトビア
- 13 リトアニア
- 14 ベラルーシ
- 15 ウクライナ
- 16 モルドバ
- 17 ジョージア
- 18 アルメニア
- 19 アゼルバイジャン
- 20 ウズベキスタン
- 21 トルクメニスタン
- 22 タジキスタン
- 23 キルギス

一人あたりGNI(米ドル)

- 12236以上 (高所得国)
- 3956~12235 (中所得国・上位)
- 1006~3955 (中所得国・下位)
- 1005以下 (低所得国)
- データなし

調査年2018年
(世界銀行"World Development Indicators")

国連加盟国は黒字
非加盟の独立国は赤字
()は属領をあらわす
□は200海里水域



米州機構(35か国)

- アメリカ合衆国
カナダ
アンティグア・バーブーダ
ドミニカ
グレナダ
- コスタリカ
セントルシア
セントビンセント・グレナディーン諸島
セントクリストファー・ネイビス

- メキシコ
 - グアテマラ
 - ペルー
 - ホンジュラス
 - エルサルバドル
 - ニカラグア
 - パナマ
 - ハイチ
 - ドミニカ共和国
 - パラボス
 - トリニダード・トバゴ
 - バハマ
 - キューバ
 - ジャマイカ
 - チリ
 - ペルー
 - コロンビア
 - エクアドル
 - スリナム
 - ガイアナ
 - セントクリストファー・ネイビス
 - アンティグア・バーブーダ
 - ドミニカ
 - パラボス
 - セントビンセント・グレナディーン諸島
 - トリニダード・トバゴ
 - キアナ(F)
 - アルゼンチン
 - ブラジル
 - パラグアイ
 - ウルグアイ
 - ベネズエラ
 - ボリビア
- メルコスール(6か国)
南米南部共同市場

ラテンアメリカ経済機構(26か国)

- はALADI加盟国(13か国)

EFTA(4か国)

- スイス
- リヒテンシュタイン

NATO(29か国)

- カナダ
アメリカ合衆国
トルコ
アルバニア
- ブルウェー
アイスランド
モンテネグロ

- オランダ
- ベルギー
- ルクセンブルク
- ドイツ
- フランス
- イタリア
- イギリス
- デンマーク
- ギリシャ
- スペイン
- ポルトガル
- チェコ
- ハンガリー
- ポーランド
- スロバキア
- スロベニア
- エストニア
- ラトビア
- リトアニア
- ブルガリア
- ルーマニア
- クロアチア

- アイルランド
- スウェーデン
- オーストリア
- フィンランド
- マルタ
- キプロス

EU(28か国)

OECD(36か国)

- アメリカ合衆国
- カナダ
- メキシコ
- イギリス
- フランス
- ドイツ
- イタリア
- ベルギー
- オランダ
- ルクセンブルク
- ノルウェー
- スウェーデン
- デンマーク
- アイスランド
- フィンランド
- アイルランド
- スイス
- オーストリア
- ギリシャ
- トルコ
- スペイン
- ポルトガル
- 日本
- 韓国
- オーストラリア
- ニュージーランド
- ハンガリー
- チェコ
- ポーランド
- スロバキア
- チリ
- スロベニア
- イスラエル
- エストニア
- ラトビア
- リトアニア

アフリカ連合(AU)(55か国・地域)

アフリカ圏の全独立国と西サハラ

CIS(11か国)

- ロシア連邦
- ウクライナ
- ベラルーシ
- カザフスタン
- ウズベキスタン
- トルクメニスタン
- タジキスタン
- キルギス
- アルメニア
- アゼルバイジャン
- モルドバ

OPEC(14か国)

- ベネズエラ
- イラン
- ナイジェリア
- 赤道ギニア
- エクアドル
- アンゴラ
- ガボン
- コンゴ共和国
- アルジェリア
- リビア
- バーレーン
- シリア
- エジプト
- カタール

OAPEC(10か国)

- アラブ首長国連邦
- カタール

APEC(21か国・地域)

- 日本
- アメリカ合衆国
- カナダ
- オーストラリア
- ニュージーランド
- 韓国
- シンガポール
- マレーシア
- インドネシア
- フィリピン
- タイ
- ブルネイ
- 中国
- 台湾
- 香港
- メキシコ
- チリ
- バプアニューギニア
- ニア
- ベトナム
- ペルー
- ロシア連邦

ASEAN(10か国)

- タイ
- マレーシア
- フィリピン
- インドネシア
- シンガポール
- ブルネイ
- ベトナム
- ラオス
- ミャンマー
- カンボジア

上海協力機構(8か国)

- 中国
- ロシア連邦
- カザフスタン
- ウズベキスタン
- タジキスタン
- キルギス
- インド
- パキスタン

6
7
8
9